

博物館特別展示室改修ほか工事

設計図

【建築図】		【電気設備図】		【機械設備図】			
A-01	特記仕様書 (改修1)	E T-001	特記仕様書 建築電気設備1	E-508	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 4階 平面図	M T-001	特記仕様書 建築機械設備1
A-02	特記仕様書 (改修2)	E T-002	特記仕様書 建築電気設備2	E-509	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 5階 平面図	M T-002	特記仕様書 建築機械設備2
A-03	特記仕様書 (改修3)	E-001	外構・案内図	E-510	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 6階 平面図	M-001	衛生設備 配置図・敷地案内図・凡例
A-04	特記仕様書 (改修4)	E-101	(改修) 照明器具 姿図			M-101	衛生設備 器具表 (改修前)
A-05	特記仕様書 (改修5)	E-102	(改修) 電灯設備 B2階 平面図	E K-001	(既存) 幹線・動力設備 系統図 1	M-102	衛生設備 器具表 (更新対象のみ)
A-06	特記仕様書 (改修6)	E-103	(改修) 電灯設備 B1階 平面図	E K-002	(既存) 幹線・動力設備 系統図 2	M-103	衛生設備 機器表 (改修後)
A-07	敷地案内図、配置図	E-104	(改修) 電灯設備 1階 平面図	E K-101	(既存) 電灯分電盤 負荷表 1	M-201	衛生設備 系統図 (改修前)
A-08	ビット階平面図【改修前】	E-105	(改修) 電灯設備 2階 平面図	E K-102	(既存) 電灯分電盤 負荷表 2	M-202	衛生設備 系統図 (改修後)
A-09	B 2階平面図【改修前】	E-106	(改修) 電灯設備 3階 平面図	E K-103	(既存) 電灯分電盤 負荷表 3	M-301	衛生設備 ビット階平面図
A-10	B 1階平面図【改修前】	E-107	(改修) 電灯設備 4階 平面図	E K-104	(既存) 電灯分電盤 負荷表 4	M-302	衛生設備 B 2階平面図
A-11	1階平面図【改修前】	E-108	(改修) 電灯設備 5階 平面図	E K-105	(既存) 電灯分電盤 負荷表 5	M-303	衛生設備 B 1階平面図
A-12	2階平面図【改修前】	E-201	(改修) 誘導灯・非常照明器具 姿図	E K-201	(撤去) 照明機器 姿図	M-304	衛生設備 1階平面図
A-13	3階平面図【改修前】	E-202	(改修) 非常灯・誘導灯設備 B1階 平面図	E K-202	(撤去) 電灯設備 B2階 平面図	M-305	衛生設備 2階平面図
A-14	4階平面図【改修前】	E-203	(改修) 非常灯・誘導灯設備 1階 平面図	E K-203	(撤去) 電灯設備 B1階 平面図	M-306	衛生設備 3階平面図
A-15	5階平面図【改修前】	E-204	(改修) 非常灯・誘導灯設備 2階 平面図	E K-204	(撤去) 電灯設備 1階 平面図	M-307	衛生設備 4階平面図
A-16	6階平面図【改修前】	E-205	(改修) 非常灯・誘導灯設備 3階 平面図	E K-205	(撤去) 電灯設備 2階 平面図	M-308	衛生設備 5階平面図
A-17	ビット階平面図【改修後】	E-206	(改修) 非常灯・誘導灯設備 4階 平面図	E K-206	(撤去) 電灯設備 3階 平面図	M-401	衛生設備 詳細図(1) (改修前・改修後)
A-18	B 2階平面図【改修後】	E-207	(改修) 非常灯・誘導灯設備 5階 平面図	E K-207	(撤去) 電灯設備 4階 平面図	M-402	衛生設備 詳細図(2) (改修前・改修後)
A-19	B 1階平面図【改修後】	E-301	(改修) 幹線・動力設備 系統図 1	E K-208	(撤去) 電灯設備 5階 平面図	M-403	衛生設備 詳細図(3) (改修前・改修後)
A-20	1階平面図【改修後】	E-302	(改修) 幹線・動力設備 系統図 2	E K-301	(撤去) 非常灯・誘導灯器具 姿図	M-404	衛生設備 詳細図(4) (改修前・改修後)
A-21	2階平面図【改修後】	E-303	(改修) 電灯分電盤 負荷表 1	E K-302	(撤去) 非常灯・誘導灯設備 B1階 平面図	M-405	衛生設備 詳細図(5) (改修前・改修後)
A-22	3階平面図【改修後】	E-304	(改修) 電灯分電盤 負荷表 2	E K-303	(撤去) 非常灯・誘導灯設備 1階 平面図	M-501	空調設備 ダクト各階平面図 (改修前・改修後)
A-23	4階平面図【改修後】	E-305	(改修) 電灯分電盤 負荷表 3	E K-304	(撤去) 非常灯・誘導灯設備 2階 平面図		
A-24	5階平面図【改修後】	E-306	(改修) 電灯分電盤 負荷表 4	E K-305	(撤去) 非常灯・誘導灯設備 3階 平面図		
A-25	6階平面図【改修後】	E-307	(改修) 幹線・動力・コンセント設備 B2階 平面図	E K-306	(撤去) 非常灯・誘導灯設備 4階 平面図		
	【特別展示室改修ほか工事】	E-308	(改修) 幹線・動力・コンセント設備 B1階 平面図	E K-307	(撤去) 非常灯・誘導灯設備 5階 平面図		
A-26	仕上表、5階建具表	E-309	(改修) 幹線・動力・コンセント設備 1階 平面図	E K-401	(撤去) トイレ呼出し設備 機器姿図		
A-27	4階平面詳細図	E-310	(改修) 幹線・動力・コンセント設備 2階 平面図	E K-402	(撤去) トイレ呼出し設備 1階 平面図		
A-28	断面詳細図(B階段、4階)、4階天伏図	E-311	(改修) 幹線・動力・コンセント設備 3階 平面図	E K-403	(撤去) トイレ呼出し設備 2階 平面図		
A-29	4階特別展示室 展開図、展示パネル詳細図	E-312	(改修) 幹線・動力・コンセント設備 4階 平面図	E K-404	(撤去) トイレ呼出し設備 3階 平面図		
	【便所改修工事】	E-313	(改修) 幹線・動力・コンセント設備 5階 平面図	E K-405	(撤去) トイレ呼出し設備 4階 平面図		
A-30	【便所改修】 仕上表 1	E-401	拡声設備 システム系統図	E K-406	(撤去) トイレ呼出し設備 5階 平面図		
A-31	【便所改修】 仕上表 2	E-402	拡声設備 機器姿図	E K-501	(撤去) 拡声設備 B2階 平面図		
A-32	【便所改修】 地下1、2階トイレ洋式化 改修前	E-403	トイレ呼出し設備 系統図・機器姿図	E K-502	(撤去) 拡声設備 B1階 平面図		
A-33	【便所改修】 地下1、2階トイレ洋式化 改修後	E-404	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 B2階 平面図	E K-503	(撤去) 拡声設備 1階 平面図		
A-34	【便所改修】 1階トイレ洋式化 改修前	E-405	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 B1階 平面図	E K-504	(撤去) 拡声設備 2階 平面図		
A-35	【便所改修】 1階トイレ洋式化 改修後	E-406	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 1階 平面図	E K-505	(撤去) 拡声設備 3階 平面図		
A-36	【便所改修】 2階トイレ洋式化 改修前	E-407	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 2階 平面図	E K-506	(撤去) 拡声設備 4階 平面図		
A-37	【便所改修】 2階トイレ洋式化 改修後	E-408	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 3階 平面図	E K-507	(撤去) 拡声設備 5階 平面図		
A-38	【便所改修】 3～5階トイレ洋式化 改修前	E-409	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 4階 平面図	E K-508	(撤去) 拡声設備 6階 平面図		
A-39	【便所改修】 3～5階トイレ洋式化 改修後	E-410	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 5階 平面図	E K-601	(撤去) 自動火災報知設備 B2階 平面図		
A-40	【便所改修】 4、5階トイレ洋式化 改修前後	E-411	(改修) 拡声・トイレ呼出し設備 6階 平面図	E K-602	(撤去) 自動火災報知設備 B1階 平面図		
A-41	【便所改修】 建具表	E-501	自動火災報知設備 系統図・凡例	E K-603	(撤去) 自動火災報知設備 1階 平面図		
A-42	【便所改修】 雑詳細図	E-502	防排煙設備 系統図・運動表	E K-604	(撤去) 自動火災報知設備 2階 平面図		
A-43	【便所改修】 天井裏エアチャンパー改修図	E-503	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 B2階 平面図	E K-605	(撤去) 自動火災報知設備 3階 平面図		
	【外部パネル改修工事】	E-504	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 B1階 平面図	E K-606	(撤去) 自動火災報知設備 4階 平面図		
A-44	外部パネル改修図	E-505	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 1階 平面図	E K-607	(撤去) 自動火災報知設備 5階 平面図		
		E-506	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 2階 平面図	E K-608	(撤去) 自動火災報知設備 6階 平面図		
		E-507	(改修) 自動火災報知設備・防排煙設備 3階 平面図				

博物館特別展示室改修ほか工事特記仕様書	
総 則	
工 事 概 要	<p>1. 工事場所 四日市市 安島一丁目 地内</p> <p>2. 工事種目 内装改修工事、便所改修工事</p>
1. 共通仕様	<p>(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。</p>
2. 特記仕様	<p>(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3) 特記事項に記載の〔 . . . 〕内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4) 特記事項に記載の(標 . . .)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p>
部分完成	○無 ・有()
部分引渡し	○無 ・有()
1) 保険及び保証	<p>○建設工事保険 (保険証の写しを提出)</p> <p>○請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出)</p> <p>(○管理財物担保特約に加入のこと)</p> <p>・任意にて加入</p>
2) 建設共済等	<p>下記の制度について加入すること。</p> <p>○法定外労災補償制度 (加入証明書の写しを提出)</p> <p>○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上</p> <p>なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>・任意にて加入</p> <p>※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項</p> <p>資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>

章	項 目	特 記 事 項
1章 一般 共通 事項	① 通用基準等	<p>○建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 28 年版)</p> <p>⊗工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 30 年版)</p>
	② 工事実績情報の登録	※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。 [1.1.4]
	③ 品質計画	<p>※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事</p> <p>※風速 (V₀)=34 m毎秒</p> <p>地表面粗度 ※Ⅲ(Z_b=5 Z_g=450 α=0.20) ・Ⅱ(Z_b=5 Z_g=350 α=0.15)</p> <p>積雪区分 ※30 cm ・40 cm</p>
	④ 電気保安技術者	<p>・適用する。 ○適用しない。 [1.3.3]</p> <p>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p>
	5① 週休2日制工事	<p>「四日市市週休2日制工事実施要領(営繕工事)」(令和6年7月19日改正適用)に基づく適用は下記による。</p> <p>○週休2日制工事対象</p> <p>・週休2日制工事(受注者希望型)対象</p> <p>・週休2日制対象外工事(・工事の実働日数が30日未満の工事 ・現場閉所困難な工事)</p>
5② 施工条件	<p>[1.3.5]</p> <p>○工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ○駐車場の提供は無しとする。</p> <p>○工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。</p> <p>○現場工事は月～金とし、土、日、祝日に作業を行う場合は、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>○施工作业時間は原則8:30～17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。</p> <p>○施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。</p> <p>○工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担(道路占用許可申請における占用料は除く)とする。</p> <p>・仮囲い等について周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。</p> <p>○工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。</p> <p>○資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。</p> <p>○大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。</p> <p>・高さ10mを超える足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。</p> <p>○道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。</p> <p>○既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。</p> <p>○工事により発生する廃材は適切処理を行うこと。</p> <p>○工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。</p> <p>○振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。</p>	

⑥ 発生材の処理	<p>○音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。</p> <p>○博物館の休館日は令和6年11月1日～令和7年2月28日であるが、施設管理者は事務所を利用するため、施設管理に支障をきたさないように協力すること。</p> <p>○同一敷地内での別途工事(博物館受変電及び発電機設備更新工事、博物館ILベ-ク改修工事、博物館受水槽ほか更新工事等)について、停電・断水・搬出入等の受注者間の調整を行うこと。</p> <p>○現場作業は、令和6年11月1日～令和7年2月21日とし、工事担当課確認後、事前使用を行う。ただし、11月中はエレベータの更新のためすべてのエレベータの利用及び受変電設備の更新のため電気は利用できません。12月中は受水槽設備の更新のため給水は利用できません。</p> <p>○1階便所は職員用仮設便所として利用するため、他階の便所完了後、工事着手すること。</p> <p>○受注者及び協力会社の出勤については、1階守衛にて受付を行うこと。</p> <p>・引渡しを要するもの() [1.3.12]</p> <p>・特別管理産業廃棄物 ※無 ・有() 処理方法()</p> <p>○特定建設資材の搬出</p> <p>再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減)</p> <p>○特定建設資材以外の搬出 ○構外搬出適正処理</p> <p>⊗廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。</p> <p>※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。</p>
⑦ 交通安全管理	<p>交通誘導員 ※配置する 名以上(大型車の出入は必ず) ○配置しない [1.3.9]</p> <p>・交通誘導警備員A ※交通誘導警備員B</p>
⑧ 建築材料等	<p>※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5]</p> <p>()</p>
⑨ 化学物質を発生する建築材料等	<p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。</p> <p>1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <p>規制対象外</p> <p>① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ ☆ 規格品</p> <p>② 建築基準法施行令第 2 0 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品</p> <p>③ 下記表示のある J A S 規格品</p> <p>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</p> <p>b. 接着剤等不使用</p> <p>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</p> <p>d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</p> <p>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>第三種</p> <p>① J I S 及び J A S の F ☆ ☆ ☆ ☆ 規格品</p> <p>② 建築基準法施行令第 2 0 条の 7 第 3 項による国土交通大臣認定品</p> <p>③ 旧 J I S の E o 規格品</p> <p>④ 旧 J A S の F c o 規格品</p>
10 特別な材料の工法	<p>改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>
⑪ 石綿含有建材の調査	<p>事前調査(有資格者) ※行う ・行わない [1.5.1]</p> <p>調査結果報告書等の貸与 ○有 ・無</p> <p>分析調査 ・行う(対象箇所:) ※行わない</p> <p>※定性分析 ・定量分析</p> <p>※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について(令和3年12月22日改正)」に基づき行う。</p> <p>※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。</p> <p>調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。</p>

12 技能士	<p>※適用する ・適用しない [1.7.2]</p> <p>・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官</p> <p>※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工</p>																													
⑬ 化学物質の濃度測定	<p>施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.7.9]</p> <p>エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。</p> <p>測定は、パッシブ型採集機器により行う。</p> <p>着工前測定 ○行う ・行わない</p> <p>測定対象室 ・図示 ○特別展示室</p> <p>測定箇所数 ・図示 ○1箇所</p> <p>採取方法 ○文部科学省の定めるところによる。 ・</p> <p>報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり</p> <p>1.工事名 2.測定年月日 3.天候 4.測定前の換気及び閉鎖時間</p> <p>5.測定時間 6.室名と測定時間 7.測定器具</p> <p>8.化学物質採取方法 9.分析装置</p>																													
⑭ 完成図	<p>・提出する ※提出しない [1.9.1～3]</p> <p>種類 ※改修標仕 表1.8.11による ・</p> <p>・配置図及び案内図 ・各階平面図</p> <p>・各立面図 ・断面図</p> <p>・仕上表 ・施工図</p> <p>・施工計画書 ・</p> <p>※CADデータの提出 ※提出する ・提出しない</p> <p>・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・</p> <p>・製本図面 提出部数 ※1部 ・2部 ・3部</p>																													
⑮ 記 録	<p>工事記録については以下による。(A4版)</p> <p>※工事着手前写真 1部</p> <p>※工程写真 各工程毎 1部</p> <p>※竣工写真 ※内部、外部 2部</p> <p>※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。</p> <p>※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。</p>																													
⑯ 設 備 工 事 と の 取 合 い	<p>施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強</p> <p>※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</p>																													
17 設計 G L	<p>※図示のベンチマーク (B. M) mm (現状地盤はB. M mm)</p>																													
⑰ 完成引渡し後の点検	<p>かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。</p> <p>○工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。</p>																													
⑱ 随時検査	<p>予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第9条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること</p>																													
⑳ 施工体制台帳の提出	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。</p>																													
21 資源有効利用促進	<p>※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合(下記内容該当工事)は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>・建設副産物を搬出する際の計画</p> <p>1.土砂500m3以上</p> <p>2.コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上</p> <p>・再生資材を利用する際の計画</p> <p>1.土砂500m3以上 3.加熱アスファルト200t以上</p>																													
2章 仮設 工事	① 足場その他	<p>内部足場 種別 ⊗きゃたつ、足場板等 ○ローリング足場 [2.2.1]</p> <p>外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ・ [2.2.1]</p> <p>防護シートによる養生 ・行わない ・行う (JIS A 8952-1995 1類)</p> <p>騒音・粉じん等の対策 ・行わない ・行う(・防音パネル ・防音シート) [2.1.3]</p> <p>材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1]</p> <p>既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・ [2.3.1]</p> <p>固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)</p>																												
	② 養生その他																													
	③ 仮設間仕切り	<p>(a)設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>仕上材(厚さ mm)</th> <th>充てん材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>※軽量鉄骨</td> <td>・合板(※9.0 ・)</td> <td rowspan="2">mm</td> <td>※無し</td> </tr> <tr> <td>○B種</td> <td>・木下地</td> <td>※せっこうボード(※9.5 ・)</td> <td>・片面</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>単管下地</td> <td>防炎シート</td> <td rowspan="2">mm</td> <td>※無し</td> </tr> <tr> <td>仮設扉</td> <td>※木製扉</td> <td>・合板張り程度</td> <td>・有り</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・鋼製扉</td> <td>・片面フラッシュ程度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けけない [2.4.1]</p> <p>(・規模 m程度 ・仕上げ:床 ・壁 ・天井 程度)</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる(・有償 ※無償) ・利用できない</p> <p>工事用水及び工事用電力について、別途工事により使用制限があります(施工条件に記載)</p>	種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装	・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)	mm	※無し	○B種	・木下地	※せっこうボード(※9.5 ・)	・片面	・C種	単管下地	防炎シート	mm	※無し	仮設扉	※木製扉	・合板張り程度	・有り			・鋼製扉	・片面フラッシュ程度	
	種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装																									
	・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)	mm	※無し																									
	○B種	・木下地	※せっこうボード(※9.5 ・)		・片面																									
・C種	単管下地	防炎シート	mm	※無し																										
仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		・有り																										
		・鋼製扉	・片面フラッシュ程度																											
④ 監督職員事務所																														
⑤ 工事用水																														
⑥ 工事用電力																														
<p>※産業廃棄物税</p> <p>本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。</p>		<p>四日市市都市整備部営繕工務課</p> <p>一級建築士 登録 第 号</p> <p>四日市市諏訪町1番5号</p>																												
<p>工事名</p> <p>博物館特別展示室改修ほか工事</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>図面名</th> <th>縮尺</th> <th>図面番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年7月</td> <td>特記仕様書(改修1)</td> <td>—</td> <td>A-01</td> </tr> <tr> <td>令和6年版</td> <td></td> <td></td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>	日付	図面名	縮尺	図面番号	令和6年7月	特記仕様書(改修1)	—	A-01	令和6年版			/																
日付	図面名	縮尺	図面番号																											
令和6年7月	特記仕様書(改修1)	—	A-01																											
令和6年版			/																											

3章 防水改修工事

3章 防水改修工事	1 既存下地の補修及び処置 2 アスファルト防水	※図示による [3. 2. 6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない [3. 3. 2~3] [表3. 1. 1] [表3. 3. 3~10] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 PIE工法 荷解ホール脇 F-WC, M-WC E-1 アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製 (L-30x15x2. 0程度) 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 () 箇所 改修用ドレン ※設ける (箇所) ※銅製 ・鉛製 ・設けない [3. 2. 5] 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き) 厚さ (mm) ※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ (mm) ※35 乾式保護材 製造所の仕様による ・ 防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 保護コンクリート仕上り平たんさ種別 ・ a種 ・ b種 ・ c種 [3. 3. 5] [8. 1. 4] [表8. 1. 5] 仕上塗装 (P2A, M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1, 工法) ※種類および使用量は製造所の仕様による 施工標識 ※設ける ・設けない
	3 改質アスファルトシート防水	[表3. 1. 1] [3. 4. 2~3] [表3. 4. 1~3] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 (厚さmm) 仕上り塗料等
	4 合成高分子系ルーフィングシート防水	[表3. 1. 1] [3. 5. 2~3] [表3. 5. 1~2] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 (厚さmm) 仕上り塗料等 仕上り塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・ 絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・ [3. 5. 2] 可塑剤移行防止用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・ [3. 5. 2] 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 () 箇所 機械固定工法に用いる断熱材 ※次のいずれかによる ・ ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 ・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b 接着工法に用いる断熱材 ※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・ポリエチレンフォーム断熱材 改修用ドレン ※設ける (箇所) ・設けない ※製造所の指定する製品 ・銅製 ・鉛製 施工標識 ※設ける ・設けない
	5 塗膜防水	[表3. 1. 1] [3. 6. 2~3] [表3. 6. 1] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種類 仕上り塗料等 仕上り塗料の使用量 ※製造所の仕様による ・ 既存塗膜防水層表面の仕上塗料の除去 (L4X工法) ・除去する [3. 2. 6] 脱気装置 ・設けない ・設ける 施工標識 ※設ける ・設けない
	6 保証期間	防水の保証期間は原則、表面仕上材塗替なしで10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。
	⑦ シーリング	①シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [3. 1. 4] [表3. 1. 2] ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 シーリング材の種類、施工箇所 [3. 7. 2] [表3. 7. 1] ※下表以外は、改修標仕表 3. 7. 1を標準とする 施工箇所 シーリング材の種類 (記号) 図示 MS-2 図示 SR-1
	8 と い	シーリングの試験 ※行わない ・行う (※簡易接着性試験 ・引張接着性試験) 材質 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) ・硬質ポリ塩化カービニル管 (VP) [3. 8. 2 (1)] とい受け金物 ※SUS製 ・垂鉛メッキ製 ルーフドレン ※JGW301 (日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格) ・図示による [3. 8. 2 (1)]
	9 アルミニウム製笠木	表面処理 ・AB-1種 ※BB-1種 [3. 9. 2]

4章 外壁改修工事

1 施工数量調査	調査範囲 ・既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲 [1. 5. 2] 調査内容 ひび割れ (0. 2mm以上) の長さを表示する。また、ひび割れ部の拳動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。 調査報告書の部数 ※1部
----------	---

2 改修工法の種類	[4. 1. 4~5] 外壁の種類 種類 改修工法 ・コンクリート ・ひび割れ部 ・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 打放し仕上げ ・欠損部 ・充填工法 ・ ・モルタル塗り ・ひび割れ部 ・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・シール工法 仕上げ ・欠損部 ・充填工法 ・モルタル塗替工法 ・浮き部 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・ ・タイル張り仕上げ ・ひび割れ部 ・樹脂注入工法 ・Uカットシール材充填工法 ・欠損部 ・タイル部分張替え工法 ・タイル張替え工法 ・浮き部 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・目地 ・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法 ・塗り仕上げ ・薄付け仕上塗材塗り ・可とう形改修用仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り ・各種塗料塗り ・複層仕上塗材塗り ・マステック塗材塗り
3 ひび割れ部改修工法	・樹脂注入工法 (・モルタル面 ・躯体コンクリート面) [4. 1. 4] [4. 2. 5] 注入工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入口間隔 (mm) 注入量 (cc/m) 備考 ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0. 2以上~1. 0未満 ※200~300 ※ 樹脂注入工法 ・ ・ ・手動式エポキシ樹脂注入工法 0. 2以上~0. 3未満 ※50~100 ※40 ・ 0. 3以上~0. 5未満 ※100~200 ※70 ・ ・機械式エポキシ樹脂注入工法 0. 5以上~1. 0未満 ※150~250 ※130 ・ 注入材料 [4. 2. 4] ※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024低粘度形又は中粘度形) 検査 (コア抜き) ・行わない ※行う (抜き部の補修方法 :) ・Uカットシール材充填工法 [4. 1. 4] [4. 2. 4] [4. 2. 6] 充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング材 ・可とう性エポキシ樹脂 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない ・シール工法 [4. 1. 4] [4. 2. 4] [4. 2. 7] シール材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂 ※充填工法 [4. 1. 4] [4. 2. 4] [4. 2. 8] 充填材料 ・ポリマーセメントモルタル (・モルタル面 ・コンクリート面 ・CB面) ・エポキシ樹脂モルタル () ・モルタル塗替え工法 (改修標仕4. 3. 5(5)による)
4 欠損部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 10~16] [表4. 4. 3~4] 改修工法の種類 アンカーピンの本数 (本/m ²) 注入口の箇所数 (箇所/m ²) 充てん量 (モルタルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 注入量 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※16 ※25 ・ ・ ※25ml ・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ※25ml ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※13 ※20 ※12 ※20 ・25ml ※50ml ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ・ ・ ※25ml ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※25ml ・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ※9 ※16 ※9 ※16 ※50ml ※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする アンカーピン [4. 2. 4] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピン [4. 2. 4] 材質 ※ステンレス SUS304、呼び径外径6mm
5 浮き部改修工法	既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法 [4. 5. 4] [表4. 5. 4~7] 工法 処理範囲 下地面の補修 ・サンダー工法 ※既存仕上面全体 ・ ・ひび割れ部改修工法 ・高圧水洗工法 ※既存仕上面全体 ・ ・浮き部改修工法 ・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上面全体 ・ ・欠損部改修工法 ・水洗い工法 ※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 下地調整材 [4. 2. 4] [4. 6. 3] ※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材を使用
6 既存塗膜等の除去及び下地処理	

7 仕上塗材仕上げ	種類、仕上げの形状、工法 [4. 5. 1] [4. 5. 2] [表4. 5. 1~2] 種類 呼び名 仕上の形状 ・薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材E ・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・ ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・凹凸状 ・複層仕上塗材 ・複層塗材CE ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 ・可とう形複層塗材CE 上塗材 ・水系アクリル ・複層塗材E ・水系アクリルシリコン ・複層塗材RE 外観 ※つやあり ・つやなし ・防水形複層塗材CE ・メタリック ・防水形複層塗材E 防水形の増塗材 ・行う ・可とう形改修用仕上塗材 ※可とう形改修塗材E ・平たん状 ・さざ波状 ※ゆず肌状 ・可とう形改修塗材RE 上塗材 ・アクリル ・ウレタン ※シリコン ・ふっ素 外観 ・吹付 ※ローラー 仕上 ※薄付け ・厚付け
8 設計数量	外壁部位 種類 工法 数量 備考 ・コンクリート打放し面 ・ひび割れ ※Uカットシール材充填工法 m ・欠損部 ※エポキシ樹脂モルタル充填工法 箇所 ・モルタル塗り仕上げ面 ・ひび割れ ※Uカットシール材充填工法 m ・自動式低圧球状樹脂注入工法 m ・欠損部 ※充填工法 m ・浮き部 ※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 m ² ※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。 尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。
① 改修工法	・かぶせ工法 ○撤去工法 (・引き抜き工法 ○はつり工法) [5. 1. 3]
2 見本の製作等	・建具見本の製作 ・特殊な建具の仮組 [5. 1. 5]
3 アルミニウム製建具	外部に面する建具 (フロントサッシは除く) [5. 2. 2] [表5. 2. 1] 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 A-3 W-4 ※70 ※図示 ・B種 S-5 ・100 ・C種 S-6 A-4 W-5 ・70 ・100 ・ 表面処理 ※BB-1種 ・BB-2種 (※ﾌﾞﾛｯｸ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝﾃﾞｰ) [5. 2. 4] [表5. 2. 2] 内部建具 [5. 2. 4] [表5. 2. 2] 表面処理 ※AC-1又はBB-1種 ・AC-2又はBB-2種 (※ﾌﾞﾛｯｸ系 ・ﾌﾞﾗｯｸ ・ｽﾃﾝﾃﾞｰ)
4 網戸	防虫網 [5. 2. 3] 網の種類 ※ステンレス (SUS316)製 ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 形式 ※可動式 ・固定式
5 樹脂製建具	外部に面する建具 (フロントサッシは製造所の仕様による) [5. 3. 2] [表5. 3. 1] 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み (mm) 施工箇所 ・A種 S-4 A-4 W-4 ・70 ※図示 ・B種 S-5 ・100 ・C種 S-6 ・防音ドアセット及び防音サッシの適用 種別 ・T-A種 ・T-B種 [5. 3. 2] [表5. 3. 2] ・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用 種別 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種 [5. 3. 2] [表5. 3. 3]
⑥ 鋼製建具	簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない [5. 4. 2]
⑦ 鋼製軽量建具	品質規格 ※改修標仕表5. 5. 1による [5. 5. 2] [5. 5. 4] ・製造所標準仕様による
⑧ ステンレス製建具	簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない 表面仕上げ ※H仕上げ ・鏡面仕上げ [5. 6. 2] [表5. 6. 4] 曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ 簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない
9 木製建具	材料の含水率 [5. 7. 2] 表 [5. 7. 1] 種別 加工及び組み立て時の含水率 ※A種 15%以下 ・B種 18%以下

5章 建具改修工事

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町1番5号

工事名 博物館特別展示室改修ほか工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和6年7月	特記仕様書 (改修2)	—	A-02 /
令和6年版			

8章 耐震改修工事	12 調合管理強度	<p>構造体強度補正值（S） [8. 2. 5][表8. 2. 4]</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">（普通ポルトランドセメント）</th> </tr> <tr> <th>打設期間</th> <th>補正值(N/mm²)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>2/25～7/ 7 9/ 7～11/22</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11/23～2/24</td> <td>6.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7/ 8～9/ 6</td> <td>6.0</td> <td>暑中コンクリート</td> </tr> </table>	（普通ポルトランドセメント）			打設期間	補正值(N/mm ²)	備考	2/25～7/ 7 9/ 7～11/22	3.0		11/23～2/24	6.0		7/ 8～9/ 6	6.0	暑中コンクリート	26 あと施工アンカーの材料	<p>・金属拡張アンカー [8. 2. 4]</p> <p>※接着系アンカー</p> <p>接着剤の材質及びカプセルの種類（ガラス管タイプ）</p> <p>日本デコラックス（株） ケミカルアンカーR、RSタイプ</p> <p>旭化成ジオテック（株） ARケミカルセッターSUPER LL AP</p> <p>日本ヒルティ(株) H V U-G / E A もしくは同等品以上</p> <p>接着筋の種類 ※鉄筋コンクリート用棒鋼（D16以上SD345）</p> <p>・全ねじボルト</p>			表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法																									
	（普通ポルトランドセメント）																																														
	打設期間	補正值(N/mm ²)	備考																																												
	2/25～7/ 7 9/ 7～11/22	3.0																																													
	11/23～2/24	6.0																																													
	7/ 8～9/ 6	6.0	暑中コンクリート																																												
	13 コンクリートの試験	<p>※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。 [8. 8. 2～3]</p> <p>20m³以下の場合の試験については、監督職員の指示による。</p> <p>20～50m³の場合は任意の一車より試料を採取し、各3個供試体を作成する。</p> <p>50m³以上は 改修標仕8. 8. 31による。</p>	27 あと施工アンカーの施工	<p>施工管理技術者 ※置く ・置かない [8. 12. 2]</p>			<table border="1"> <tr> <td>測定3</td> <td>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</td> <td>測定5</td> </tr> </table>	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																					
	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																												
	14 型枠	<p>打ち放し仕上げの種別 [8. 1. 4]</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td></td> </tr> </table> <p>外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し ・20 ※図示 [8. 7. 8]</p>	種別	施工箇所	・A種		※B種		・C種		28 あと施工アンカーの穿孔	<p>穿孔前の埋込み配管等の探査 [8. 12. 4]</p> <p>範囲 ・あと施工アンカー施工部分全て ・図示</p> <p>方法 ・探査機により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。</p> <p>・はつり出しによる</p> <p>穿孔方法 ・低騒音、低振動工法とする（工法については、監督員の承諾を得ること）</p>			<p>作業場の負圧隔離養生 ※行う</p> <p>除去工法</p> <p>※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。</p>																																
	種別	施工箇所																																													
・A種																																															
※B種																																															
・C種																																															
15 鉄骨製作工場	<p>・監督職員の承諾する工場 [8. 1. 5]</p> <p>・(社)全国鉄構工業協会、(株)日本鉄骨評価センター認定工場（下記認定グレード以上）</p> <p>（・S ・H ・M ・R ・J）</p> <p>施工管理技術者 ・配置する ・配置しない [8. 1. 6]</p>	29 あと施工アンカーの確認試験	<p>施工確認試験 [8. 12. 5][8. 12. 7]</p> <p>※全数打音試験を行う。</p> <p>・引張試験は増設壁又は鉄骨プレス1箇所あたり1本とし、引張荷重は設計強度の2/3以上とする。場所については監督職員の指示による。</p>			<p>処分方法</p> <p>・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。</p> <p>・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。</p>																																									
16 鉄骨工作区	<p>※高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による。 [8. 13. 2]</p>	30 既存構造体との取り合い	<p>グラウト材の品質管理 [8. 21. 9][8. 22. 7]</p> <p>※圧縮強度試験を行う（3日、28日、封かん養生）</p> <p>※コンシステンシー試験を行う。</p>			<p>⑤アスベスト含有仕上塗材の除去</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の有無 <input type="radio"/>有 ・無</p> <p>除去仕上塗材（アクリル樹脂塗料（下地調整材））含有場所（外壁）</p> <p>撤去の範囲 ・全面撤去 <input type="radio"/>図示による</p> <p>除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）</p> <p>・水洗い工法 ・手工具ケレン工法</p> <p>・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法</p> <p>・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法</p> <p>・剥離材併用超音波ケレン工法 <input type="radio"/>集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法</p> <p>上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。</p> <p>除去工法の試験施工 ・行う ※行わない</p> <p>作業場の隔離及び養生</p> <p>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。</p> <p><input type="radio"/>隔離養生不要 ・隔離養生必要(負圧不要) ・その他（）</p> <p>処分方法</p> <p><input type="radio"/>埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。</p> <p>・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p>																																									
17 溶接管理技術者	<p>・配置する ・配置しない [8. 15. 2]</p>	①一般事項	<p>労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。</p> <p><input type="radio"/>アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。</p> <p>石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。</p> <p><input type="radio"/>石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。</p> <p><input type="radio"/>事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。</p> <p><input type="radio"/>アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。</p> <p><input type="radio"/>アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。</p>																																												
18 鋼材	<p>鋼材の材質、規格は下表による。 [8. 2. 8]</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>品名又は使用箇所</th> <th>規格</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> </table>	材質	品名又は使用箇所	規格			※JISの規格品			※JISの規格品			※JISの規格品	②アスベスト含有建材の処理工事	<p>アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う <input type="radio"/>行わない [9. 1. 1]</p> <p>アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 ・行う <input type="radio"/>行わない</p> <p>アスベスト含有建材除去後の仕上げ <input type="radio"/>行う ・行わない</p> <p>施工箇所及び工法 ※図示</p>																																
材質	品名又は使用箇所	規格																																													
		※JISの規格品																																													
		※JISの規格品																																													
		※JISの規格品																																													
19 高力ボルト	<p>※トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト [8. 2. 9]</p> <p>径（）</p> <p>すべり係数試験 ・実施する ※実施しない [8. 14. 2]</p> <p>試験方法（）、試験片の摩擦面の状態（）</p>	③アスベストの含有調査	<p>分析による確認 ・行う（下表による） <input type="radio"/>行わない</p> <table border="1"> <tr> <th>材 料 名</th> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3 ・)</td> <td>※定量分析(※3 ・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3 ・)</td> <td>※定量分析(※3 ・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3 ・)</td> <td>※定量分析(※3 ・)</td> </tr> </table>	材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数		※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)		※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)		※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)																																
材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数																																													
	※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)																																													
	※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)																																													
	※定性分析(3 ・)	※定量分析(※3 ・)																																													
20 鋼材の材料試験	<p>※JIS規格品については種類の異なるごとに1 t未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。 [8. 2. 13]</p>	④アスベスト含有吹付け材の除去	<p>アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 <input type="radio"/>無 [9. 1. 3]</p> <p>除去吹付け材（）含有場所（）</p> <p>吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う</p> <p>アスベスト粉じん濃度測定 ※行う</p> <p>表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点（各施工箇所ごと）</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>エキサイトゾーン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </table> <p>(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。</p> <p>300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。</p> <p>(注)2. 集じん・排気装置の性能確認</p>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	エキサイトゾーン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	—	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1		測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気			
測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考																																											
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																											
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																											
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																											
	測定4	エキサイトゾーン入口	1点	空気の流れを確認																																											
	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																											
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	—																																											
	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																											
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																											
21 溶接施工	<p>エンドタブの種類 ※鋼製タブ [8. 15. 7]</p> <p>代替タブを使用する場合は、セラミックスタブとし、以下の書類を提出し、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>・セラミックスタブの使用実績</p> <p>・AW検定協議会の代替エンドタブ技量認定資格者または日本エンドタブ協会によるエンドタブ施工講習（溶接技能者・固形タブ・A級）修了者の資格証</p> <p>・鉄骨製作工場における施工実績</p> <p>エンドタブの切断 ・行う（） ・行わない</p> <p>スカラップ ※改良型スカラップ</p>	⑥アスベスト含有保温材等の除去	<p>アスベスト含有保温材の有無 ・有 <input type="radio"/>無 [9. 1. 4]</p> <p>除去保温材（）含有場所（）</p> <p>作業場の隔離 ※行う</p> <p>・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。</p> <p>・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p>																																												
22 溶接部の試験	<p>完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う(9mm以上) ・行わない [8. 15. 12]</p> <p>試験箇所数 耐震ブレース ※改修標仕8. 15. 12による ・</p> <p>その他 ※標仕7. 6. 12(4)による ・</p>	⑦アスベスト含有成形板の除去	<p>アスベスト含有成形板の有無 <input type="radio"/>有 ・無 [9. 1. 5]</p> <p>除去成形板（ケル板(天井)）含有場所（地下1階F-WC、M-WC、脱衣(M、F)、1階F-WC、M-WC(荷解キル廊)）</p> <p>作業場の養生 ・行う <input type="radio"/>行わない</p> <p>※石綿含有ケイカル板第一種の除去は、隔離養生（負圧不要）を行う</p>																																												
23 錆止め塗料	<p>・鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種類は、下記とする。 [8. 17. 3]</p> <p>・JIS K 5625 ・ JIS K 5674</p> <p>・DP塗装の場合 JIS K 5552 + JIS K 5551 (2回)</p> <p>耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う ※行わない</p>	⑧特記事項	<p>※本工事に配置管理させる者（有資格者）</p> <p>※特定化学物質等作業主任者（H18. 3. 31以前の講習修了者）</p> <p>又は石綿作業主任者（H18. 4. 1以降の講習修了者）</p>																																												
24 耐火被覆材	<p>[8. 18. 2～7]</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>所要性能及び適用構造部位</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">耐火材吹付け</td> <td>・乾式吹付けロックウール</td> </tr> <tr> <td>・半乾式吹付けロックウール</td> </tr> <tr> <td>・湿式ロックウール</td> </tr> <tr> <td>耐火板張り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラス張りモルタル塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火塗料</td> <td></td> </tr> </table>	種別	所要性能及び適用構造部位	耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	・半乾式吹付けロックウール	・湿式ロックウール	耐火板張り		ラス張りモルタル塗り		耐火塗料																																			
種別	所要性能及び適用構造部位																																														
耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール																																														
	・半乾式吹付けロックウール																																														
	・湿式ロックウール																																														
耐火板張り																																															
ラス張りモルタル塗り																																															
耐火塗料																																															
25 既存コンクリート面の目荒し	<p>適用範囲 [8. 21. 3][8. 22. 3]</p> <p>※既存コンクリートとの打継ぎ面</p> <p>※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材充填部の接合面</p> <p>目荒らしの範囲</p> <p>※柱、梁面 打継ぎ面又は接合面全体の3/4以上</p> <p>※壁面 打継ぎ面又は接合面全面の1/3程度</p> <p>目荒らしの程度</p> <p>※平均深さ5～10mmで最大深さ15mm程度の凹部を施す</p>																																														

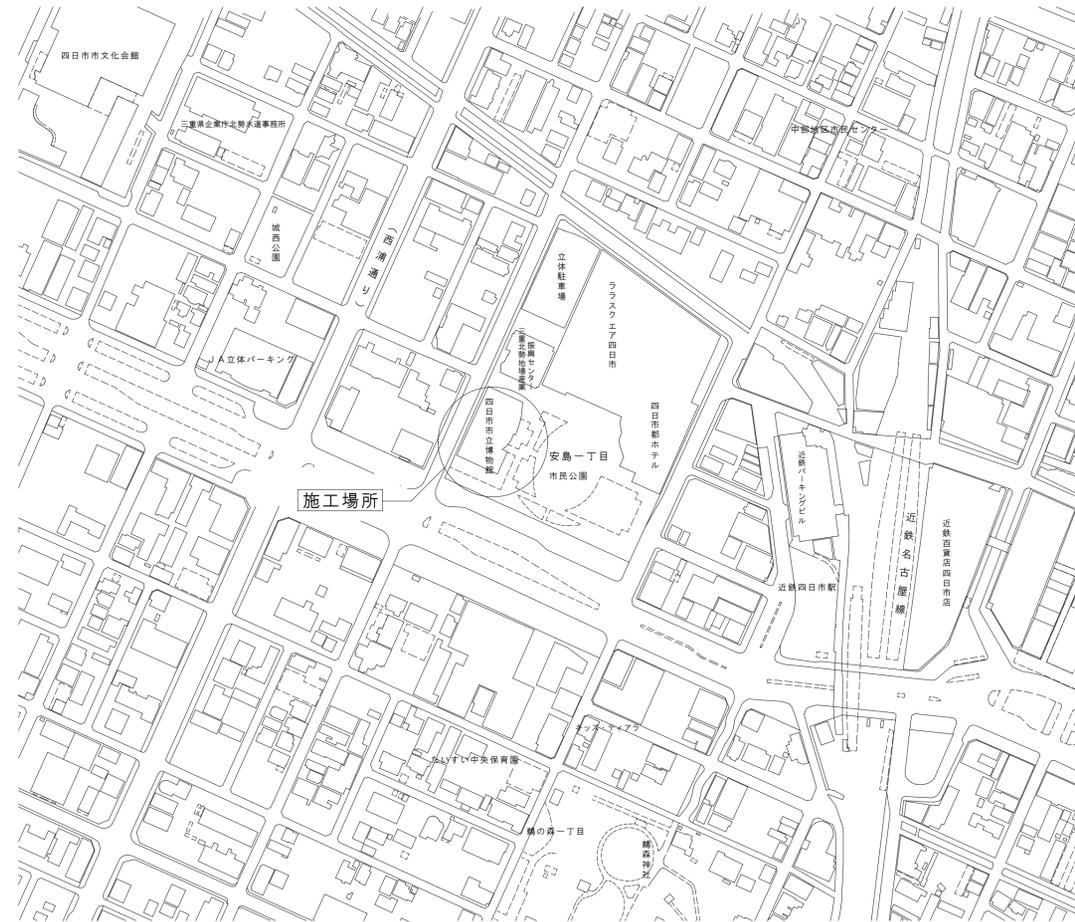
四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町1番5号

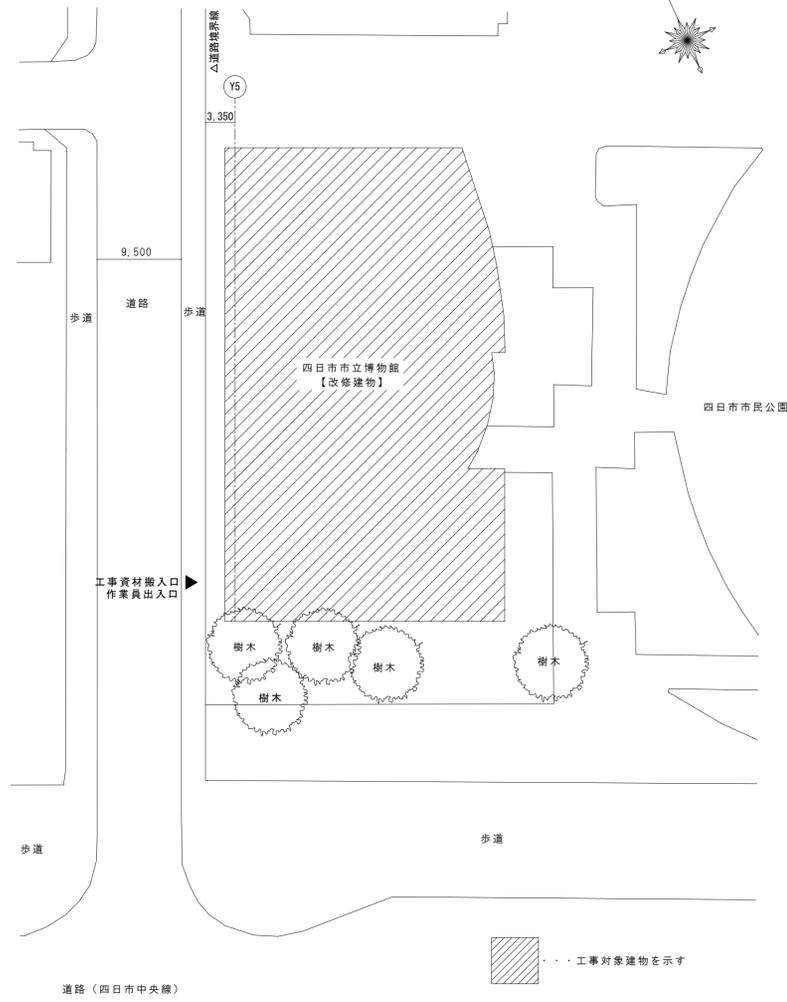
工事名			
博物館特別展示室改修ほか工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和6年7月	特記仕様書（改修5）	—	A-05
令和6年版			

個人情報取扱注意事項	<p>個人情報の取り扱いに関する事項</p> <p>(基本事項)</p> <p>第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>(施工者の義務)</p> <p>第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）67条に規定する義務を負う。</p> <p>2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。</p> <p>2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>(適正な管理)</p> <p>第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。</p> <p>3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。</p> <p>4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>(再提供の禁止)</p> <p>第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。</p> <p>(複写、複製の禁止)</p> <p>第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>(持ち出しの禁止)</p> <p>第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。</p> <p>2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。</p> <p>(資料等の返還)</p> <p>第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。</p> <p>2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断</p> <p>(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕</p> <p>3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。</p> <p>(研修・教育の実施)</p> <p>第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p> <p>(定期報告及び事故発生時における報告)</p> <p>第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。</p> <p>2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。</p> <p>(監査及び検査)</p> <p>第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。</p> <p>2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。</p> <p>(契約解除及び損害賠償)</p> <p>第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p>	<p>暴力団等不当介入に関する事項</p> <p>1. 契約の解除</p> <p>四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。</p> <p>2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務</p> <p>(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。</p> <p>(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。</p> <p>(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p>	<p>障害者差別解消に関する事項</p> <p>1. 対応要領に沿った対応</p> <p>(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。</p> <p>(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。</p> <p>2. 対応指針に沿った対応</p> <p>上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。</p>		
		<p>四日市市都市整備部営繕工務課</p> <p>一級建築士 登録 第 号</p> <p>四日市市諏訪町1番5号</p>	<p>工事名</p> <p>博物館特別展示室改修ほか工事</p> <p>日付</p> <p>令和6年7月</p> <p>図面名</p> <p>特記仕様書（改修6）</p> <p>縮尺</p> <p>—</p> <p>図面番号</p> <p>A-06</p> <p>令和6年版</p> <p>/</p>		



敷地案内図 1/2500

住所：四日市市安島一丁目地内

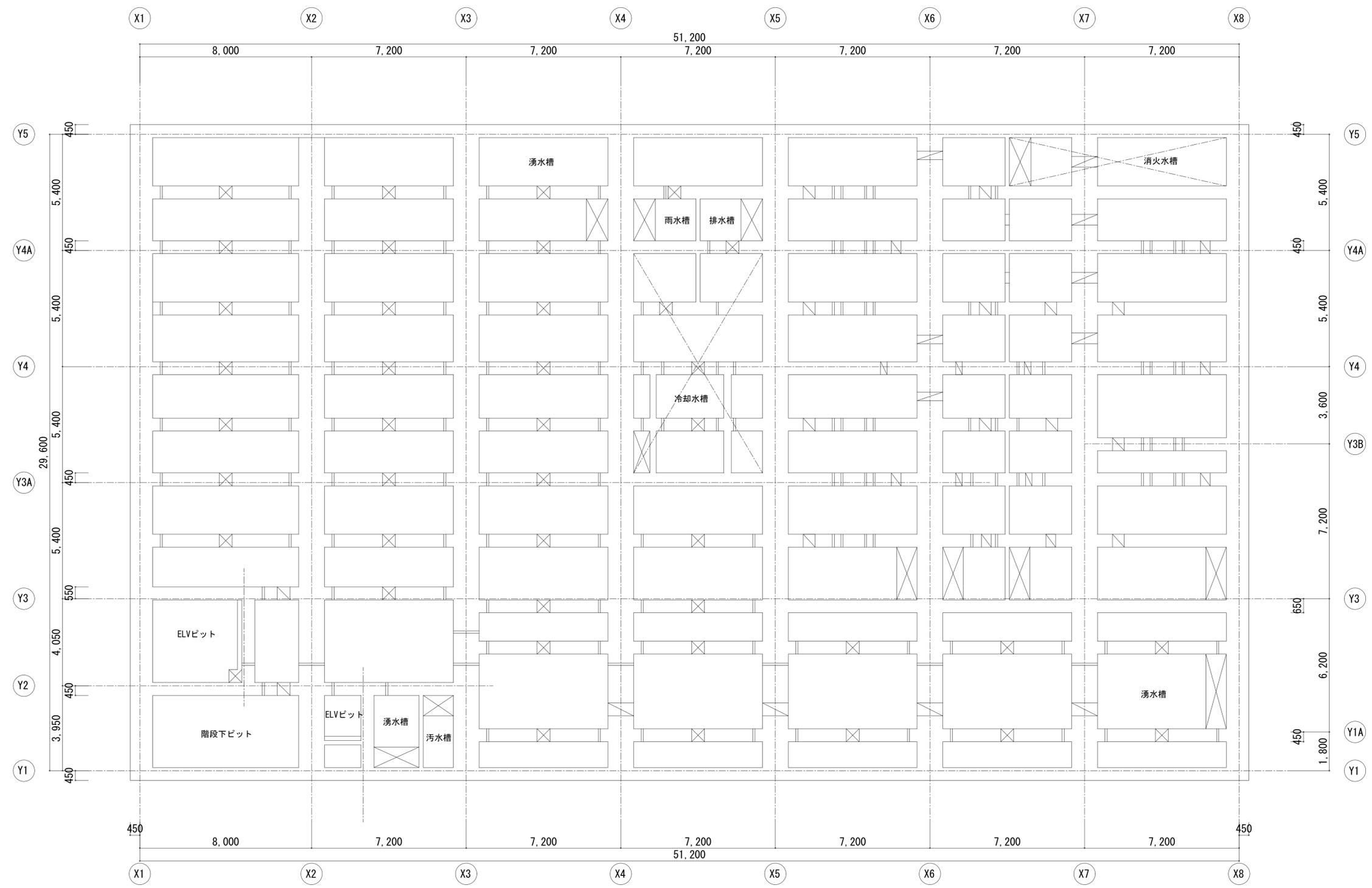


配置図 1/400

※作業員用駐車場について別途受注者にて確保すること。

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士 登録 第 号
四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名 博物館特別展示室改修ほか工事		縮尺	図面番号
日付 令和 6 年 7 月	図面名 敷地案内図、配置図	A1 図示 A3 図示×2	A-07 /



凡 例

▨ 改修範囲を示す。

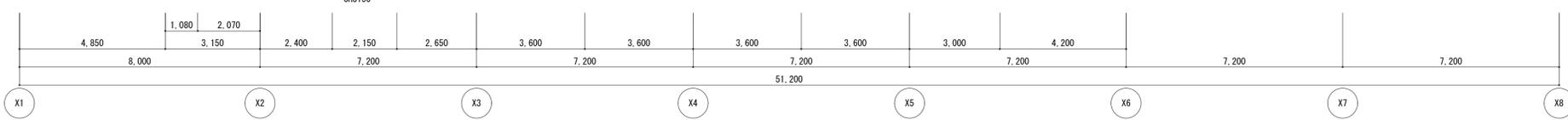
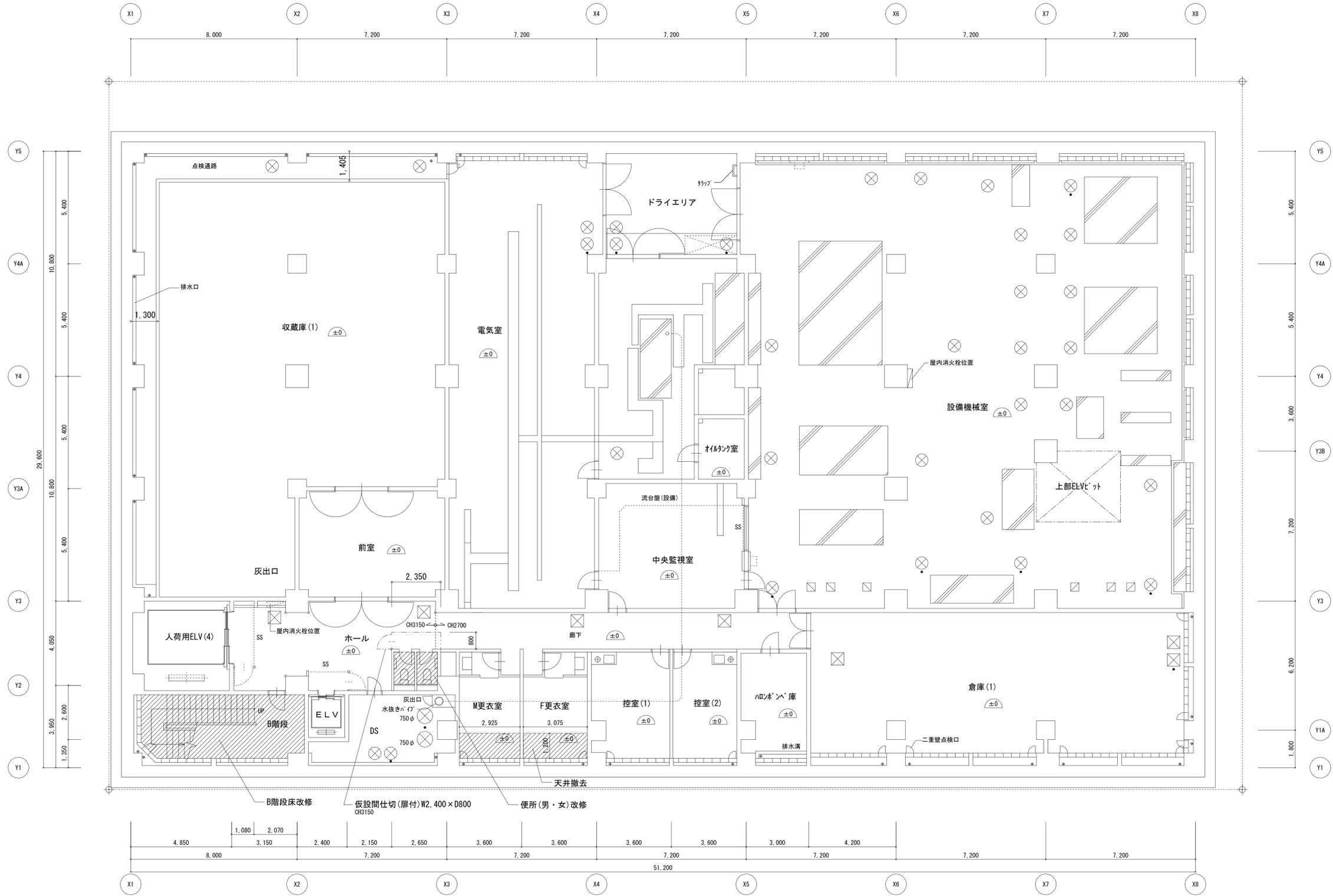
--- 仮設間仕切を示す。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市護国町1番5号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和6年7月	ピット階平面図【改修前】	A1 1/100 A3 1/200	A-08 /



凡 例

改修範囲を示す。

仮設間仕切を示す。

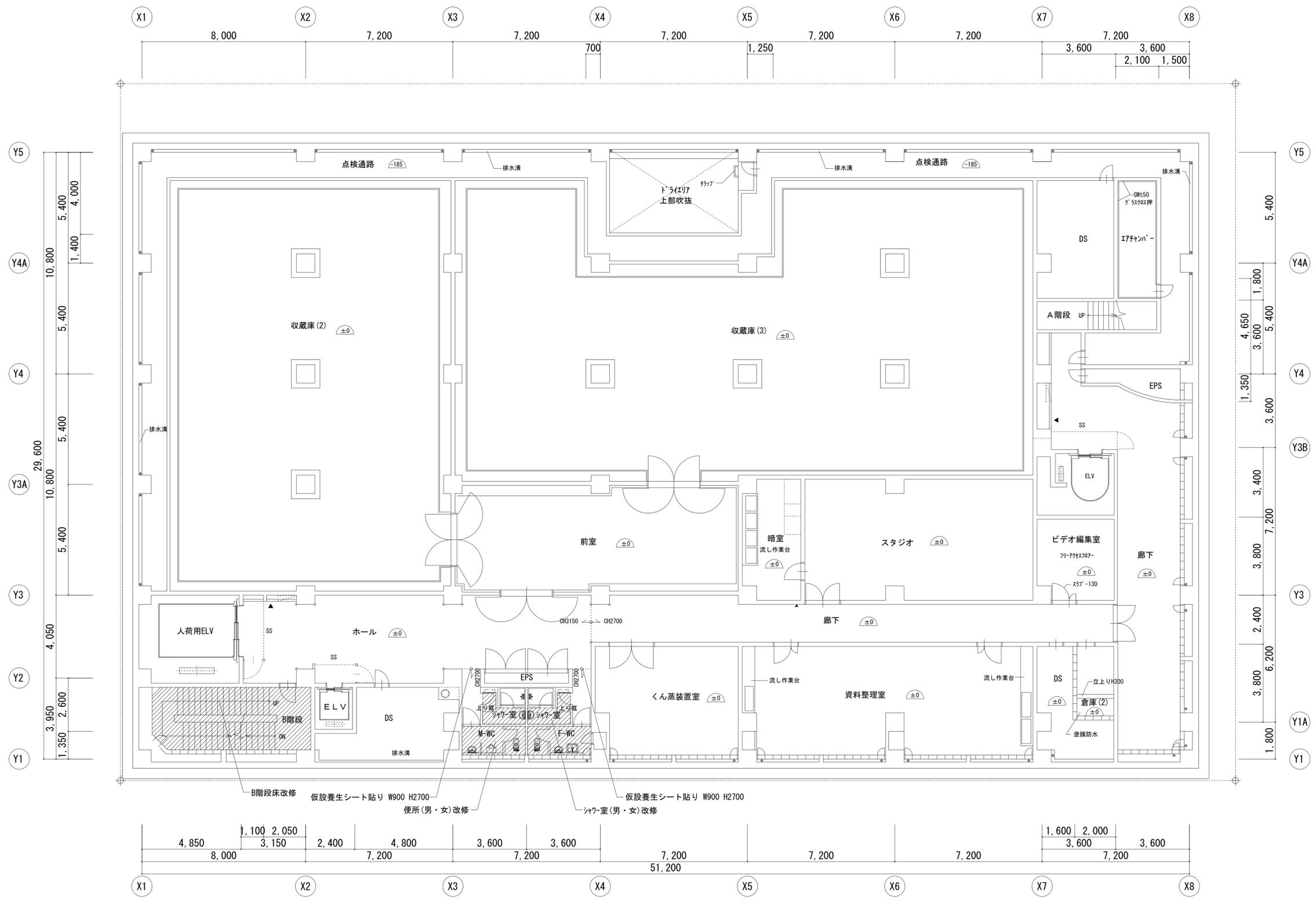
※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	B2階平面図【改修前】	A1 1/100 A3 1/200	A-09 /

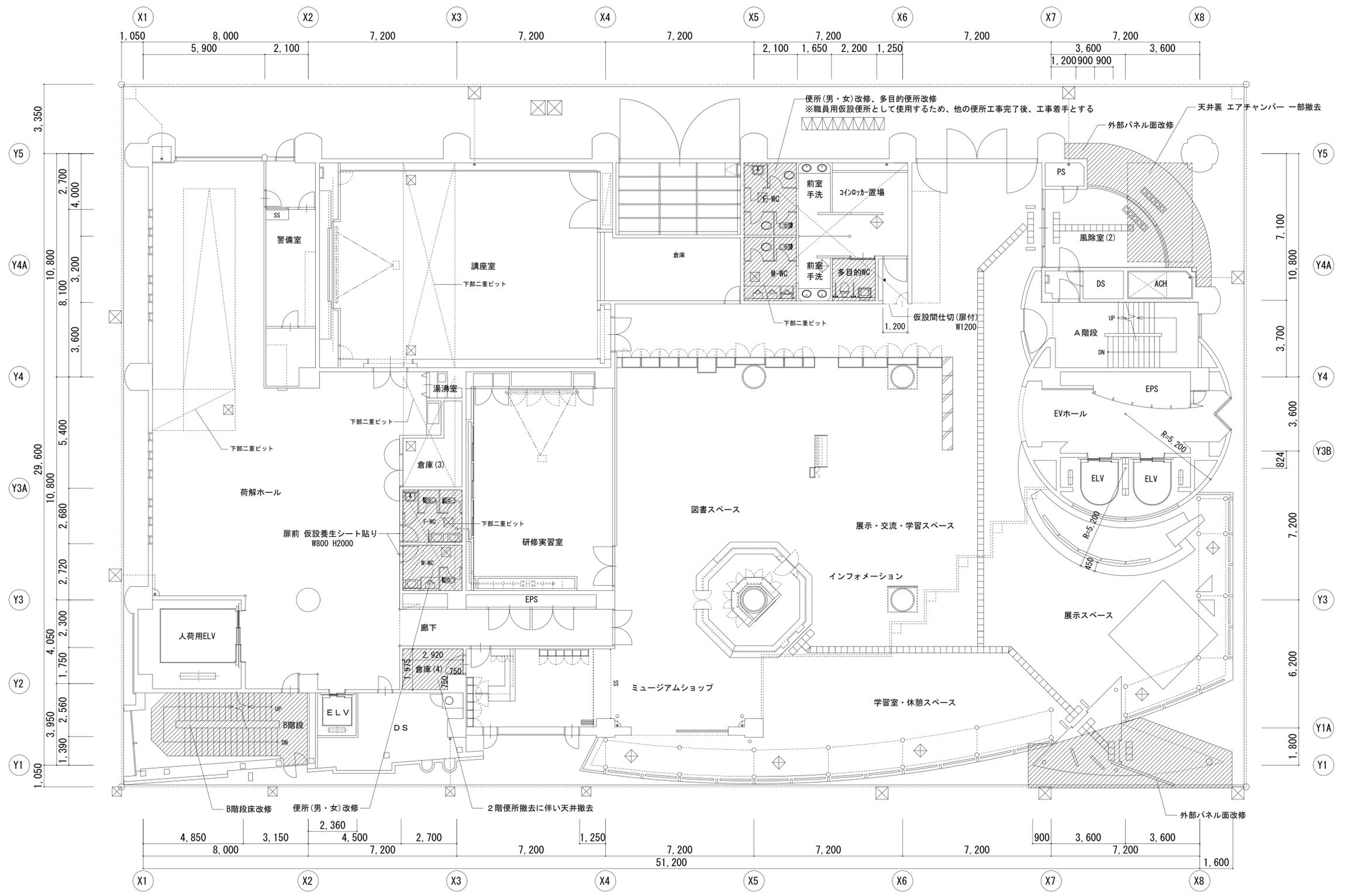


B階段床改修
 仮設養生シート貼り W900 H2700
 便所(男・女)改修
 シャワー室(男・女)改修

凡例
 改修範囲を示す。
 仮設間仕切を示す。
 ※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課
 一級建築士 登録 第 号
 四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	B1階平面図【改修前】	A1 1/100 A3 1/200	A-10 /



凡 例

▨ 改修範囲を示す。

--- 仮設間仕切を示す。

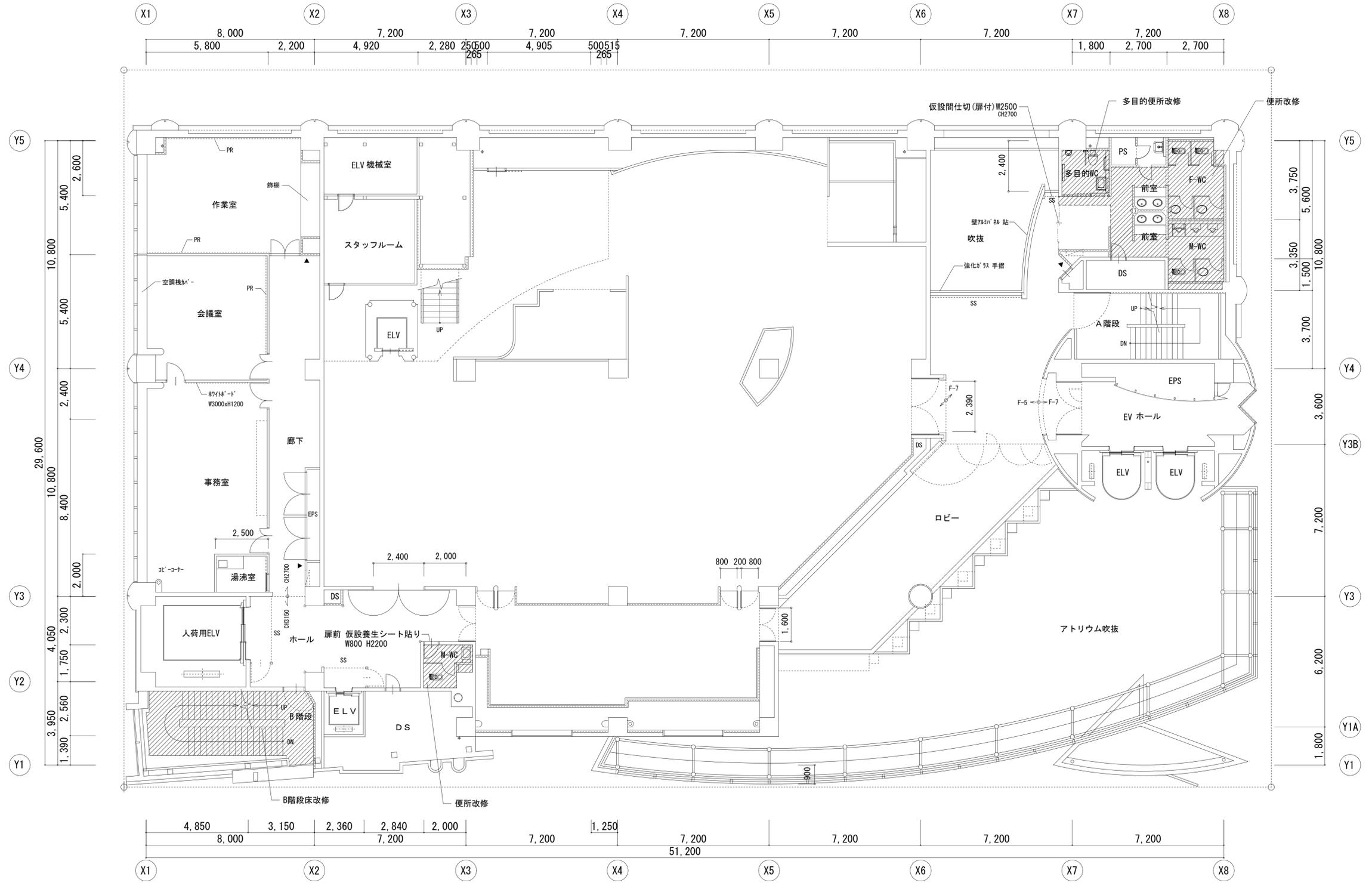
※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町1番5号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和6年7月	1階平面図【改修前】	A1 1/100 A3 1/200	A-11 /



凡例

▨ 改修範囲を示す。

--- 仮設間仕切を示す。

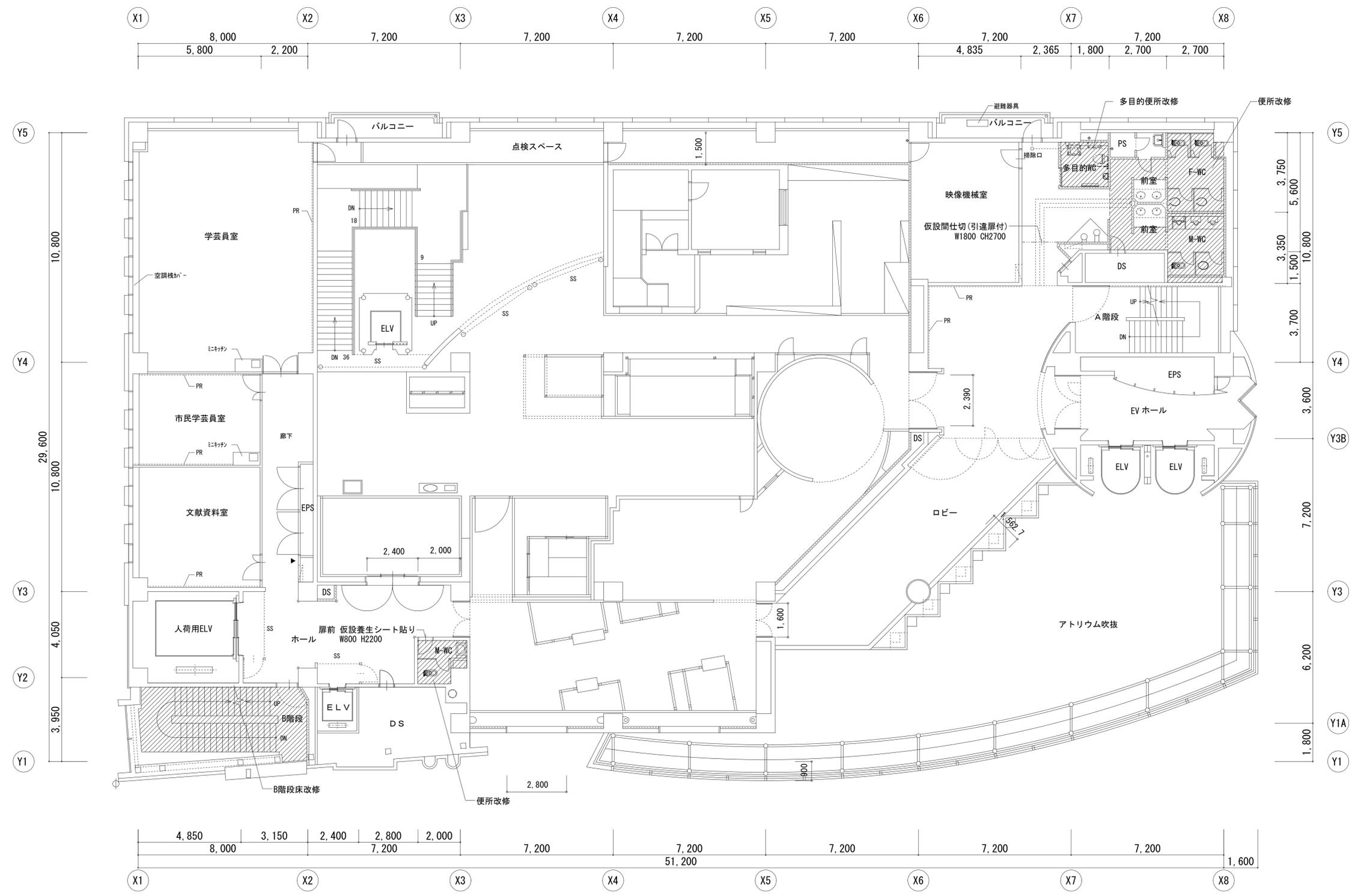
※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	2階平面図【改修前】	A1 1/100	A-12
		A3 1/200	/



凡例

改修範囲を示す。

仮設間仕切を示す。

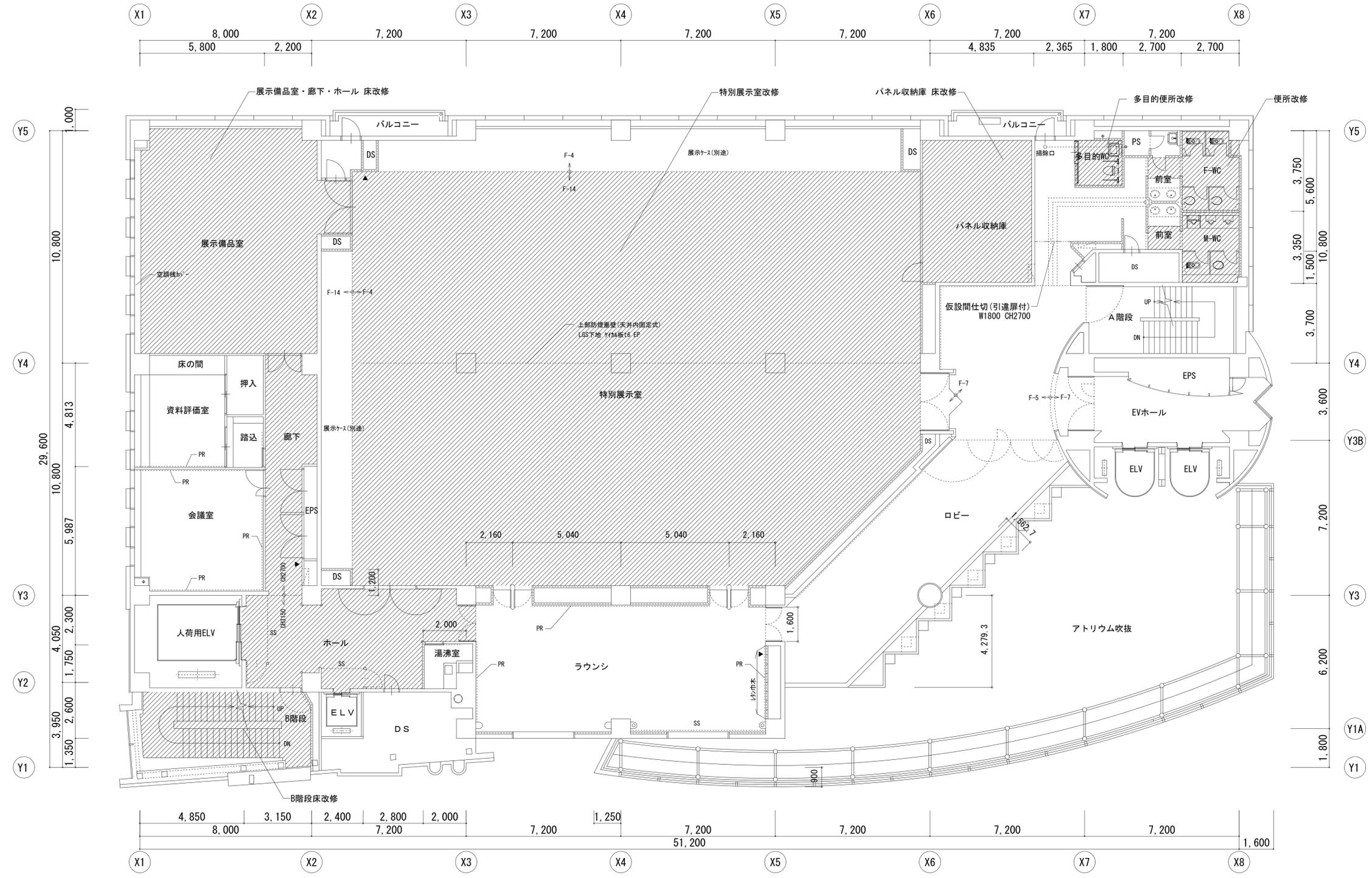
※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	3階平面図【改修前】	A1 1/100 A3 1/200	A-13 /



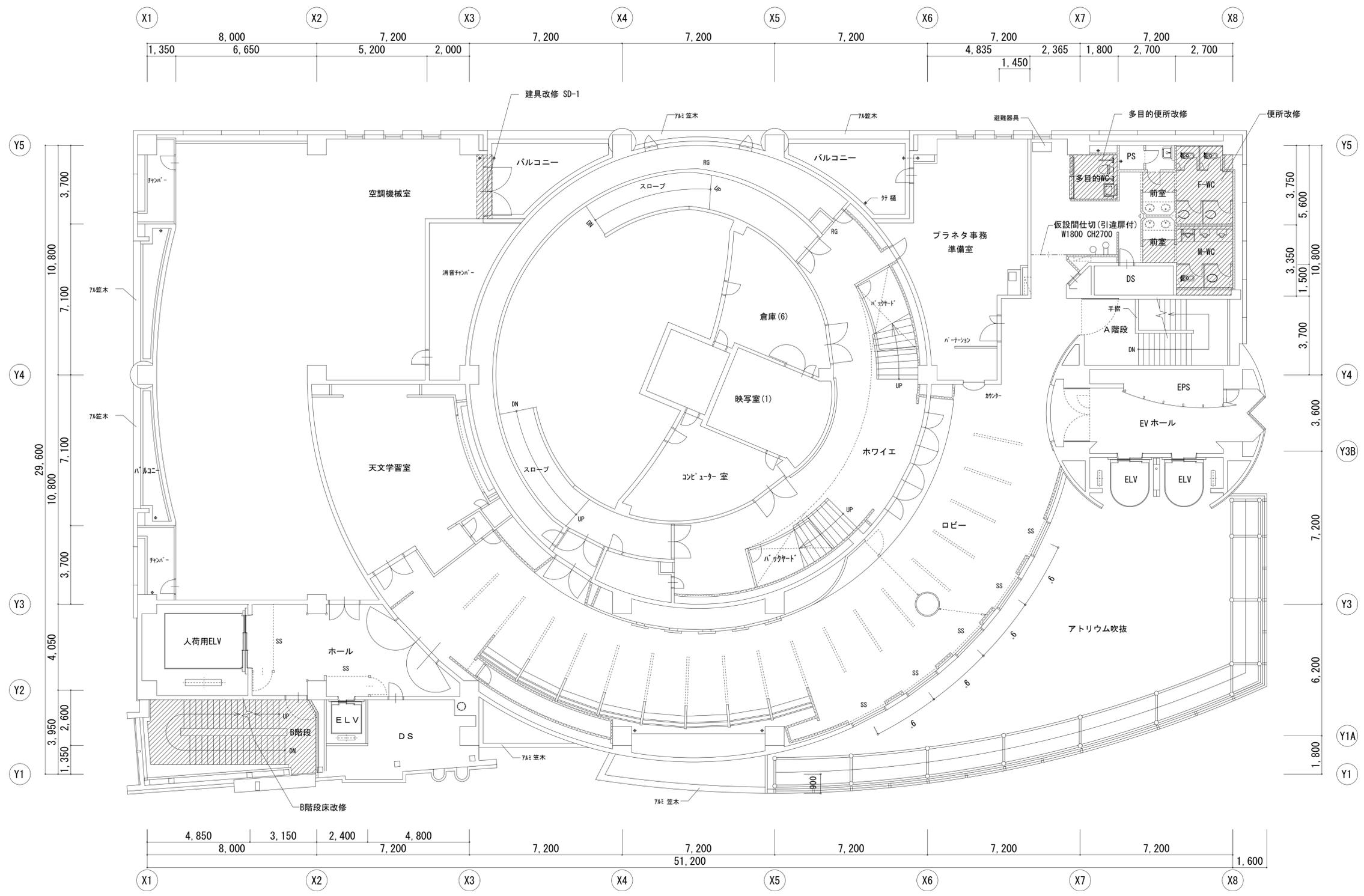
凡例

改修範囲を示す。

仮設間仕切を示す。

※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課		工事名 博物館特別展示室改修ほか工事	
一級建築士 登録 第 号	四日市市環訪町1番5号	日付 令和6年7月	図面名 4階平面図【改修前】
		縮尺 A1 1/100 A3 1/200	図面番号 A-14 /



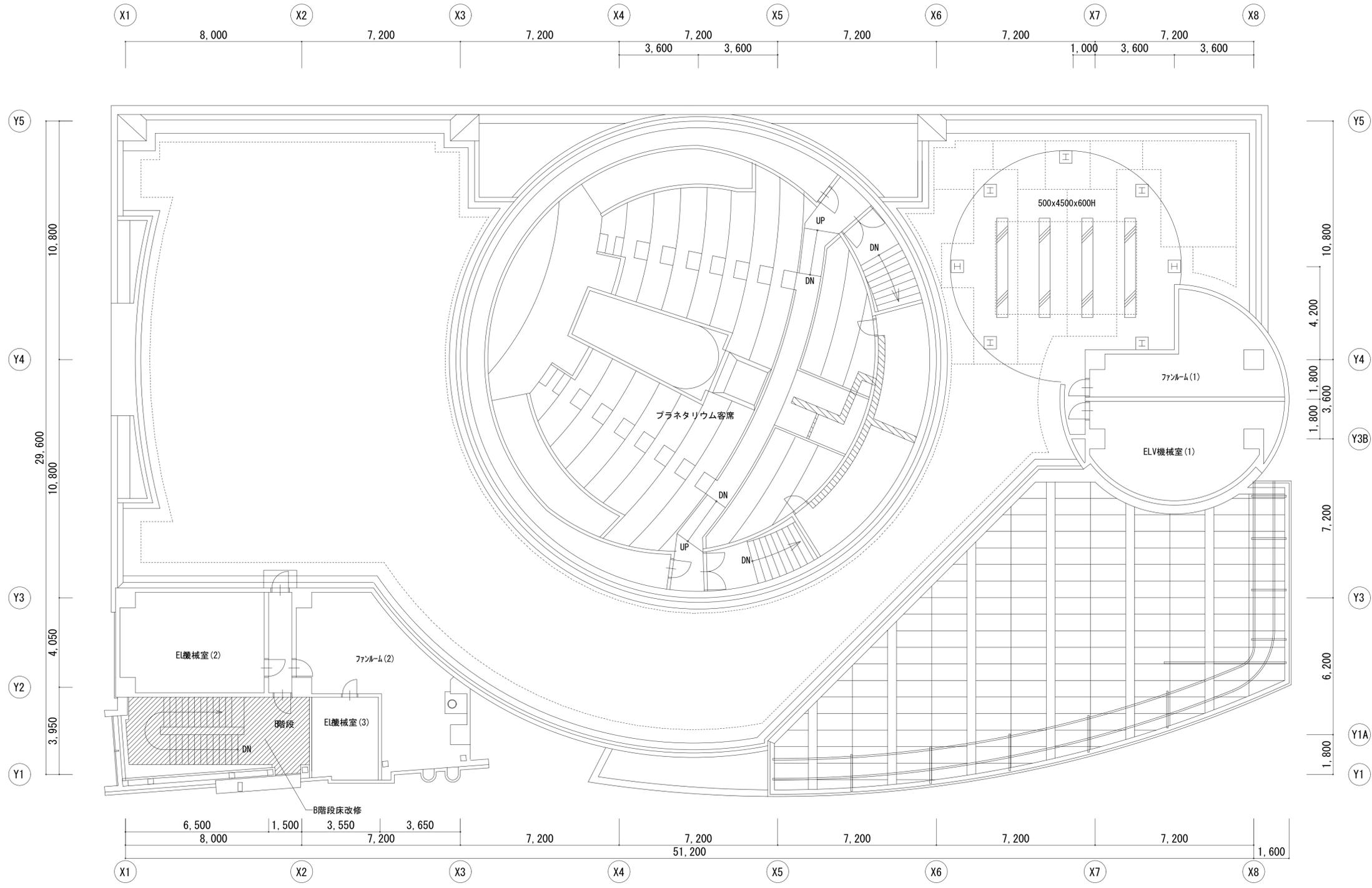
凡例

改修範囲を示す。

仮設間仕切を示す。

※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

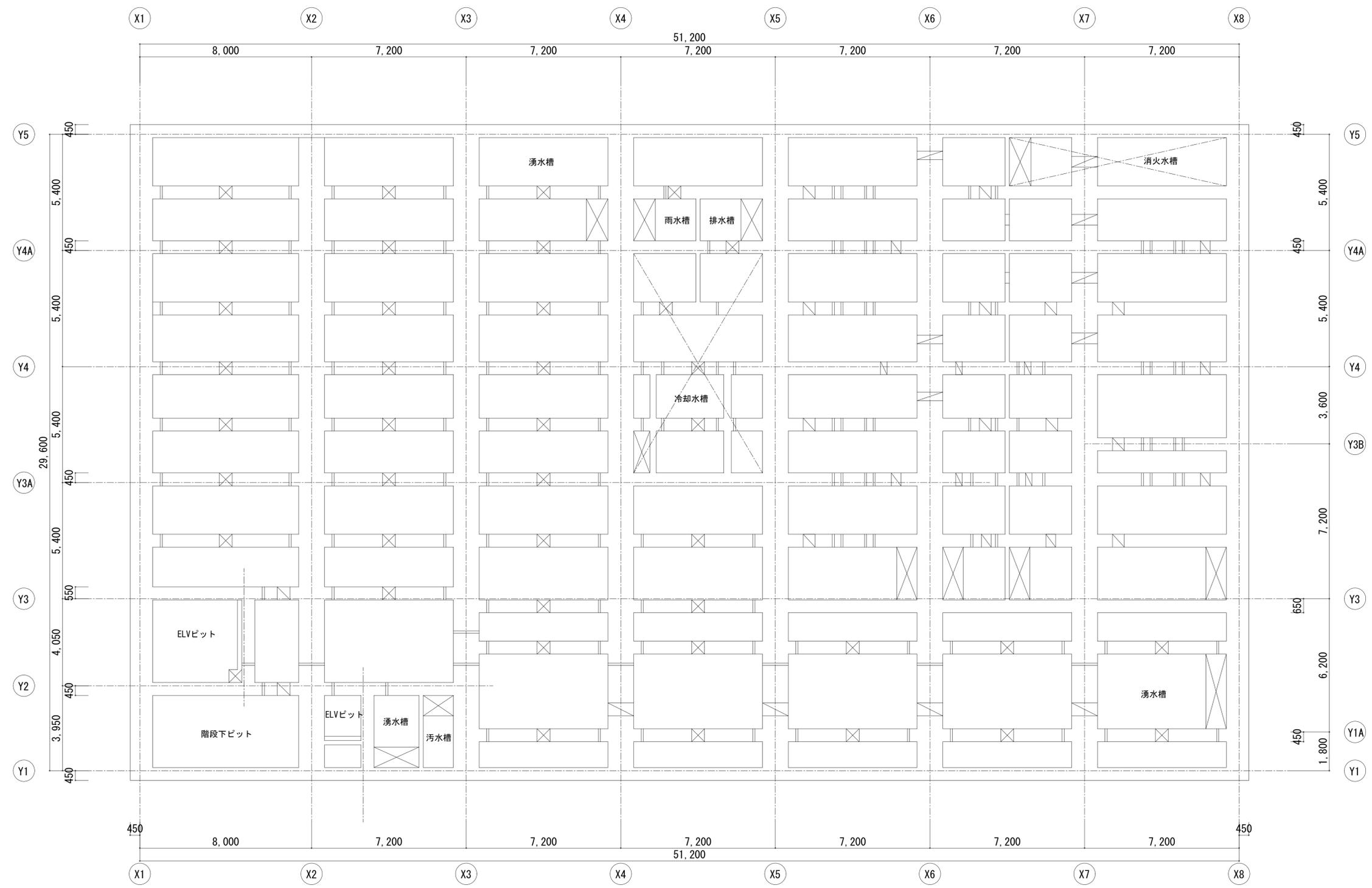
四日市市都市整備部営繕工務課		工事名 博物館特別展示室改修ほか工事	
一級建築士 登録 第 号	四日市市諏訪町1番5号	日付 令和6年7月	図面名 5階平面図【改修前】
		縮尺 A1 1/100 A3 1/200	図面番号 A-15 /



凡 例
 改修範囲を示す。

四日市市都市整備部営繕工務課
 一級建築士 登録 第 号
 四日市市環訪町 1 番 5 号

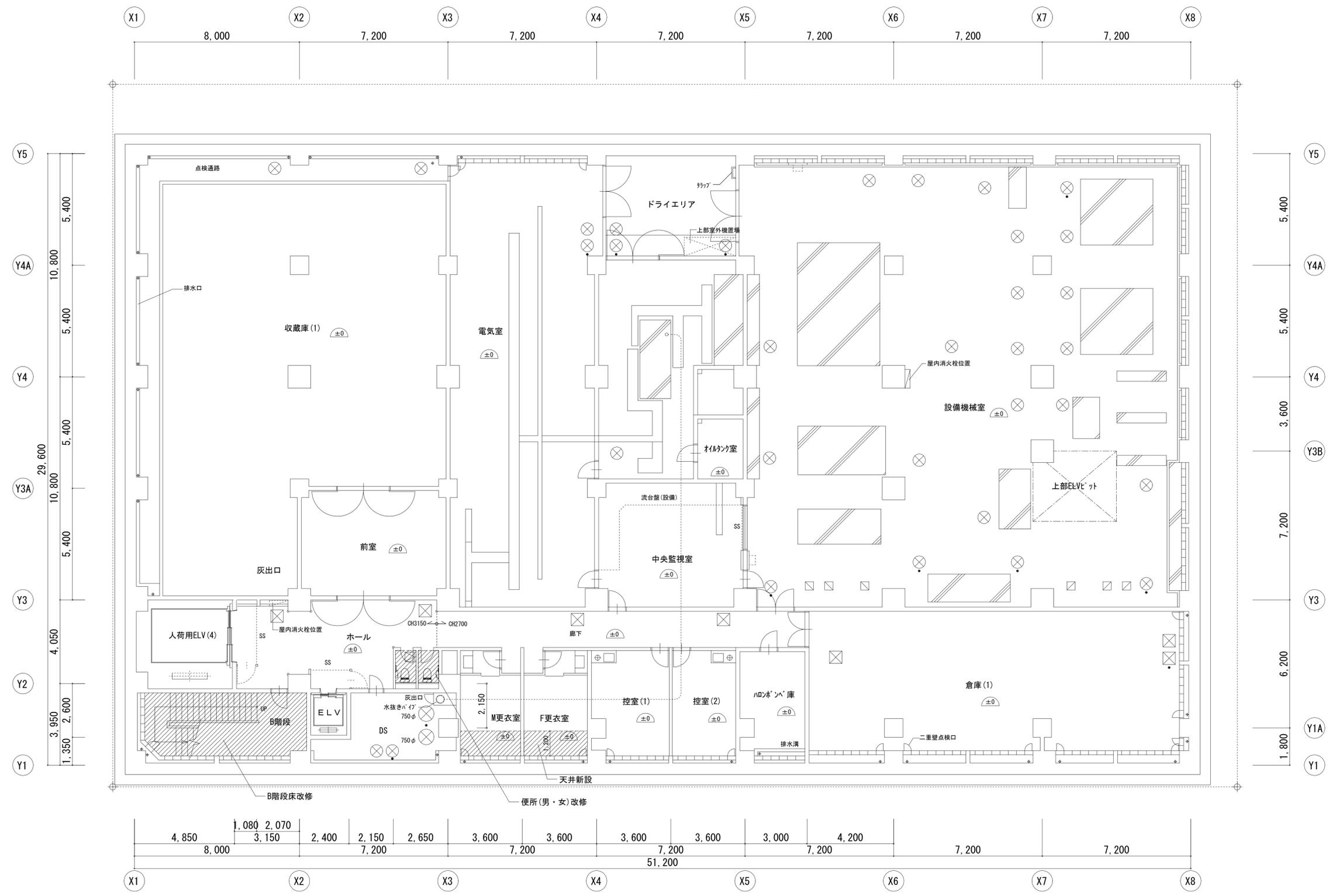
工事名 博物館特別展示室改修ほか工事		縮尺	図面番号
日付 令和 6 年 7 月	図面名 6階平面図【改修前】	A1 1/100 A3 1/200	A-16 /



凡 例
 改修範囲を示す。

四日市市都市整備部営繕工務課
 一級建築士 登録 第 号
 四日市市護国町 1 番 5 号

工事名 博物館特別展示室改修ほか工事		縮尺 A1 1/100 A3 1/200	図面番号 A-17 /
日付 令和 6 年 7 月	図面名 ピット階平面図【改修後】		



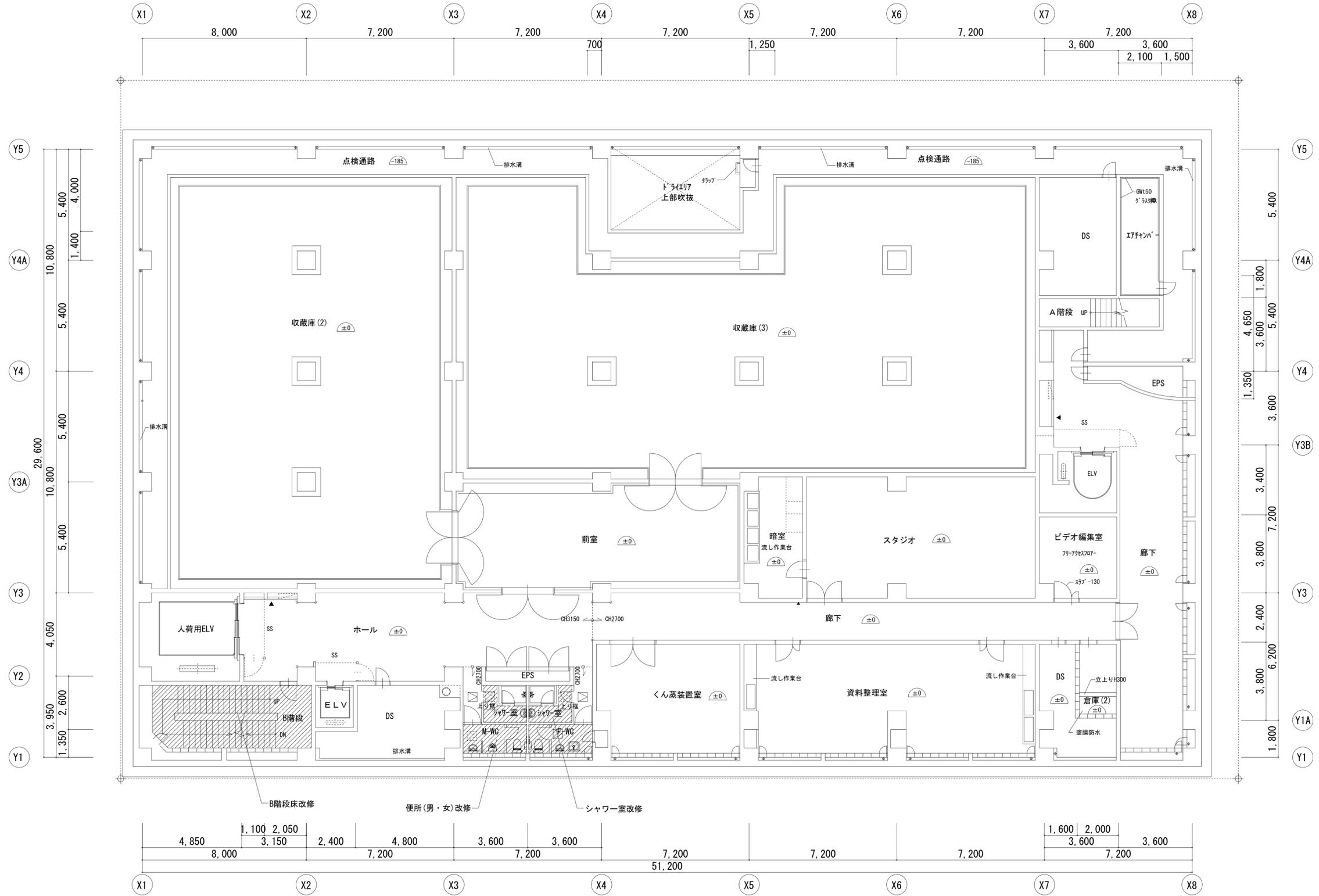
- 凡 例
- 改修範囲を示す。
 - 天井点検口新設 (450角 アルミ製) 仕上同材
- ※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	B2階平面図【改修後】	A1 1/100 A3 1/200	A-18 /



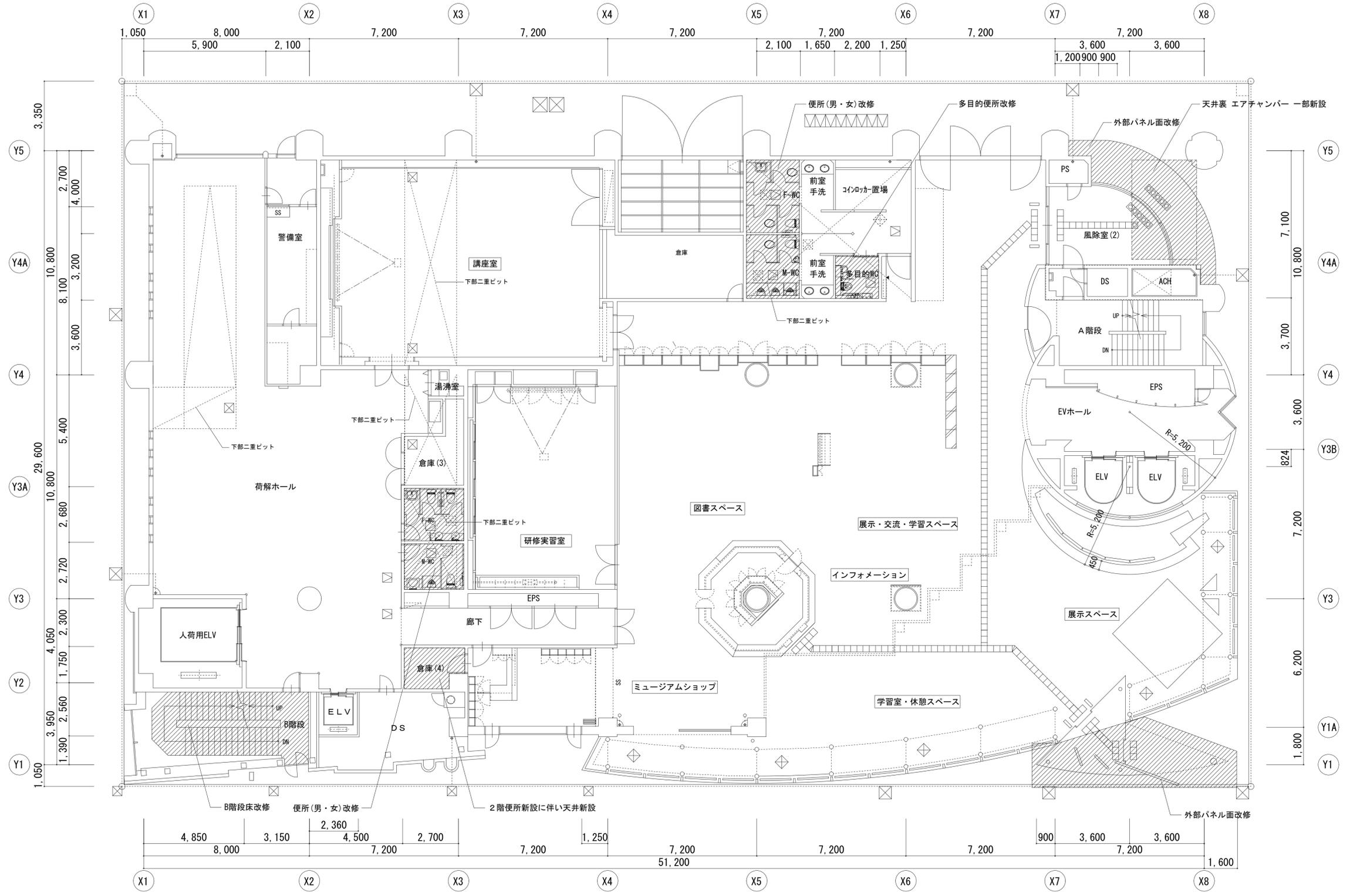
- 凡 例
- 改修範囲を示す。
 - 天井点検口新設 (450角 アルミ製) 仕上同材
 - 天井点検口既設
- ※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	B1階平面図【改修後】	A1 1/100 A3 1/200	A-19 /



凡 例

改修範囲を示す。

天井点検口新設 (450角 アルミ製) 仕上同材

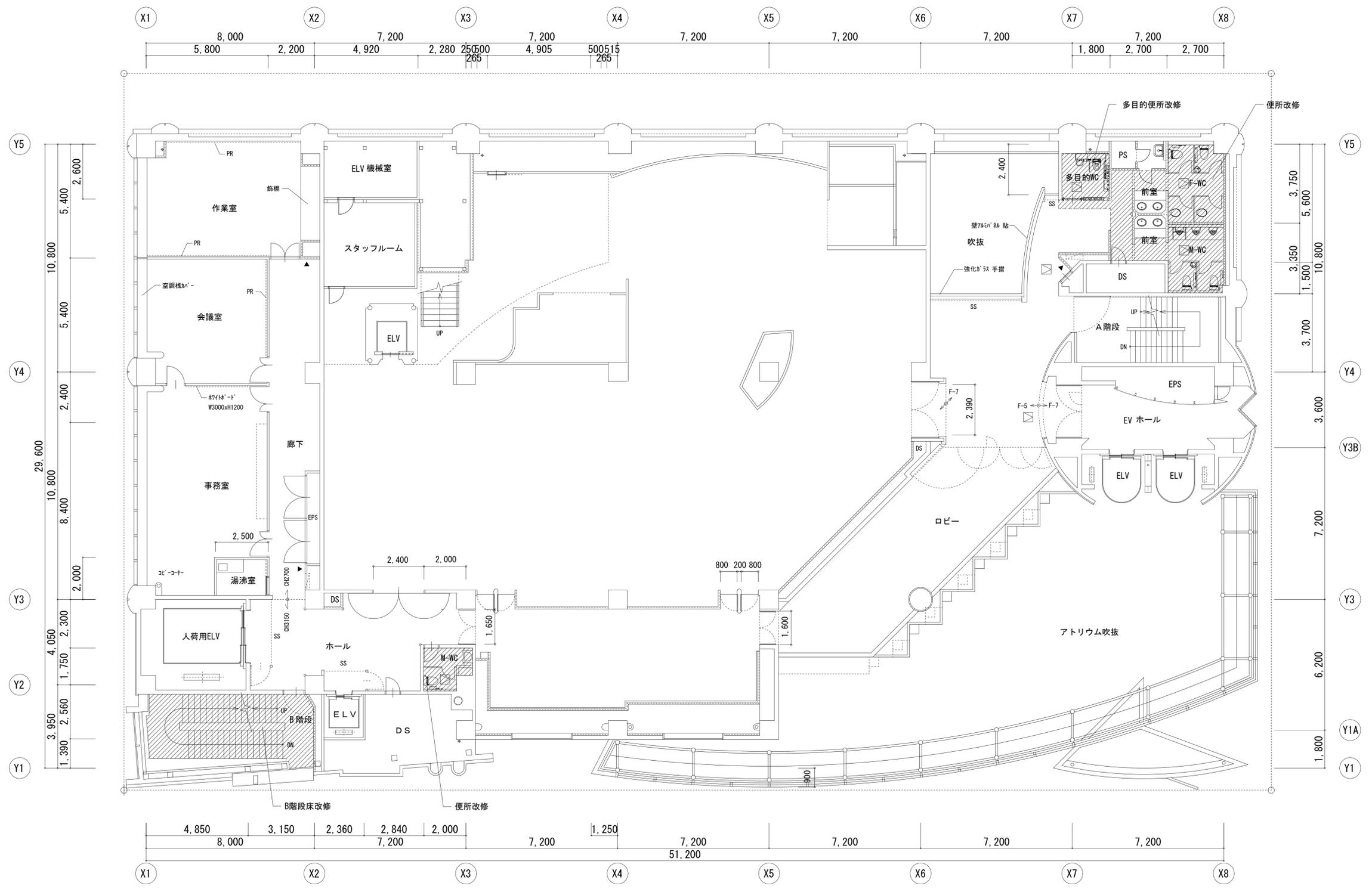
※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	1階平面図【改修後】	A1 1/100 A3 1/200	A-20 /



凡例

改修範囲を示す。

※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

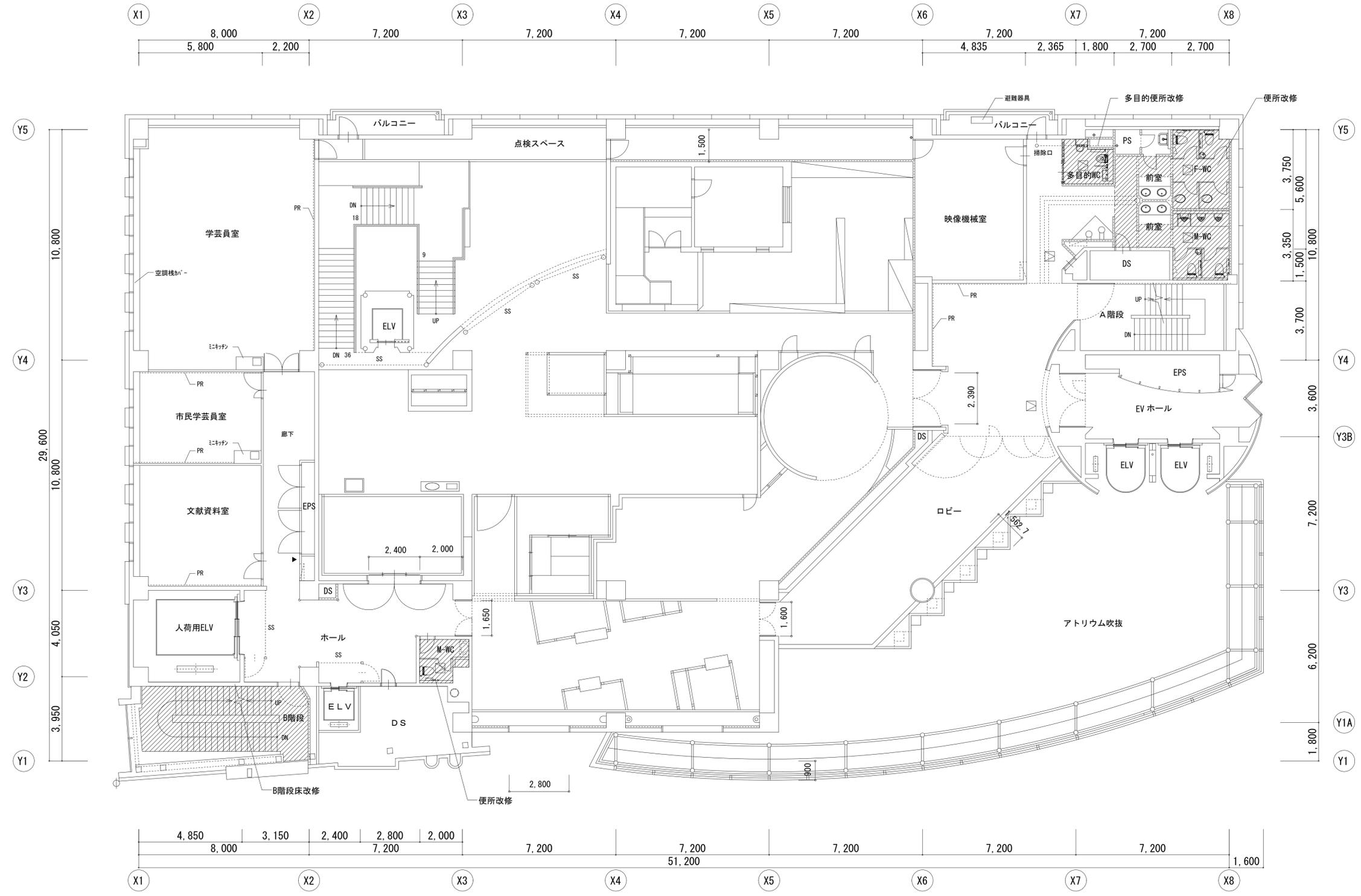
天井点検口新設 (450角 アルミ製) 仕上同材

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	2階平面図【改修後】	A1 1/100 A3 1/200	A-21 /



凡 例

改修範囲を示す。

天井点検口 (450角 アルミ製) 仕上同材

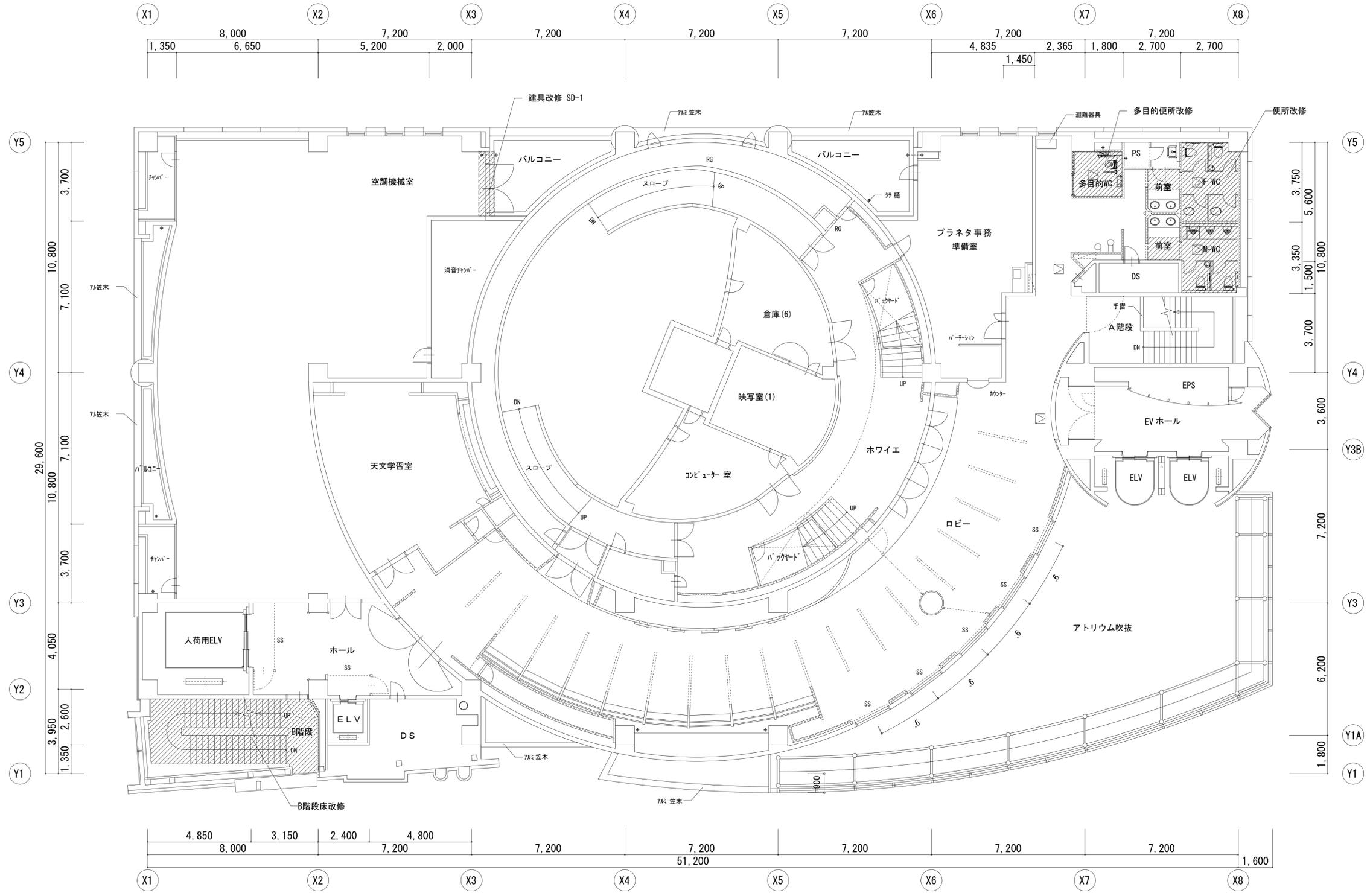
※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町 1 番 5 号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和 6 年 7 月	3階平面図【改修後】	A1 1/100 A3 1/200	A-22 /



凡例

改修範囲を示す。

天井点検口新設(450角アルミ製) 仕上同材

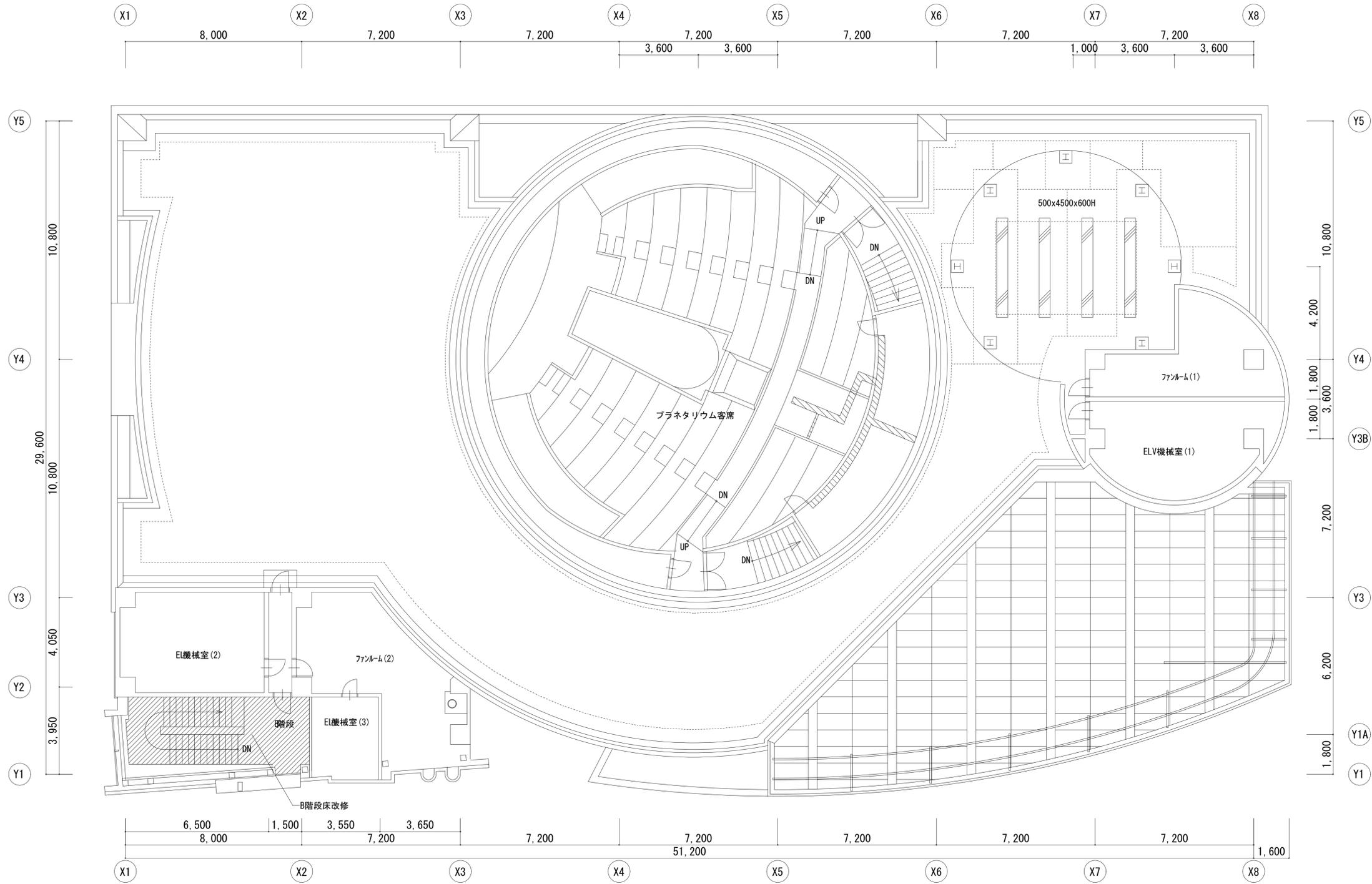
※便所改修前と改修後の床レベルは同じ。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市環訪町1番5号

工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和6年7月	5階平面図【改修後】	A1 1/100 A3 1/200	A-24 /



凡 例
 改修範囲を示す。

四日市市都市整備部営繕工務課
 一級建築士 登録 第 号
 四日市市環訪町 1 番 5 号

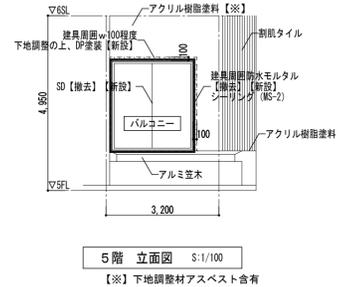
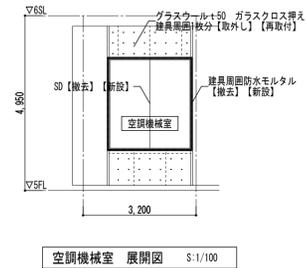
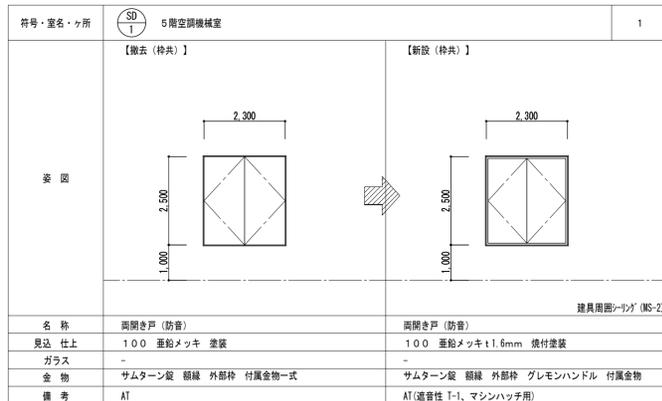
工事名		博物館特別展示室改修ほか工事	
日付	図面名	縮尺	図面番号
年 月	6階平面図【改修後】	A1 1/100 A3 1/200	A-25 /

外部仕上表 (改修なし) 【※】 下地調整材アスベスト含有				
5階 バルコニー	床	アスファルト断熱防水A1-2 押えコンクリートt80 既製目地@2400	排水溝	合成高分子ルーフィング
	壁	アクリル樹脂塗料【※】	防水押え	アルミ既製端部押え
	軒壁	コンクリート打放 アクリル樹脂塗料【※】 (メタリック)	笠木	アルミ加工
	軒天	アルミパネルt2.5 アクリル樹脂焼付 (メタリック)	ルーフトレン	ステンレス鍍鉄製
	手摺壁	アルミパネルt2.5加工 電解着色		

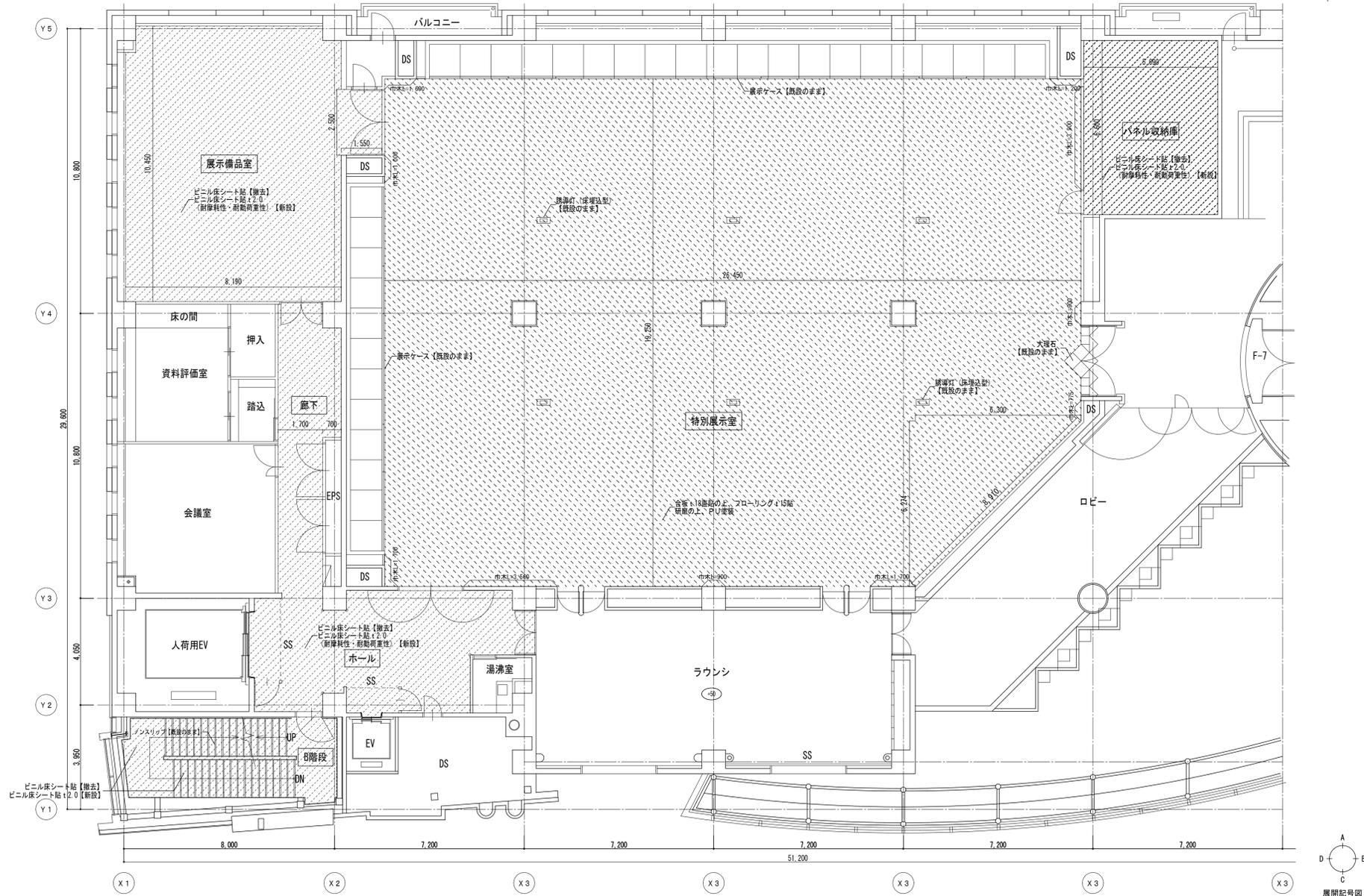
内部仕上表																
階数	室名		内装制限と排煙設備		床	下地	床高 (FL±)	スラブ高 (FL±)	巾木	H	壁	下地	天井	天井高	天井廻縁	備考
			排煙方法	内装材料												
4階	改修前	特別展示室	自	準不燃	合板t18直貼の上、フローリングt15貼	コンクリート直押エ	±0	±0	堅木 CL	80	クロス貼【撤去】 PBt9+t12ジョイント工法クロス貼	モルタル金ゴテ 軽量鉄骨壁下地	スチール製格子天井 (アルミルーバー組込)	4,050	-	展示パネル・レール、レタンチャンパー・防塵垂壁
	改修後		自	準不燃	研磨の上、PU塗装	-	-	-	CL塗替え	80	織物クロス張替え (不燃)	-	-	-	-	展示パネル：織物クロス張替え (不燃) レール：建入れ調整
	改修前	展示備品室	自	準不燃	ビニル床シート貼【撤去】	コンクリート直押エ	±0	±0	半硬質巾木【撤去】	75	PBt9+t12ジョイント工法EP塗	モルタル金ゴテ 軽量鉄骨壁下地	化粧PBt9貼	4,050	塩ビ製	ブラインドBOX・窓下カウンター
	改修後		自	準不燃	ポリマーセメント下地処理の上、ビニル床シート貼t2.0 (耐摩耗性・耐動荷重性) 【新設】	-	-	-	ビニル巾木【新設】	100	-	-	-	-	-	-
	改修前	パネル収納庫	自	準不燃	ビニル床シート貼【撤去】	コンクリート直押エ	±0	±0	半硬質巾木【撤去】	75	PBt9+t12ジョイント工法EP塗	モルタル金ゴテ 軽量鉄骨壁下地	化粧PBt9貼	4,050	塩ビ製	展示パネル・レール
	改修後		自	準不燃	ポリマーセメント下地処理の上、ビニル床シート貼t2.0 (耐摩耗性・耐動荷重性) 【新設】	-	-	-	ビニル巾木【新設】	100	-	-	-	-	-	-
	改修前	廊下・ホール	自	準不燃	ビニル床シート貼【撤去】	コンクリート直押エ	±0	±0	半硬質巾木【撤去】	75	PBt9+t12ジョイント工法MP塗	モルタル金ゴテ 軽量鉄骨壁下地	PBt9捨貼の上、岩綿吸音板t12貼	2,700 3,150	塩ビ製	ブラインドBOX・窓下カウンター
	改修後		自	準不燃	ポリマーセメント下地処理の上、ビニル床シート貼t2.0 (耐摩耗性・耐動荷重性) 【新設】	-	-	-	ビニル巾木【新設】	100	-	-	-	-	-	-
5階	改修前	空調機械室	-	準不燃	軽量コンクリートt150の上、 防塵塗料塗【既設のまま】	コンクリートコテ仕上	+150	±0	モルタル巾木	100	グラスウールt50 ガラスクロス押え	モルタル金ゴテ 軽量鉄骨壁下地	グラスウールt50 ガラスクロス押え	-	塩ビ製	機械基礎
	改修後		-	準不燃	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共通	改修前	B階段 (1階～6階)	-	準不燃	ビニル床シート貼【撤去】	鋼板下地 (PL-12)	-	-	半硬質巾木【撤去】 (踊場のみ)	75	PBt9+t12ジョイント工法MP塗	モルタル金ゴテ 軽量鉄骨壁下地	PBt12ジョイント工法EP塗、コンクリート打放し	-	塩ビ製	SUS製階段ノンスリップ【撤去】、手摺、最上階段裏スチールFP
	改修後		-	準不燃	撤去面清掃の上、ビニル床シート貼t2.0	-	-	-	ビニル巾木【新設】 (踊場のみ)	100	-	-	-	-	-	SUS製階段ノンスリップ【新設】
	改修前	B階段 (地下1階 ～地下2階)	-	準不燃	ビニル床シート貼【撤去】	コンクリート直押エ	-	-	半硬質巾木【撤去】	75	PBt9+t12ジョイント工法MP塗	モルタル金ゴテ 軽量鉄骨壁下地	コンクリート打放しEP塗	-	塩ビ製	SUS製階段ノンスリップ【撤去】、手摺
	改修後		-	準不燃	ポリマーセメント下地処理の上、ビニル床シート貼t2.0	-	-	-	ビニル巾木【新設】	100	-	-	-	-	-	SUS製階段ノンスリップ【新設】

- 床フローリングPU塗替え仕様については下記に示す仕様とする。
 ※床研磨時について、粉じん等が工事エリア外へ流出しないように、養生・目張り等を徹底すること。
- 素地調整
 - ※研磨機は「丸サガ」機 (室内中央部)、「ディスクサガ」機 (壁際、敷居、幅木際) を用いる。井機械の当たらない隅等は手作業とする。
 - 1) 荒掛け サディングペーパーは#30～40を標準とし、木栓の突起、目違い及び汚れを取り除く。
 - 2) 中掛け サディングペーパーは#60～80を標準とし、荒掛けサガ目払いを行う。
 - 3) 仕上げ サディングペーパーは#100～120を標準とし、サガ目を完全に払い、塗装仕上げの素地を作る。
 - (研磨機はホリツヤの使用も可とする)
 - 4) サディング面をよく清掃し、付着物が有れば取り除き、油類は溶剤拭きをする。
 - 下塗り 塗料製造者仕様により刷毛類で塗布し乾燥養生する。
 - 研磨 サディングペーパーは#100～180程度で研磨し、発砲があれば除去する。
 - 中塗り 塗料製造者仕様により刷毛類で塗布し乾燥養生する。
 - 研磨 サディングペーパーは#100～180程度で研磨し、発砲があれば除去する。
 - 上塗り 塗料製造者仕様により刷毛類で塗布し乾燥養生する。

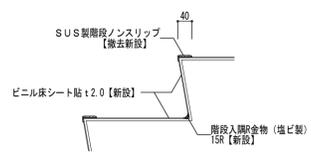
材 料 表		
名称 (符号・呼び名)	品種・規格・寸法・仕上げの形状など	備考 (製造者・品番など)
PU塗装 (油性)	ネオデラックス1000A	大谷塗料 (株)
	NTXウルトラック895	大阪塗料工業 (株)
	セフティーガードフロアー	三精塗料工業 (株)
ビニル床シート (耐摩耗性・耐動荷重性)	オデオンPUR	(株) サンゲツ
	ファクトリウム	(株) 東リ
	移動荷重用フロア	(株) 田島ルーフィング
織物クロス	FAITH	(株) サンゲツ
	LMT	リリカラ (株)
	クリアクリーン	(株) 川島織物セルコン



- 研磨の上、PU塗替え範囲 【約485㎡】
- ビニル床シート【撤去】範囲 【8階段(全階)：約268㎡、その他：約188㎡】

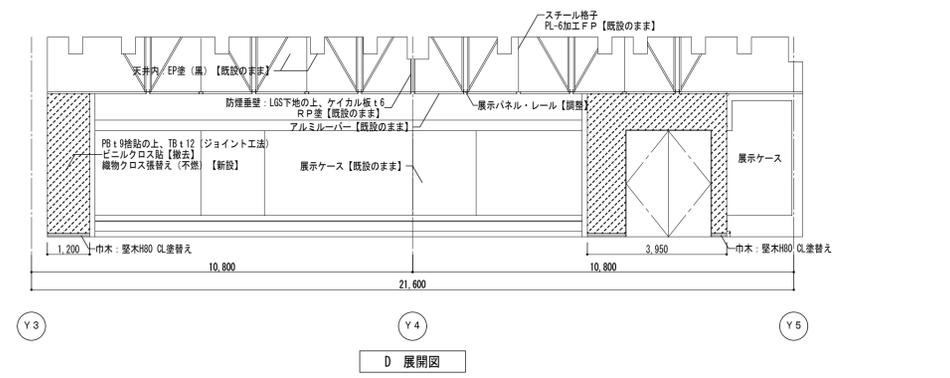
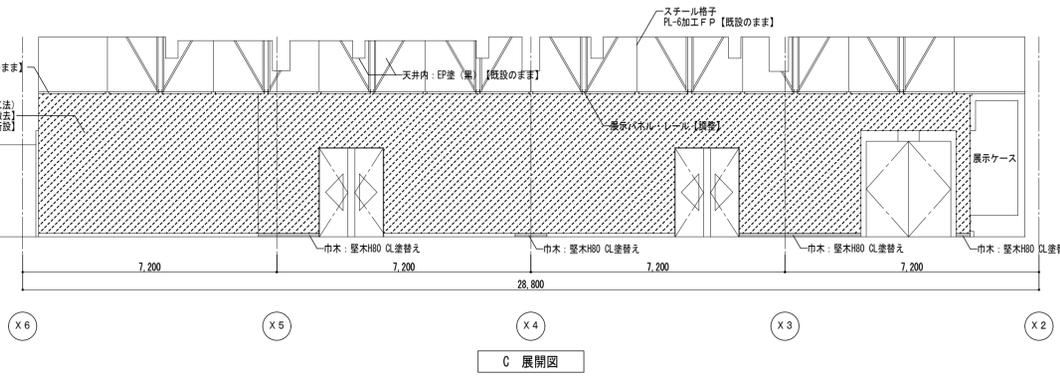
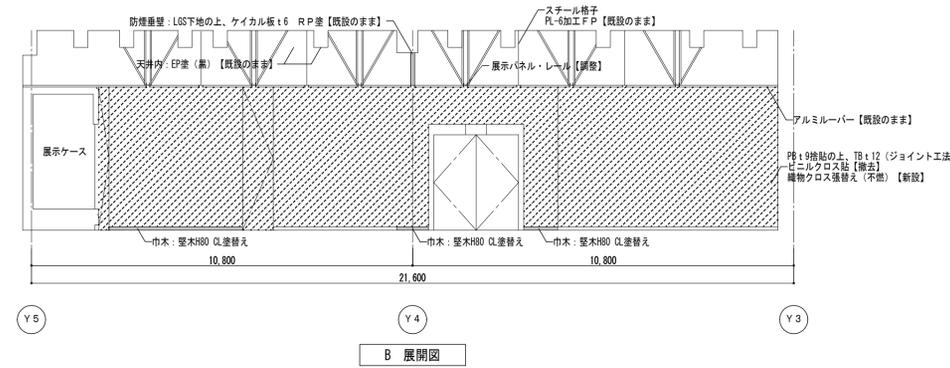
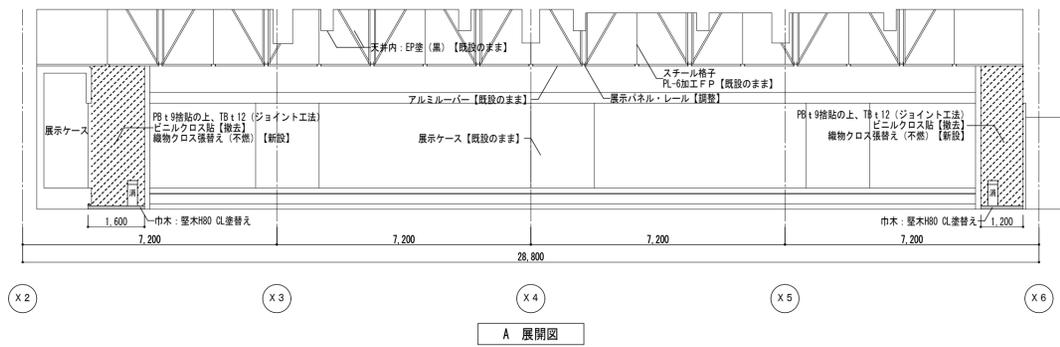


4階平面詳細図 S:1/100



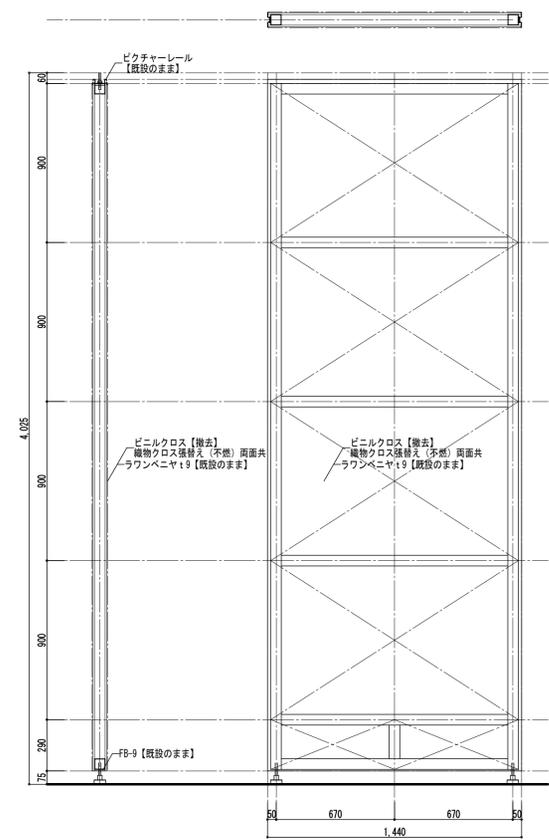
階段詳細図 S:1/10

壁仕上げ【撤去】【新設】範囲



展示パネル詳細図

1/20



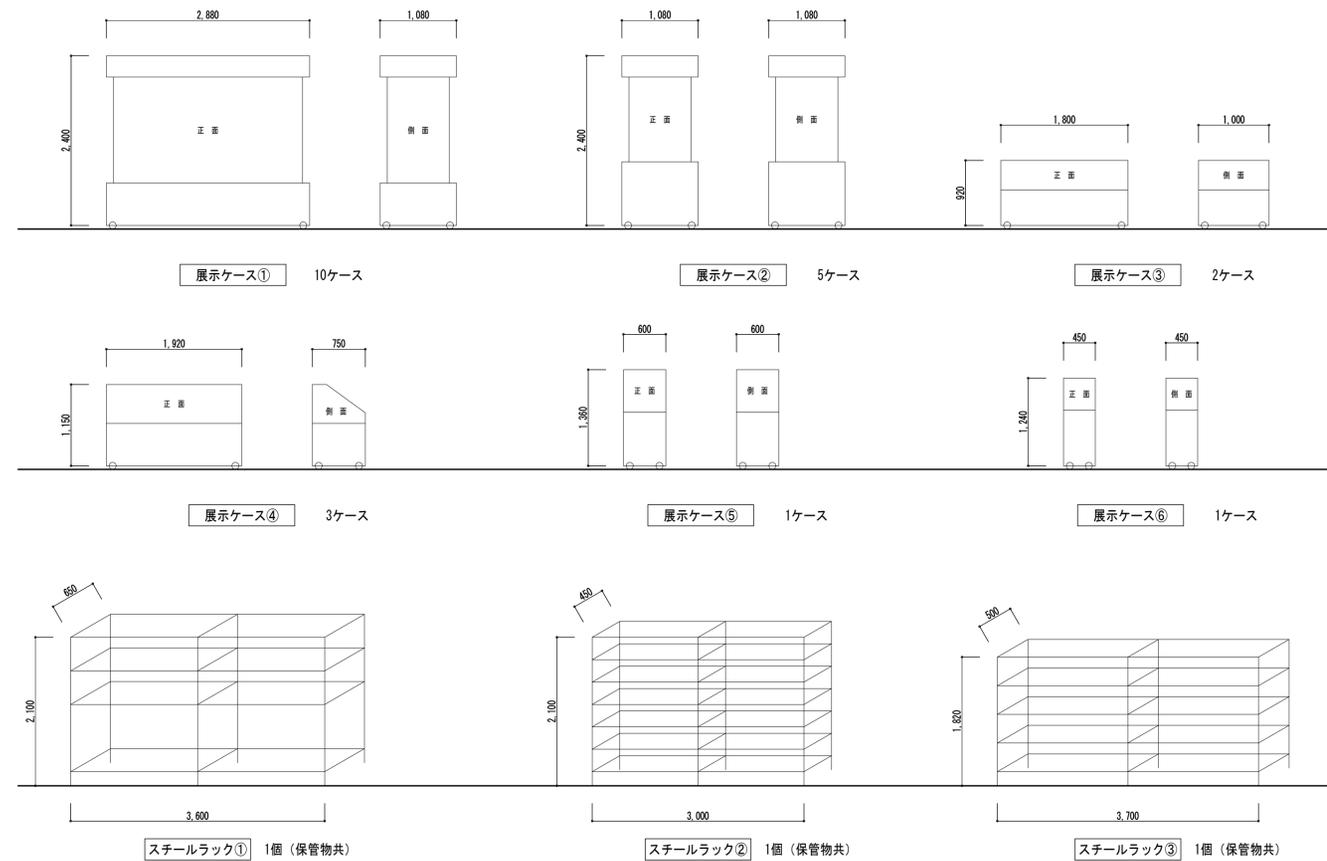
展示パネル詳細図 S:1/20

4階特別展示室	
パネル枚数	1,440×4,025: 55枚
工事内容	スライディングウォール: 横二つ 展示パネル: 縦物クロス張替え(不燃) 吊元高さ調整、脚部高さ調整 レール: 運付け調整、グリスアップ、クリーニング

※展示パネル・レールについて、現地調査報告書を作成し、故障箇所の修繕方法については、監督職員の承認を得ること。

展示ケース移設概要

1/50



展示用造作種	400×600×1800程度: 40層程度 150×400×1200程度: 60層程度
--------	--

※展示品設置の改修時は特別展示室に搬入し、改修作業、監督職員の承認のもと展示品室に搬入すること。
※展示ケースの移設時は、床養生を行うこと。

図中の記号略号	特記事項（図中、特に表示が無くとも適用する。）
1.主に使用される記号・略号を下記に示す。	【金属工事】
・ベンチマーク BM	・異なる床仕上材の取合い部分には、スレン目地棒を取付ける。
・基準地盤面(平均地盤面) GL	・異なる金属が取合う部分で電食のおそれがある場合は、防触処理を行う。
・基準床面(仕上げ面) FL	・新規にLGS下地天井を新設する場合に天井ふところが1.5mを超える場合は天井下地補強（公共建築改修工事標準仕様書6.6.4(8)）を行う事。
・東京湾中等潮位(参考資料内) TP	
	【左官工事】
・幅表示の頭記号 W	・既設床ビニル・ビニルシート撤去跡は、ホリマセメントモルで平滑にする。
・高さ表示の頭記号 H	・床大理石及び汚垂石撤去部は、モル補修を行う。
・長さ表示の頭記号 L	
・厚さ 奥行 D	【塗装工事】
・直径 φ半径 r	・壁面、天井面の塗装は、特記なき限りローラ仕上げとする。
・間隔 φ中心線 C	・内部の既設吹付 又は 塗装部に 仕上塗材 又は 塗装を新設する場合には、既設塗膜の状況を確認し、下地面との密着が十分でない場合は、
・縮尺 S= 1:***	該当部分の既存塗膜を除去すること。
・天井高さ(平均天井高さ) CH	
	【内装工事】
2.記号・略号の室名・材料名等を下記に示す。	・内装材料は、F☆☆☆☆ものを使用する。
・ダクトスペース DS (ダクト配管を行う)	・加上下地の石膏ボード 及び 繊維混入珪酸カルシウム板は、ジョイント部分をパテ等で段差の生じないように仕上げる。
・エアダクト AD (躯体ダクト)	・塗装下地の石膏ボードの下地処理は、継目処理工法とする。
・電気配管スペース EPS	・石膏ボード 張りの出隅は、公共建築改修工事標準仕様書に示すコーナ保護金物で補強の上パテ処理とし、入隅コーナ部分は、公共建築改修工事標準仕様書に示すジョイントテープ 補強の上 パテ処理を行う。
・パイプスペース PS	・床のビニル、ビニルシート、ゴムタイル等は、竣工引渡し時に再度樹脂ワックス仕上（ノンワックス材を除く）を行う。
・排煙ダクトスペース SMD	・ビニル床シートは全て溶接工法とする。
・エレベーター EV	・異種材料が同一平面で仕上がる場合には、伸縮調整目地（シリングMS-2）を設ける。（壁：石膏ボード面と左官面、新設壁面と既設壁面等） 上記目地は 特記が無い場合でも、床は スレン目地棒（金属工事）とし、壁・天井は 塩ビ目地棒を使用するものとする。
	・既設の仕上のないモル面・ボード面に塗装、ビニルを新設する場合の下地調整は、塗装とビニルを新設する場合と同じ下地調整を行う。
・掃除用流し SK	・下り天井のボード出隅部には、塩ビ見切線を設ける。
・ルーフトレイン RD	・ガラスパネル50kg程度の押えの端部には塩ビ製見切を設けること。
・エキスパンションジョイント EXP.J	・化粧ケル板の目地処理は7M製ジョイント処理とする。
・プレキャストコンクリート PC	
・コンクリートブロック GB	
・軽量気泡コンクリートパネル ALC	
・押出成形セメント板 ECP	
・配管用重鉛メッキ鋼管 SGP	
・硬質塩化ビニル管 VP	
・構造用鋼管 STK	
・フラットバー FB	
・スチール St	
・プレート(鋼板) PL	
・ステンレススチール SUS	
・アルミニウム AL	
・真チユウ BR	

※レベル欄：上段は仕上げレベル (FL=±0) 改修内容 ※特記なきは既設のまま SL：レリング材 ※天井高は床仕上面 からの高さを示す。
 内部仕上表 【改修前】 下段は構造躯体レベル 【撤去】 【一部撤去】：撤去あり ※廊下等は、主に改修部分について示す。
 【既設】：既設のまま 【既設】：既設のまま □：アスベスト含有材

階	室名	法規制等	床		巾木	壁		廻縁	天井		天井高	備考
			レベル	下地		下地	仕上		下地	仕上		
-	【便所改修】											【撤去】 【残置】
B2	便所(男・女)	0 -30	SL	ノスリアップシート貼 【撤去】	SUS 75	LGS RC	化粧ケル板t5 (石膏ボードt12下地)	7M 【撤去】	LGS	ケル板 t6 目透 VP 【撤去】	2.400	【撤去】 【残置】
B2	M,F 更衣室	0 -30	SL	ビニル床タイル t2.0	ビニル 75	LGS	石膏ボードt9+t12 EP	塩ビ 【一部撤去】	LGS	化粧石膏ボードt9 【一部撤去】	2.700	【撤去】 【残置】
-												【撤去】 【残置】
B1	M-WC	0 -30	SL	ノスリアップシート貼 【撤去】	SUS 75	LGS RC	化粧ケル板t5 (石膏ボードt12下地)	7M 【撤去】	LGS	ケル板 t6 目透 VP 【撤去】	2.400	【撤去】 小便器前ライニング 【残置】 トイレノース、手洗、手洗ライニング
B1	F-WC	0 -30	SL	ノスリアップシート貼 【撤去】	SUS 75	LGS RC	化粧ケル板t5 (石膏ボードt12下地)	7M 【撤去】	LGS	ケル板 t6 目透 VP 【撤去】	2.400 2.300	【撤去】 トイレノース、手洗、SKライニング 手洗、SK 【残置】
B1	脱衣(M、F)	0 -30	SL 嵩上コン+SL	ビニル床シート t2.0 (踏込) ノスリアップシート貼	ビニル 75 【一部撤去】	LGS	石膏ボードt9+t12 VP 【一部撤去】	塩ビ 【撤去】	LGS	ケル板 t6 目透 VP 【撤去】	2.400	【撤去】 7M製壁点検口 【残置】 エニツシャワー、上り框、鏡 【撤去】
-												【残置】

防火材料一覧表		各種記号凡例						
・石膏ボード t9.5 (GB-R t9.5) QM-9828	SOP	合成樹脂調合ペイント	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント	RC	鉄筋コンクリート	M	モル下地
・石膏ボード t12.5 (GB-R t12.5) NM-8612	DP	耐候性塗料 (IB 2-FUE)	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	LGS	軽量鉄骨壁下地	SL	モルレリング下地
・不燃積層石膏ボード t9.5 (GB-NC) NM-0441	耐火及び遮音材料等指定リスト							
・普通硬質石膏ボード (GB-R-H) NM-9645								
・シーリング石膏ボード (GB-S) QM-9826	【耐火壁】(一時間)		・GB-F t12.5(下張)+GB-R-H t9.5(上張) 両面張 (@455)			耐火構造：FP060NP-0259		
・不燃シーリング石膏ボード (不GB-S) NM-9639	【遮音壁】		・GB-R t9.5(下張)+GB-R (又はGB-S) t12.5(上張) 両面張 GW t50 24kg/m3 充填					
・繊維強化石膏ボード (GB-F) NM-8615	仕上材料名表示凡例							
・化粧石膏ボード (GB-D) QM-9824								
・不燃化粧石膏ボード (不GB-D) NM-0441		表示名	標準仕様等	材料名		表示名	標準仕様等	材料名
・不燃化粧石膏ボード(木目)(不GB-DW) QM-9827	床	防汚防滑性ビニル床シート	t2 消臭	ケル：消臭レトリウム				
・吸音用あなあき石膏ボード(GB-PP) QM-9827				東リ：消臭NSトワレMM				
・ケルケル板 (K) NM-8578				田島ルーフィング：消臭レトリウム				
・有孔ケルケル板 (AK)								
・ロケル化粧吸音板 (DR) NM-8599								
・塗料(塗料塗装/不燃材料) NM-8585								
・複層模様吹付材 QM-9812								
・複層模様吹付材(不燃) NM-8572								
・ロケル吹付 NM-8601								
・ガラスケル (GW) NM-8605								
・木毛セメント板 QM-9701								
・木毛セライトセメント板(不燃) NM-234~237								
・ビニル 不燃認定品								
※ 壁装材料の認定番号は指定メーカーによる								

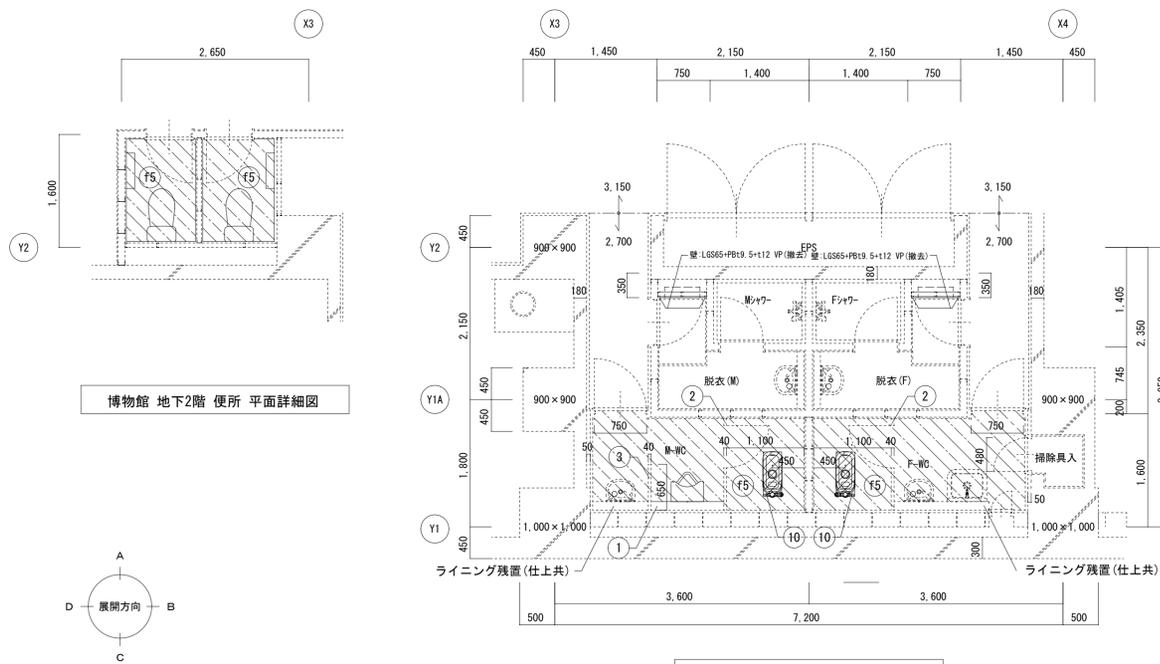
外部仕上表		※ 特記なきは既設のまま	
部 位	仕 上 ・ 仕 様	【改修前】	【改修後】
			※主に改修(新設)部分を示す。
	(該当改修工事無し)		

改修内容
 内部仕上表 【改修後】【新設】 【一部新設】：新設あり M：モル
 【既設】：既設のまま

階	室名	法規制等	床		巾木	壁		廻縁	天井		天井高	備考
			レベル	下地		下地	仕上		下地	仕上		
-	【①便所改修】											【新設】
B2	便所(男・女)	0 -30	SL	防汚防滑性ビニル床シート 【新設】	SUS 75 RC 【新設】	LGS RC	既設のまま	塩ビ 【新設】	LGS	GB-Dt9.5 【既設】 【新設】	2.400	【新設】 フック
B2	M,F 更衣室	0 -30	SL	既設のまま	ビニル 75 【既設】	LGS	既設のまま	塩ビ 【一部新設】	LGS	GB-Dt9.5 【一部新設】 【一部新設】	2.700	【新設】
-												【新設】
B1	M-WC	0 -30	SL	防汚防滑性ビニル床シート 【新設】	SUS 75 RC 【既設】	LGS	既設のまま	塩ビ 【新設】	LGS	GB-Dt9.5 【既設】 【新設】	2.400	【新設】 小便器前ライニング、フック、汚垂タイル
B1	F-WC	0 -30	SL	防汚防滑性ビニル床シート 【新設】	SUS 75 RC 【既設】	LGS	既設のまま	塩ビ 【新設】	LGS	GB-Dt9.5 【既設】 【新設】	2.400 2.300	【新設】 フック
B1	脱衣(M、F)	0 -30	SL 嵩上コン+SL	ビニル床シート 【一部新設】	ビニル 75 【一部新設】	LGS RC	EPG (GB-Rt12.5+t9.5下貼) EPG塗装 【一部新設】	塩ビ 【新設】	LGS	ケル板 t6 目透 NAD 【新設】	2.400	【新設】 面台(踏込部)
-												【新設】

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.		履歴 _____ _____ _____	完成図作成 (施工者名) 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	製作日 2023. 2 ファイル名	代表設計者 舟橋 充男 一級建築士大臣登録第12065号 設計者 大野 淳 一級建築士大臣登録第270213号	工事名 博物館特別展示室改修ほか工事 業務契約コード 108188-02 図面名称 【便所改修】 仕上表 1	縮尺 A1 NS A3 NS	図面番号 A-30	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二
		ver. 20160401										

改修前（撤去）平面詳細図 S=1/50



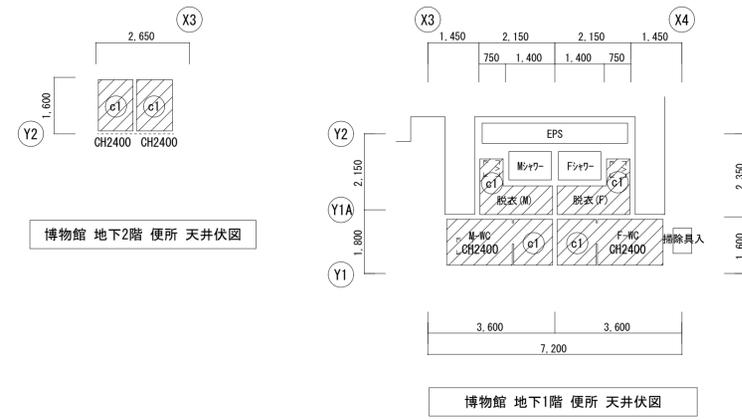
博物館 地下2階 便所 平面詳細図

博物館 地下1階 便所 平面詳細図

解体・撤去項目 ※<KD>は部分詳細図番号（撤去）を示す。

F1	床：仕上材 [ノンスリップシート貼 + セルフレベリング + 塗布防水] 撤去
F2	床：仕上材 [大理石 t30 + 塗布防水] 撤去
F3	床：仕上材 [ノンスリップシート貼 + 嵩上コン + アス防] 撤去
F4	床：仕上材 [タイルカーペット] 撤去
F5	床：仕上材 [ノンスリップシート貼] 撤去
W1	壁：LGS下地（既設のまま）Pbt12（撤去）ケイカル化粧板（撤去）
W2	壁：LGS下地（撤去）
W3	WC壁 Pbt12+ケイカル化粧板（撤去） ロビー側 Pbt12+ビニルクロス貼（撤去）
W4	壁：RC下地（既設のまま）Pbt12（GL工法）+ビニルクロス貼（撤去）
W5	壁：LGS下地（撤去）Pbt12+ケイカル化粧板（撤去）
W6	壁：RC下地（既設のまま）Pbt12（GL工法）+ケイカル化粧板（撤去）
1	ライニング 撤去（面台共）
2	トイレブース 残置（H=1900、メラミン化粧板フラッシュ40）
3	隔板 残置
4	汚垂石 撤去
5	手摺 撤去（設備工事）
6	鏡 撤去
7	洗面カウンター 撤去（D500×H750） 欠番
8	照明ボックス 撤去（D250）
9	床点検口残置（450角 枠共）、床仕上撤去
10	床仕上撤去（和便器とも）260×630（カッター入れ、下地モルタル共撤去）
衛生陶器	撤去（設備工事）
c1	天井：仕上のみ 撤去 [ケイカル板t6 目透し貼VP]

改修前（撤去）天井伏図 S=1/100



博物館 地下2階 便所 天井伏図

博物館 地下1階 便所 天井伏図

改修前凡例

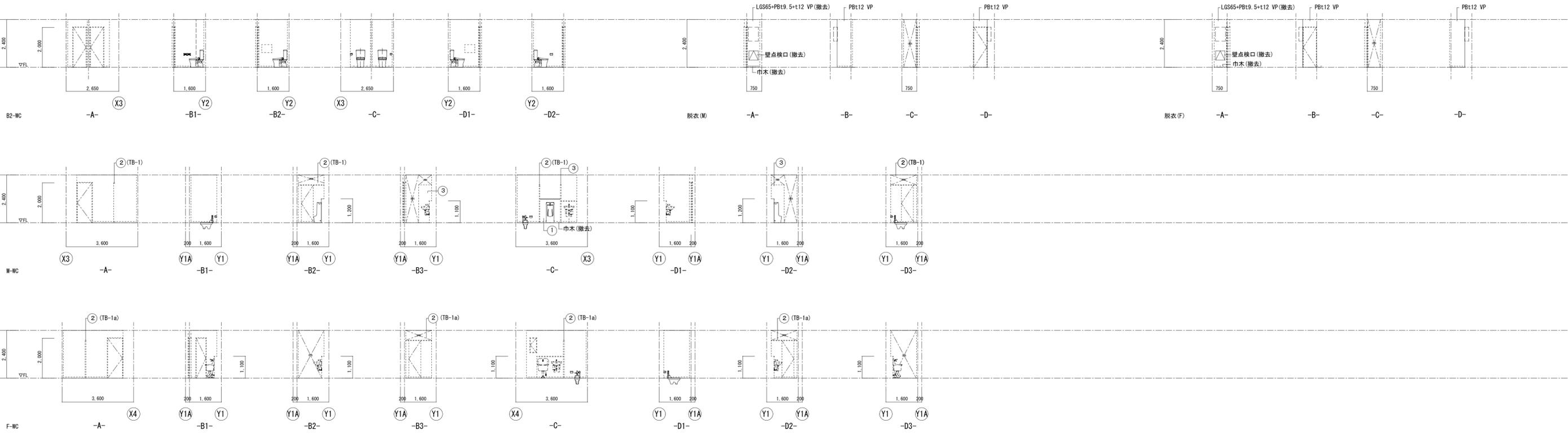
	鉄筋コンクリート造 柱・壁		LGS下地 壁
	コンクリートブロック造 壁		LGS下地残置、 壁仕上撤去（天井まで）
	床仕上 撤去範囲		撤去建具符号

天井撤去凡例

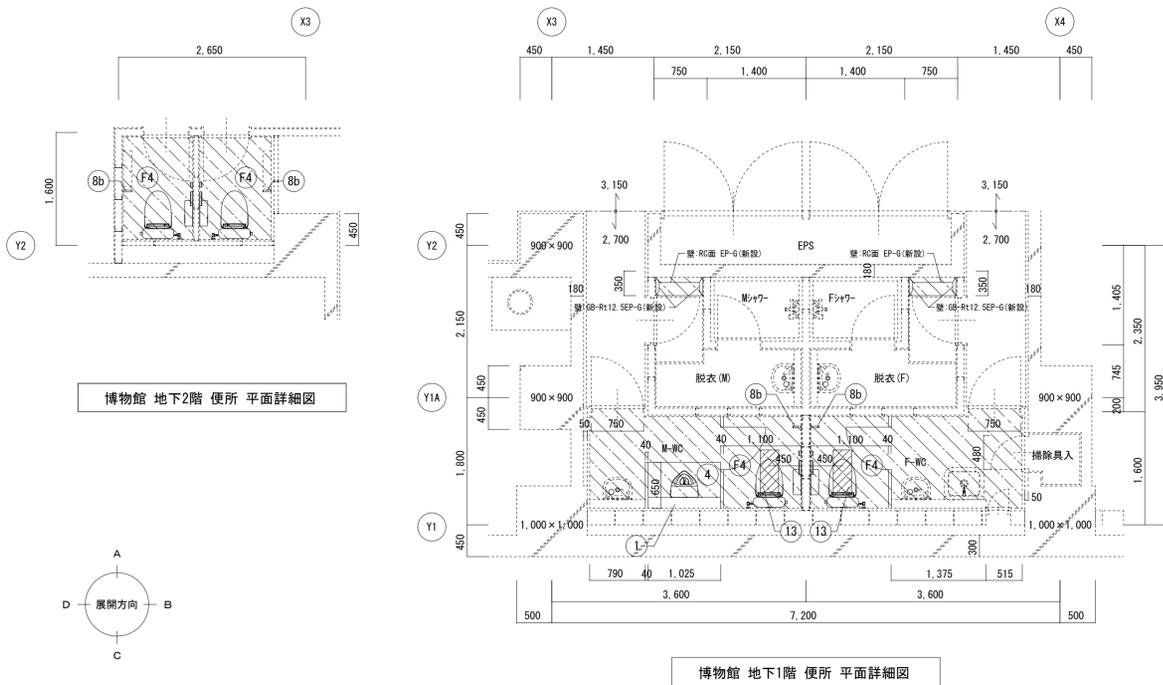
	天井撤去範囲
	天井点検口 450角 撤去
	天井点検口 450角 既設のまま

改修前（撤去）展開図 S=1/100

※特記なき限り、壁は残置とする。



改修後（新設）平面詳細図 S=1/50

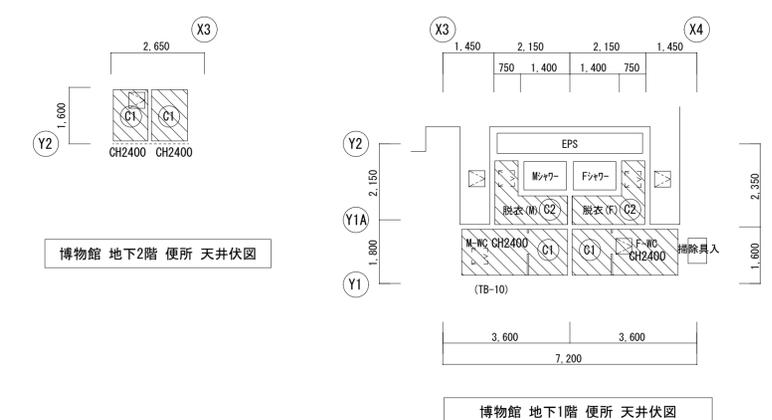


新設・改修項目 ※<D-0+>は部分詳細図番号を示す。

F1	床：仕上材【防汚防滑ビニル床シート】（下地モルタルt30・塗布防水 共）新設	2	トイレブース 新設
F2	床：仕上材【防汚防滑ビニル床シート】（嵩上コン + アス防 共）新設	4	汚重タイル 新設
F3	床：仕上材【タイルカーペット】新設	5	手摺新設（設備工事）
F4	床：仕上材【防汚防滑ビニル床シート】新設	7	洗面カウンター 新設 欠番
1	ライニング 新設（天板：ポスツフォーム）	8	フック 新設（b：荷物掛け）
3	隔板 新設	9	床点検口 既設（450角、枠共）、床仕上新設
6	照明付鏡 新設（設備工事）	10	ベビーチェア 新設（設備工事）
7	照明付鏡 新設（設備工事）	11	ベビーベット 新設（設備工事）
8	フック 新設（b：荷物掛け）	12	多目的便所のユニット（設備工事）
9	床点検口 既設（450角、枠共）、床仕上新設	13	和便器撤去跡穴埋め 260×630
10	ベビーチェア 新設（設備工事）	C1	天井：仕上のみ新設【GB-D t9.5】
11	ベビーベット 新設（設備工事）	C2	天井：ケイカル板 t6 目透 NAD
12	多目的便所のユニット（設備工事）	C3	天井：仕上・下地共新設【GB-Rt9.5+岩綿吸音板t9】
13	和便器撤去跡穴埋め 260×630	C4	天井：仕上・下地共新設【GB-Rt9.5+岩綿吸音板t12】

※巾木は特記なき限り、床材立上 H75とする。

改修後（新設）天井伏図 S=1/100



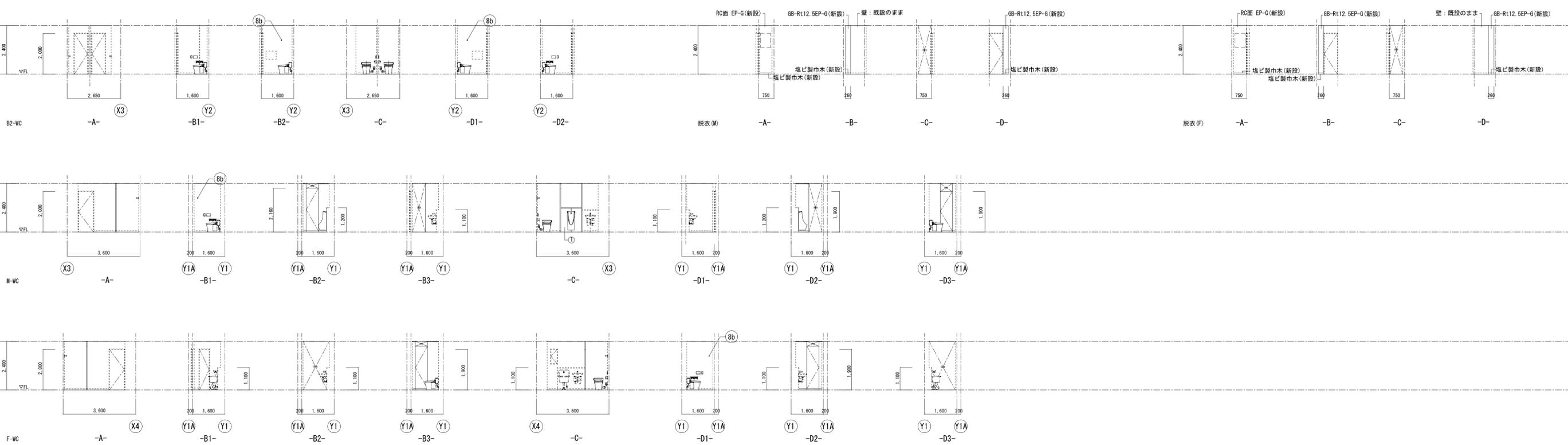
改修後凡例 ※新設LGS下地壁は下記による。特記なきはスタッド天井まで65型 スラブまで100型

W-①	壁：LGS下地（既設のまま）GB-S t12.5 + 化粧ケイカル板 t6（新設） 既設 LGS下地、壁仕上げ 新設（天井まで）
W-②	WC側壁 GB-S t12.5 + 化粧ケイカル板 t6（新設） ロビー側壁 GB-R t12.5 + t9.5 + ビニルクロス貼（新設）+ ビニル巾木 H75（新設）
W-③	壁：RC下地（既設のまま）GB-R t12.5（GL工法）+ ビニルクロス貼（天井まで）（新設） + ビニル巾木 H75（新設）
W-④	壁：LGS（65型）下地（天井まで）（新設）GB-St12.5+化粧ケイカル板t6（天井まで）（新設）
W-⑤	RC下地（既設のまま）GB-St12.5（GL工法）+化粧ケイカル板t6（天井まで）（新設）
	新設LGS下地壁 既設部分を示す
	床仕上 新設範囲

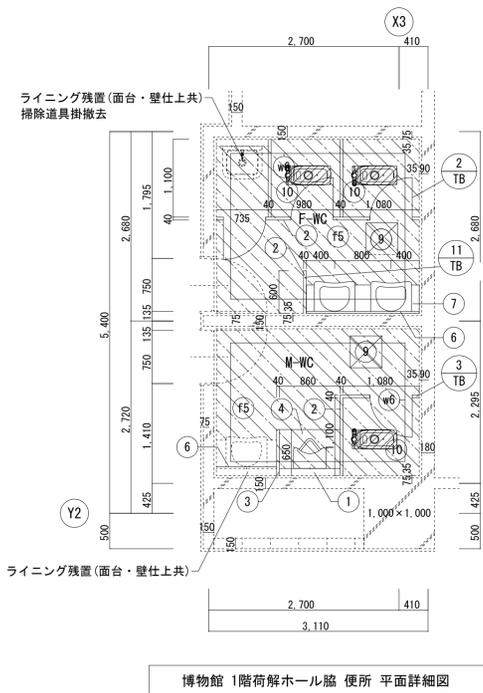
※吊ボルトインサートは既設利用とする。

改修後（新設）展開図 S=1/100

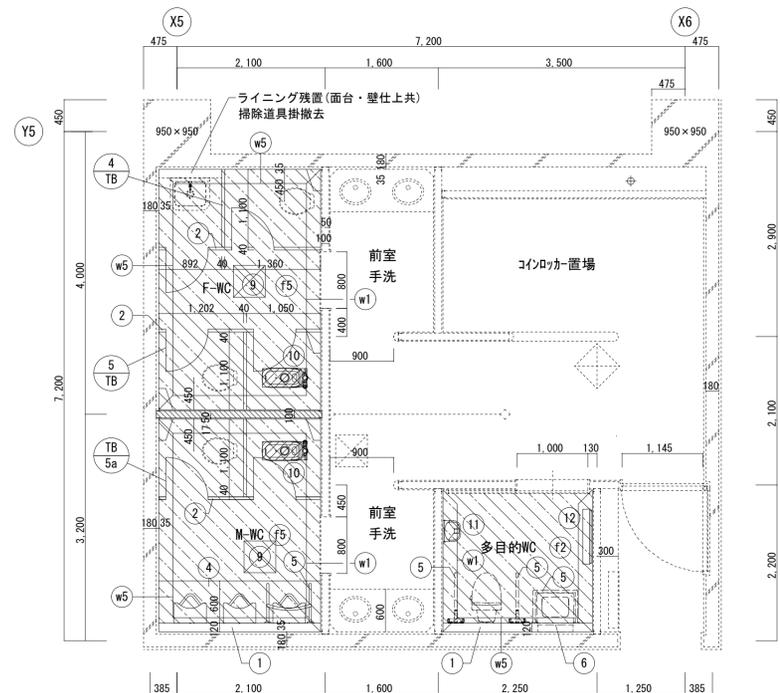
※特記なき限り、壁は既設のままとする。



改修前（撤去）平面詳細図 S=1/50

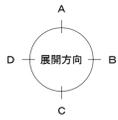


博物館 1階荷解ホール脇 便所 平面詳細図



博物館 1階 便所 平面詳細図

※個室ブース内、コーナー棚取りし復旧（5か所 清掃共）



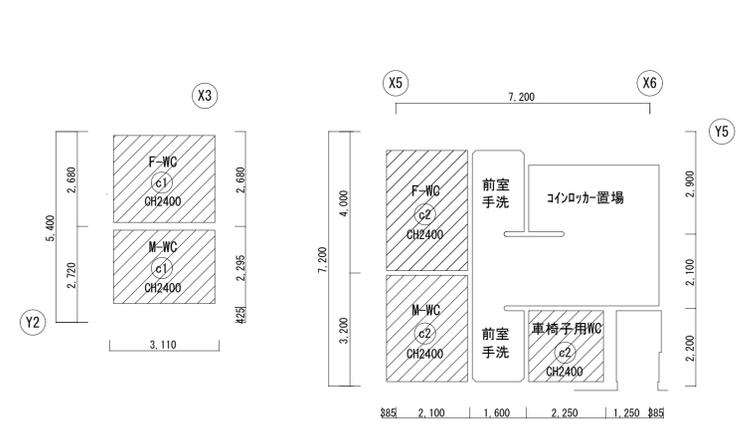
解体・撤去項目 ※<KD-*> は部分詳細番号（撤去）を示す。

F1	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + セルフレベリング + 塗布防水】撤去
F2	床：仕上材【大理石 t30 + 塗布防水】撤去
F3	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + 蒸上コン + アス防】撤去
F4	床：仕上材【タイルカーペット】撤去
F5	床：仕上材【ノンスリップシート貼】撤去
w1	壁：LGS下地（既設のまま）Pbt12（撤去）ケイカル化粧板（撤去）
w2	壁：LGS下地（撤去）
w3	WC壁 Pbt12+ケイカル化粧板（撤去） ロビー側 Pbt12+ビニルクロス貼（撤去）
w4	壁：RC下地（既設のまま）Pbt12（GL工法）+ビニルクロス貼（撤去）
w5	壁：LGS下地（撤去）Pbt12+ケイカル化粧板（撤去）
w6	壁：RC下地（既設のまま）Pbt12（GL工法）+ケイカル化粧板（撤去）
1	ライニング 撤去（面台共）
2	トイレブース 撤去（H=1900、メラミン化粧板フラッシュt40）
3	隔板 残置
4	汚垂石 撤去
5	手摺 撤去（設備工事）
6	鏡 撤去（設備工事）
7	洗面カウンター 撤去（D500×H750）
8	照明ボックス 撤去（D250）
9	床点検口残置（450角 枠共）、床仕上撤去
10	床仕上撤去（和便器とも）260×630（カッター入れ、下地モルタル共撤去）
11	ベビーチェア撤去（設備工事）
12	ベビーシート撤去（設備工事）
	衛生陶器 撤去（設備工事）
c1	天井：仕上のみ撤去【ケイカル板t6 目透し貼VP】
c2	天井：仕上のみ共撤去【Pbt12 EP】

改修前凡例

	鉄筋コンクリート造 柱・壁		LGS下地 壁
	コンクリートブロック造 壁		LGS下地残置、壁仕上撤去（天井まで）
	床仕上 撤去範囲		撤去建具符号

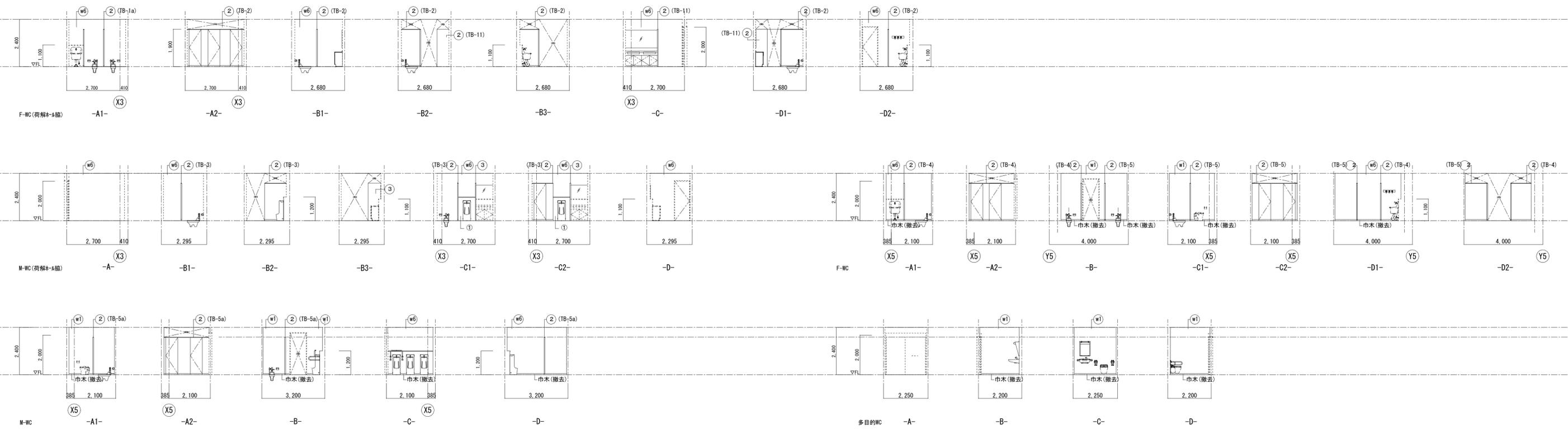
改修前（撤去）天井伏図 S=1/100



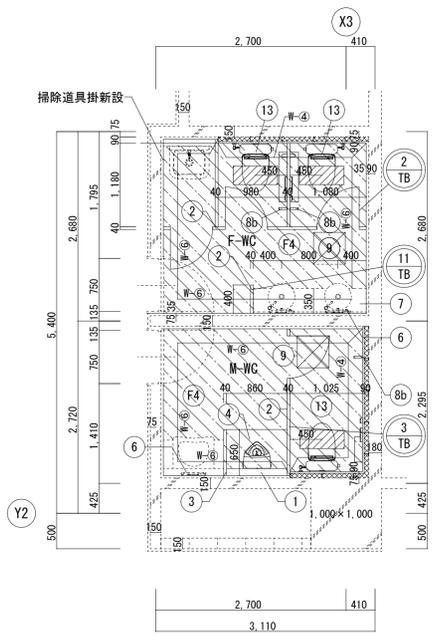
天井撤去凡例

	天井撤去範囲
	天井点検口 450角 撤去

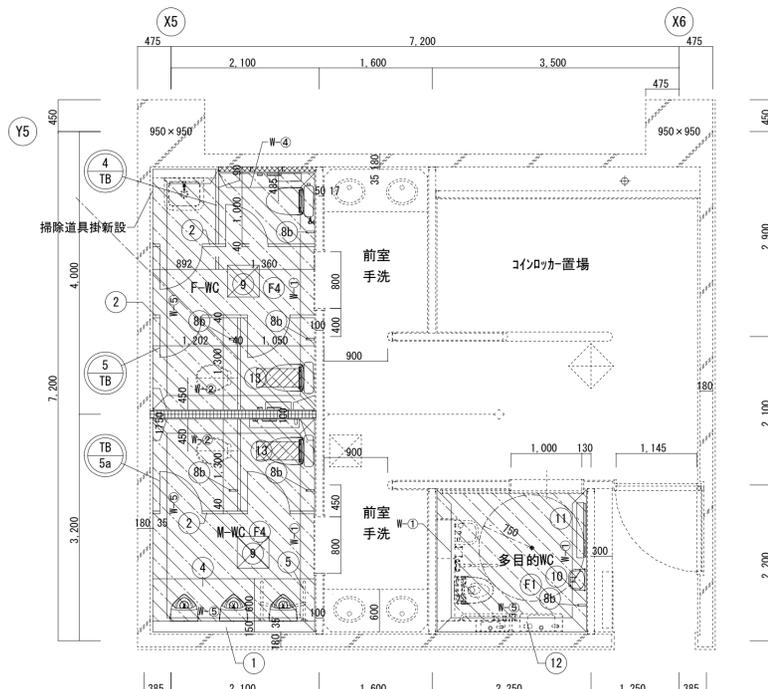
改修前（撤去）展開図 S=1/100



改修後（新設）平面詳細図 S=1/50

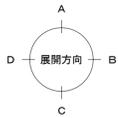


博物館 1階荷解ホール脇 便所 平面詳細図



博物館 1階 便所 平面詳細図

※個室ブース内、コーナー掘取りし復旧（5か所 清掃共）



新設・改修項目 ※<D-0**> は部分詳細図番号を示す。

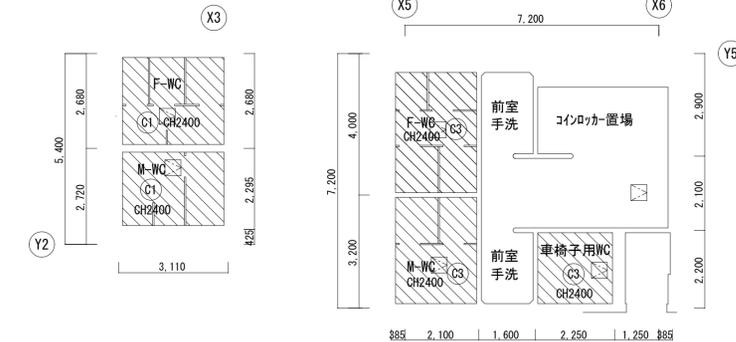
(F1)	床：仕上材 [防汚染防滑性ビニル床シート] (モルタル30) 新設				
(F1+)	床：仕上材 [防汚染防滑性ビニル床シート] (セルフレベリング・塗布防水 共) 新設				
(F2)	床：仕上材 [防汚染防滑性ビニル床シート] (嵩上コン + アス防 共) 新設				
(F3)	床：仕上材 [タイルカーペット] 新設				
(F4)	床：仕上材 [防汚染防滑性ビニル床シート] 新設				
①	ライニング 新設 (天板：ポストフォーム)	②	トイレブース 新設		
③	隔板 既設のまま	④	汚垂タイル 新設	⑤	手摺新設 (設備工事)
⑥	照明付鏡 新設 (設備工事)	⑦	洗面カウンター 新設 (設備工事)		
⑧	フック 新設 (b: 荷物掛け)				
⑨	床点検口 既設 (450角、枠共)、床仕上新設				
⑩	ベビーチェア 新設 (設備工事)	⑪	ベビーベット 新設 (設備工事)		
⑫	多目的便所のユニット (設備工事)	⑬	衛生陶器 新設 (設備工事)		
⑬	和便器撤去跡穴埋め 260×630				
(C1)	天井・仕上のみ新設 [GB-D t9.5]				
(C2)	天井：NAD再塗装				
(C3)	天井・仕上のみ新設 [GB-Rt9.5+岩綿吸音板t9]				
(C4)	天井・仕上・下地共新設 [GB-Rt9.5+岩綿吸音板t12]				

※巾木は特記なき限り、床材立上 H75とする。

改修後凡例 ※新設LGS下地壁は下記による。特記なきはスタッド天井まで65型 スラブまで100型

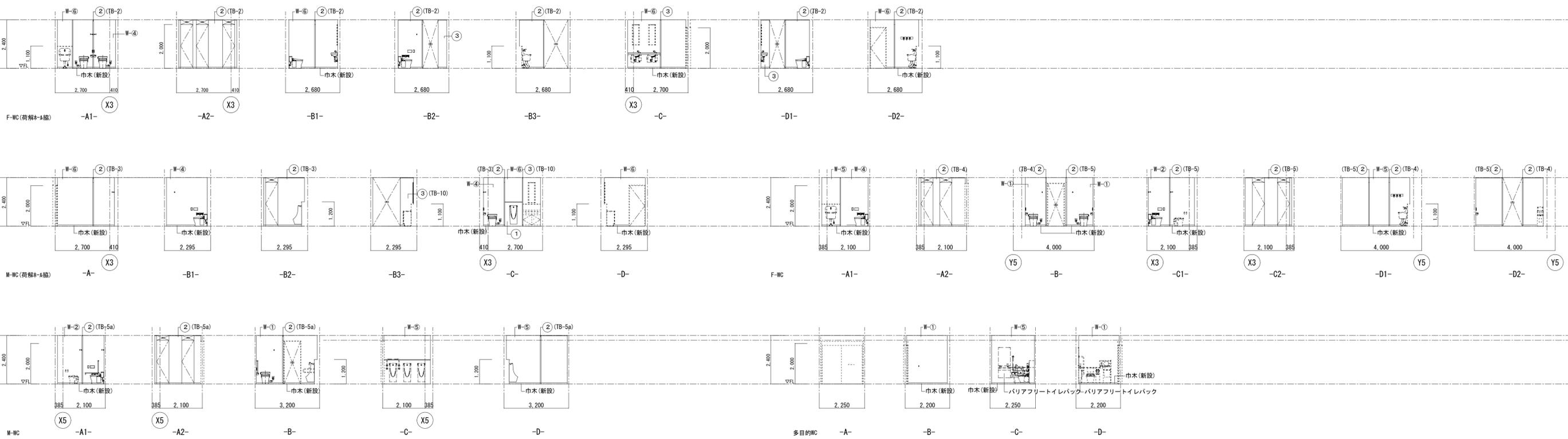
W-①	壁：LGS下地 (既設のまま) GB-S t12.5 + 化粧ケイカル板 t6 (新設)			
W-②	既設 LGS下地、壁仕上げ GW充填 t50 24kg/m3 (天井まで) WC側壁 GB-S t12.5 + 化粧ケイカル板 t6 (新設) ロビー側壁 GB-R t12.5 + t9.5 + ビニルクロス貼 (新設) + ビニル巾木 H75 (新設)			
W-③	壁：RC下地 (既設のまま) GB-R t12.5 (GL工法) + ビニルクロス貼 (天井まで) (新設) + ビニル巾木 H75 (新設)			
W-④	壁：LGS (65型) 下地 (天井まで) (新設) GB-St12.5 + 化粧ケイカル板 t6 (天井まで) (新設)			
W-⑤	RC下地 (既設のまま) GB-St12.5 (GL工法) + 化粧ケイカル板 t6 (天井まで) (新設)			
W-⑥	RC下地 (既設のまま) 既設t6の上、化粧ケイカル板 t6 (天井まで) (新設)			
W-⑦	壁：LGS下地+GB-R t12.5 (既設のまま) ビニルクロス貼 (天井まで) (新設) + ビニル巾木 H75 (新設)			
	新設LGS下地壁	既設部分を示す	LSD	新設建具符号
	床仕上 新設範囲			

改修後（新設）天井伏図 S=1/100

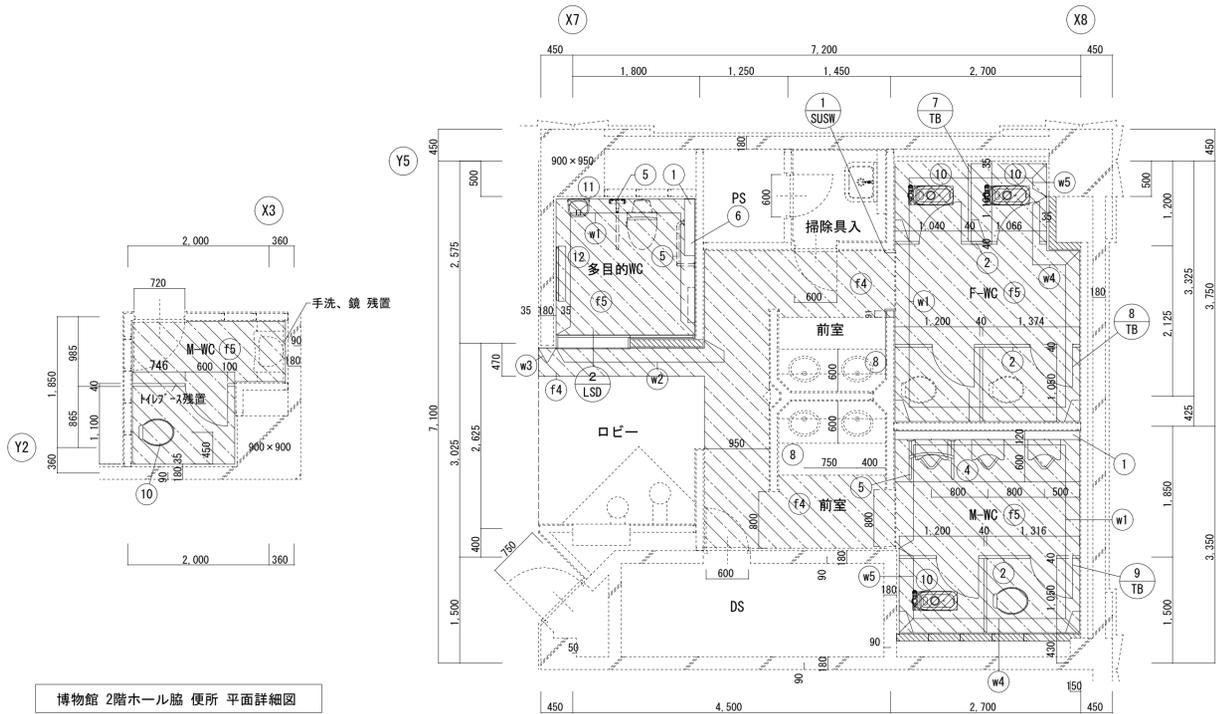


天井新設凡例	
	天井改修範囲
	天井点検口 450角 新設
※ 吊ボルトインサートは既設利用とする。	

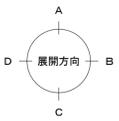
改修後（新設）展開図 S=1/100



改修前（撤去）平面詳細図 S=1/50



博物館 2階ホール脇 便所 平面詳細図



博物館 2階 便所 平面詳細図

※個室ブース内、コーナー棚取りし復旧（6か所 清掃共）

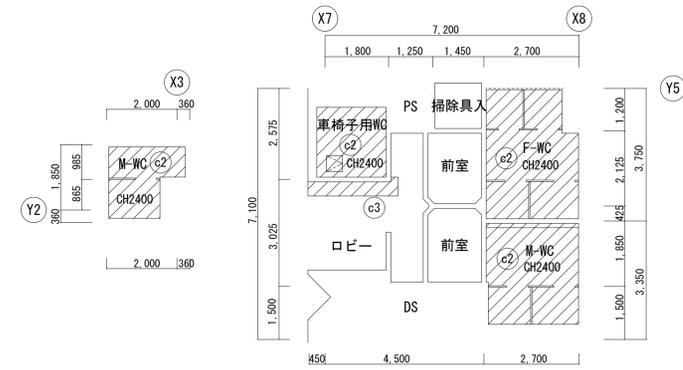
解体・撤去項目 ※<KD=>は部分詳細図番号（撤去）を示す。

F1	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + セルフレベリング + 塗布防水】撤去
F2	床：仕上材【大理石 t30 + 塗布防水】撤去
F3	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + 嵩上コン + アス防】撤去
F4	床：仕上材【タイルカーペット】撤去
F5	床：仕上材【ノンスリップシート貼】撤去
w1	壁：LGS下地（既設のまま）Pbt12（撤去）ケイカル化粧板（撤去）
w2	壁：LGS下地（撤去） WC壁 Pbt12+ケイカル化粧板（撤去） ロビー側 Pbt9+t12+ビニルクロス貼（撤去）
w3	壁：RC、LGS下地（既設のまま）Pbt9+t12+ビニルクロス貼（撤去）
w4	壁：LGS下地（撤去）Pbt12+ケイカル化粧板（撤去）
w5	壁：RC下地（既設のまま）Pbt12（GL工法）+ケイカル化粧板（撤去）
1	ライニング撤去（面台共）
2	トイレブース撤去（H=1900、メラミン化粧板フラッシュ40）
3	隔板撤去
4	汚垂石撤去
5	手摺撤去（設備工事）
6	鏡撤去（設備工事）
7	洗面カウンター撤去（D500×H750）
8	照明ボックス（既設のまま）（D250）
9	床点検口撤去（450角、枠共）
10	床仕上撤去（和便器とも）260×630（カッター入れ、下地モルタル共撤去）
11	ペーパーチェア撤去（設備工事）
12	ペーパーシート撤去（設備工事）
衛生陶器撤去（設備工事）	
e1	天井：仕上・下地共撤去【ケイカル板t6 目透し貼VP】
e2	天井：仕上・下地共撤去【Pbt12 EP】
e3	天井：仕上・下地共撤去【GB-Rt9.0+岩綿吸音板t12】

改修前凡例

	鉄筋コンクリート造 柱・壁		LGS下地 壁
	コンクリートブロック造 壁		LGS下地 壁 撤去
	床仕上 撤去範囲		撤去建具符号

改修前（撤去）天井伏図 S=1/100

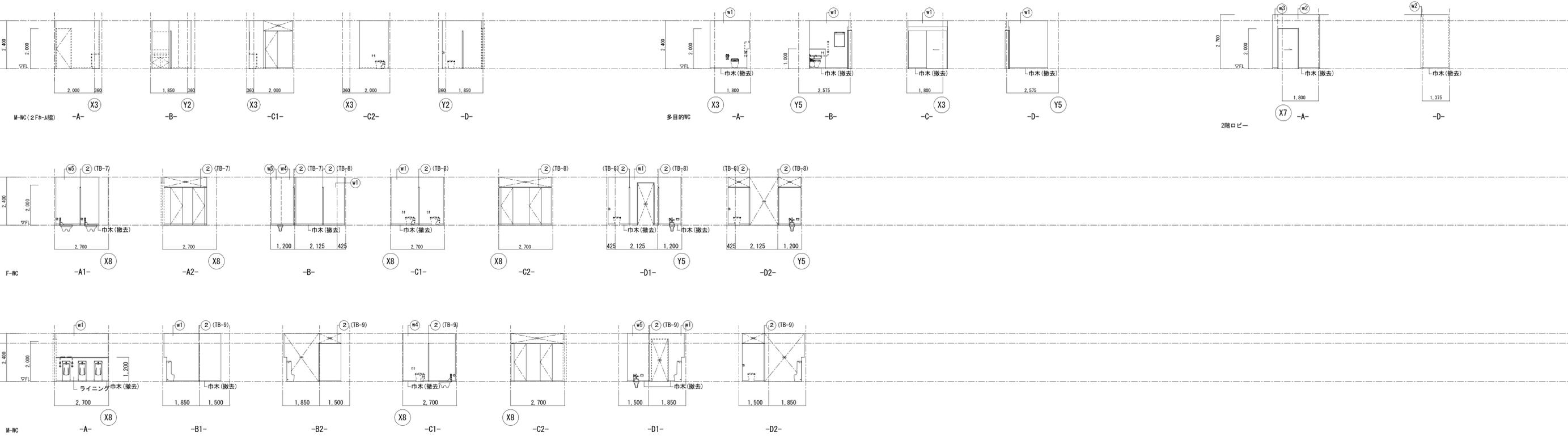


天井撤去凡例

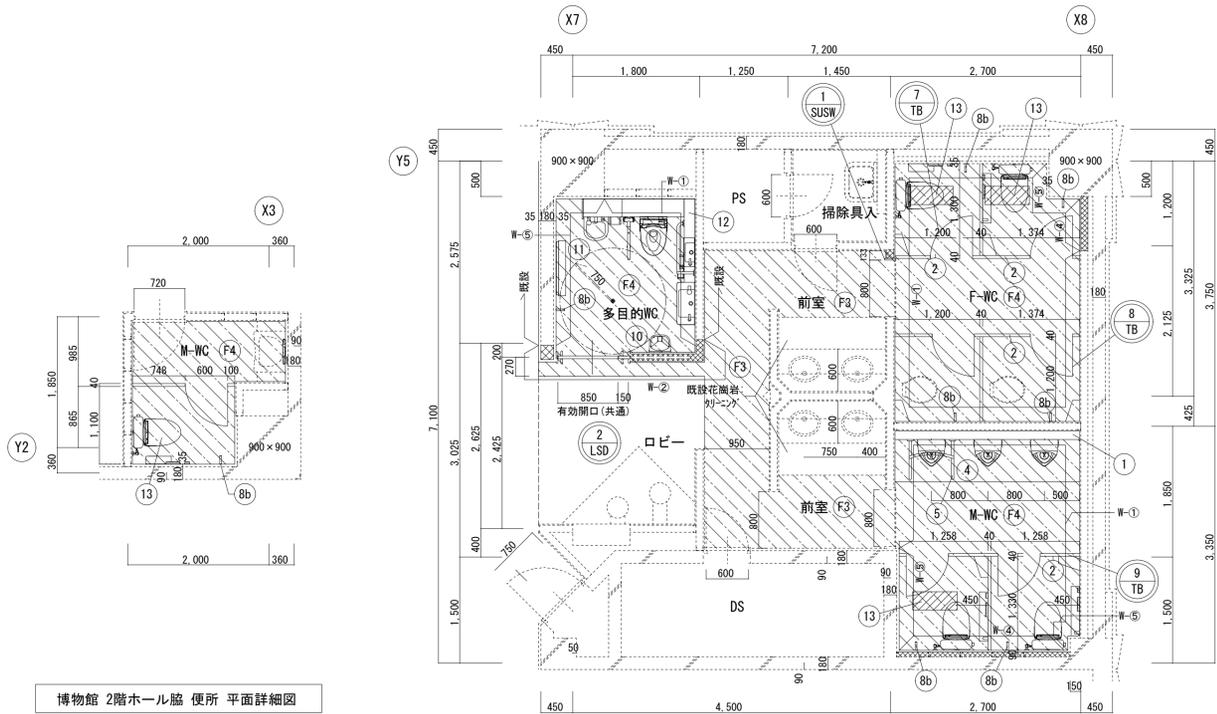
	天井撤去範囲
	天井点検口 450角 撤去

改修前（撤去）展開図 S=1/100

※特記なき限り、壁は残置とする。



改修後（新設）平面詳細図 S=1/50



博物館 2階ホール脇 便所 平面詳細図



博物館 2階 便所 平面詳細図

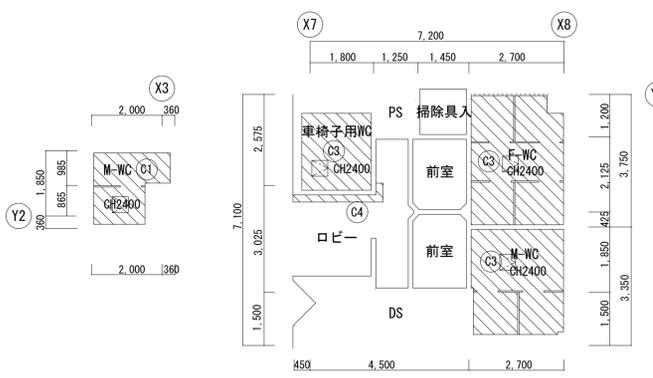
※個室ブース内、コーナー棚取りし復旧（6か所 清掃共）

新設・改修項目 ※<D-0**> は部分詳細図番号を示す。

F1	床：仕上材【防汚染防汚性ビニル床シート】（下地モルタルt30・塗布防水 共）新設				
F2	床：仕上材【防汚染防汚性ビニル床シート】（嵩上コン + アス防 共）新設				
F3	床：仕上材【タイルカーペット】新設（下地補修）				
F4	床：仕上材【防汚染防汚性ビニル床シート】新設				
1	ライニング 新設（天板：ポストフォーム）	2	トイレブース 新設		
3	隔板 新設	4	汚垂タイル 新設	5	手摺新設（設備工事）
6	照明付鏡 新設（設備工事）	7	洗面カウンター新設 欠番		
8	フック 新設（a：傘掛け、b：荷物掛け）				
9	床点検口 新設（ステンレス製 450角、枠共） 枠廻り：モルタル詰				
10	ベビーチェア 新設（設備工事）	11	ベビーベット 新設（設備工事）		
12	多目的便所のユニット（設備工事）	衛生陶器 新設（設備工事）			
13	和便器撤去跡穴埋め 260×630				
C1	天井：仕上・下地共新設【GB-D t9.5】				
C2	天井：NAD再塗装				
C3	天井：仕上・下地共新設【GB-Rt9.5+岩綿吸音板t9】				
C4	天井：仕上・下地共新設【GB-Rt9.5+岩綿吸音板t12】				

※巾木は特記なき限り、床材立上 H75とする。

改修後（新設）天井伏図 S=1/100



改修後凡例 ※新設LGS下地壁は下記による。特記なきはスタッド天井まで65型 スラブまで100型

W-1	壁：LGS下地（既設のまま）GB-S t12.5 + 化粧ケイカル板 t6（新設）
W-2	遮音壁：（新設（スラブ下まで）LGS下地 GWt50 24kg/m3 充填）（新設） WC側壁 GB-S t12.5（スラブまで）+ 化粧ケイカル板 t6（天井まで）（新設） ロビー側 GB-Rt9.5（下貼）+t12.5（上貼）（スラブまで）+ビニルクロス貼（新設）+SUS巾木H75（新設）
W-3	壁：LGS下地（既設のまま） GB-Rt9.5+t12.5（スラブまで）+ ビニルクロス貼（天井まで）+ SUS巾木 H75（新設）
W-4	壁：LGS（65型）下地（天井まで）（新設）GB-St12.5+化粧ケイカル板t6（天井まで）（新設）
W-5	RC下地（既設のまま）GB-St12.5（GL工法）+化粧ケイカル板t6（天井まで）（新設）
W-6	RC下地（既設のまま）既設t14の上、化粧ケイカル板t6（天井まで）（新設）

	新設LGS下地壁		既設部分を示す		新設建具符号
	床仕上 新設範囲		LSD		

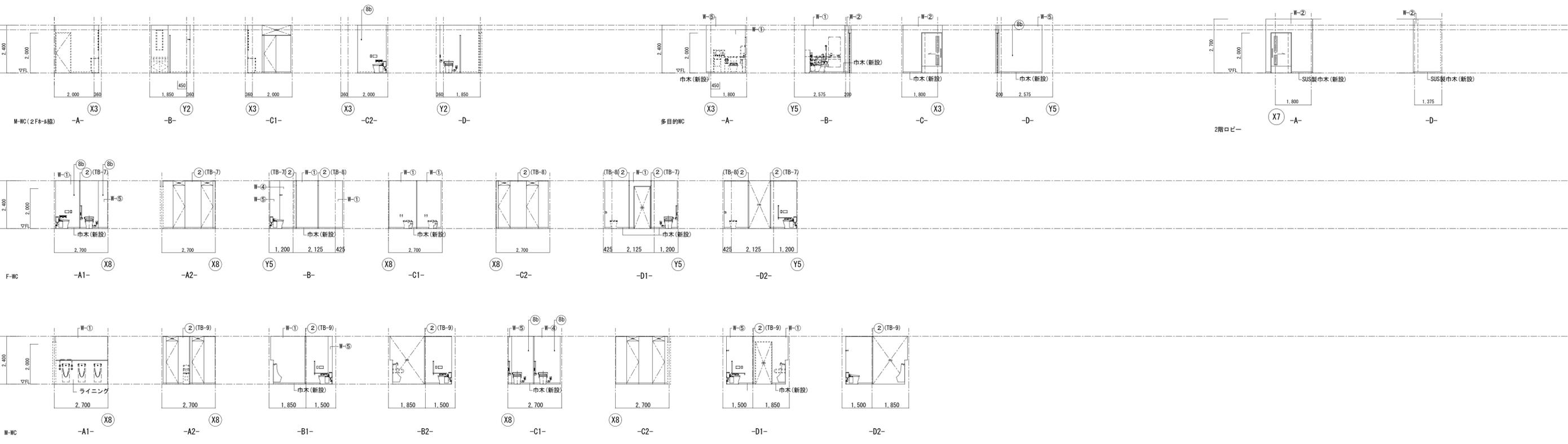
天井新設凡例

	天井新設範囲（仕上・下地共）
	天井点検口 450角 新設

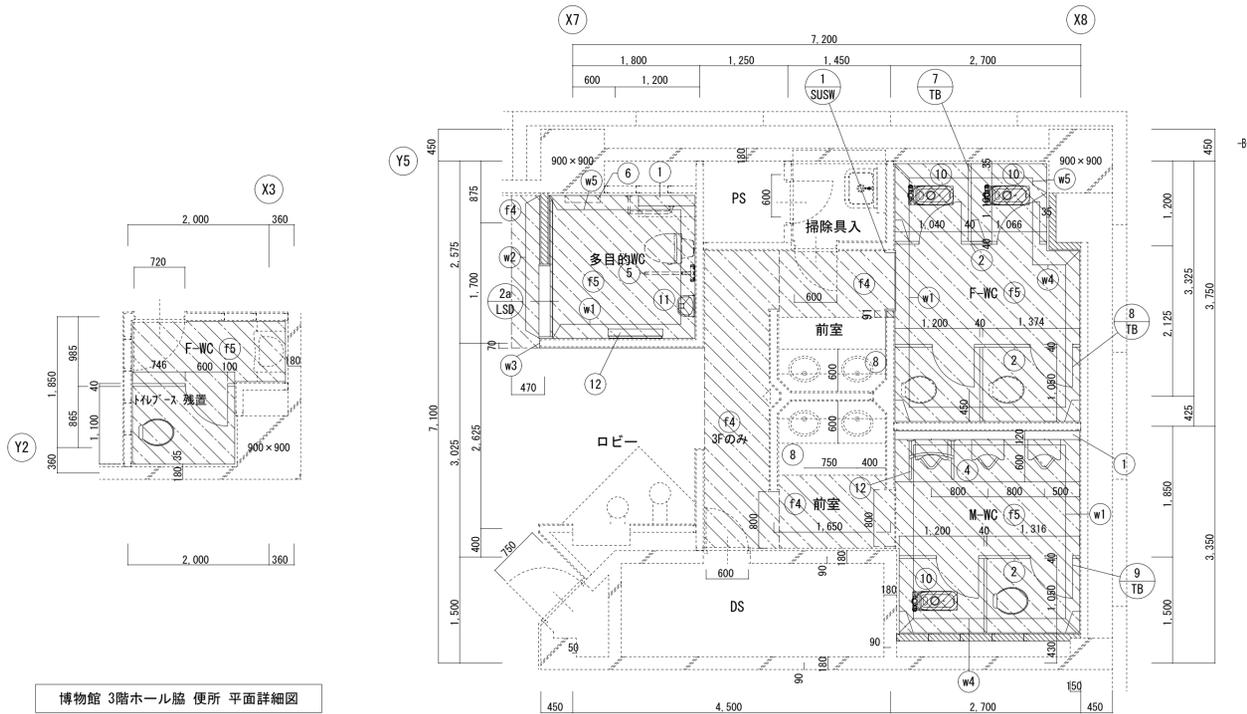
※ 吊ボルトインサートは既設利用とする。

改修後（新設）展開図 S=1/100

※特記なき限り、壁は既設のままとする。



改修前（撤去）平面詳細図 S=1/50



博物館 3階ホール脇 便所 平面詳細図

博物館 3階 多目的便所・3~5階便所 平面詳細図

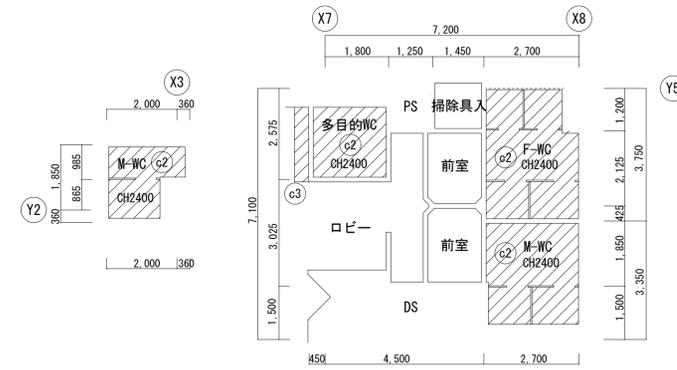
※個室ブース内、コーナー棚取り外し復旧（各階6か所 清掃共）



解体・撤去項目 ※<KD=>は部分詳細図番号（撤去）を示す。

F1	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + セルフレベリング + 塗布防水】撤去
F2	床：仕上材【大理石 t30 + 塗布防水】撤去
F3	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + 嵩上コン + アス防】撤去
F4	床：仕上材【タイルカーベット】撤去
F5	床：仕上材【ノンスリップシート貼】撤去
w1	壁：LGS下地（既設のまま）Pbt12（撤去）ケイカル化粧板（撤去）
w2	壁：LGS下地（撤去）
w3	壁：RC、LGS下地（既設のまま）Pbt9+t12+ビニルクロス貼（撤去）
w4	壁：LGS下地（撤去）Pbt12+ケイカル化粧板（撤去）
w5	壁：RC下地（既設のまま）Pbt12（GL工法）+ケイカル化粧板（撤去）
1	ライニング 撤去（面台共）
2	トイレブース 撤去（H=1900、メラミン化粧板フラッシュt40）
3	隔板 撤去
4	汚垂石 撤去
5	手摺 撤去（設備工事）
6	鏡 撤去（設備工事）
7	洗面カウンター（既設のまま）（D500×H750）
8	照明ボックス（既設のまま）（D250）
9	床点検口 撤去（450角、枠共）
10	床仕上撤去（和便器とも）260×630（カッター入れ、下地モルタル共撤去）
11	ベビーチェア撤去（設備工事）
12	ベビーシート撤去（設備工事）
衛生陶器 撤去（設備工事）	
e1	天井：仕上・下地共 撤去【ケイカル板t6 目透し貼VP】
c2	天井：仕上・下地共 撤去【Pbt12 EP】 ※3階4~5階及び5階は仕上のみ撤去
c3	天井：仕上・下地共 撤去【GB-Rt9.0+岩綿吸音板t12】

改修前（撤去）天井伏図 S=1/100



改修前凡例

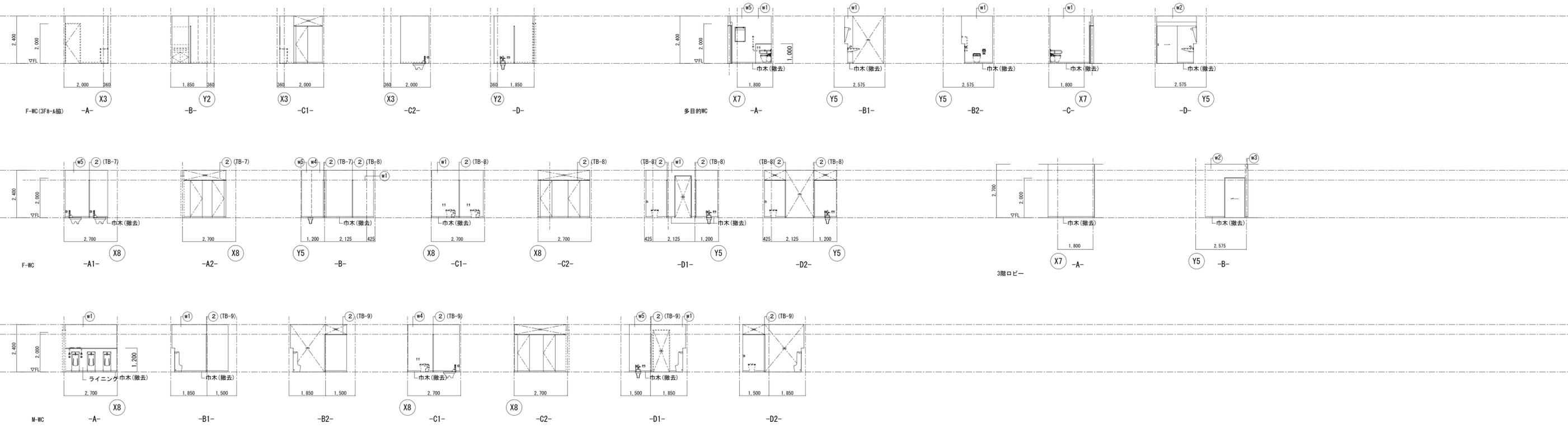
	鉄筋コンクリート造 柱・壁		LGS下地 壁
	コンクリートブロック造 壁		LGS下地 壁 撤去
	床仕上 撤去範囲		撤去建具符号

天井撤去凡例

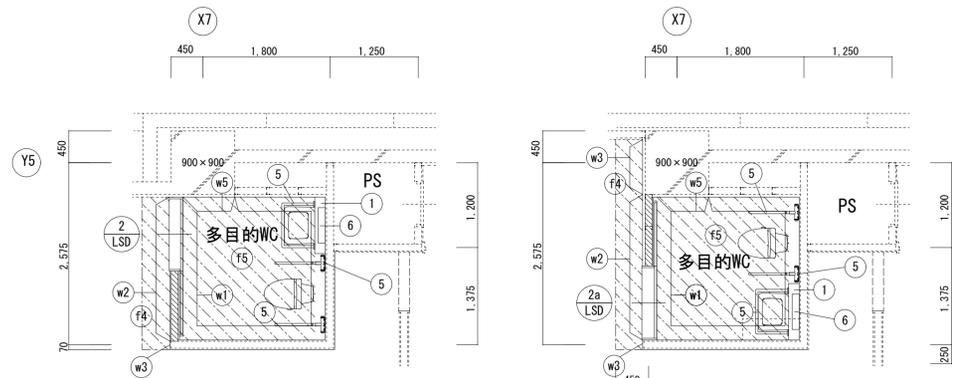
	天井撤去範囲（仕上・下地共）
	天井点検口 450角 撤去

改修前（撤去）展開図 S=1/100

※特記なき限り、壁は残置とする。

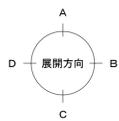


改修前（撤去）平面詳細図 S=1/50 ※F-WC, M-WCは3階に同じ



博物館 4階 多目的便所 平面詳細図

博物館 5階 多目的便所 平面詳細図



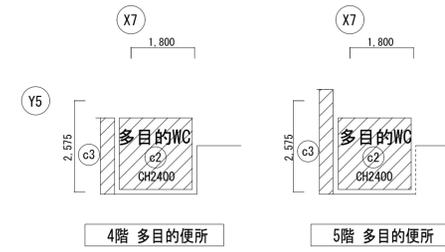
解体・撤去項目 ※<KD-※>は部分詳細図番号（撤去）を示す。

F1	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + セルフレリング + 塗布防水】撤去
F2	床：仕上材【大理石 t30 + 塗布防水】撤去
F3	床：仕上材【ノンスリップシート貼 + 嵩上コン + アス防】撤去
F4	床：仕上材【タイルカーペット】撤去
F5	床：仕上材【ノンスリップシート貼】撤去
W1	壁：LGS下地（既設のまま）PBt12（撤去）ケイカル化粧板（撤去）
W2	壁：LGS下地（撤去）
W3	壁：RC、LGS下地（既設のまま）PBt9+t12+ビニルクロス貼（撤去）
W4	壁：LGS下地（撤去）PBt12+ケイカル化粧板（撤去）
W5	壁：RC下地（既設のまま）PBt12（GL工法）+ケイカル化粧板（撤去）
1	ライニング 撤去（面台共）
2	トイレブース 撤去（H=1900、メラミン化粧板フラッシュ140）
3	隔板 撤去
4	汚垂石 撤去
5	手摺 撤去（設備工事）
6	鏡 撤去（設備工事）
7	洗面カウンター 撤去（D500×H750）
8	照明ボックス 撤去（D250）— 欠番
9	床点検口 撤去（450角、枠共）
10	床仕上撤去（和便器とも）260×630（カッター入れ、下地モルタル共撤去）
	衛生陶器 撤去（設備工事）
O1	天井：仕上・下地共 撤去【ケイカル板t6 目透し貼VP】
C2	天井：仕上・下地共 撤去【PBt12 EP】 ※5階は仕上のみ撤去
C3	天井：仕上・下地共 撤去【GB-Rt9.0+岩綿吸音板t12】

改修前凡例

	鉄筋コンクリート造 柱・壁		LGS下地 壁
	コンクリートブロック造 壁		LGS下地 壁 撤去
	床仕上 撤去範囲		撤去建具符号

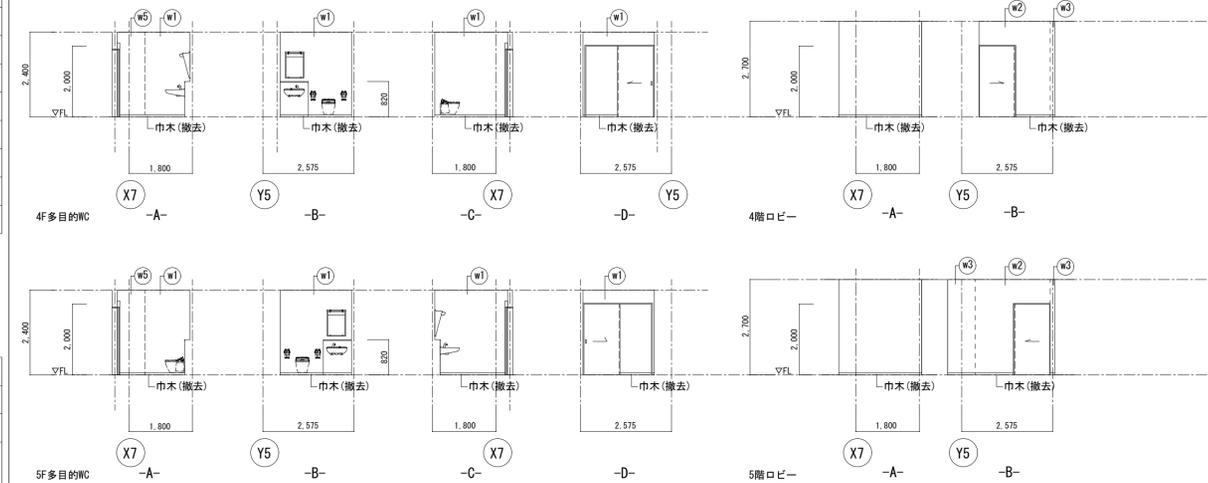
改修前（撤去）天井伏図 S=1/100 ※F-WC, M-WCは3階に同じ



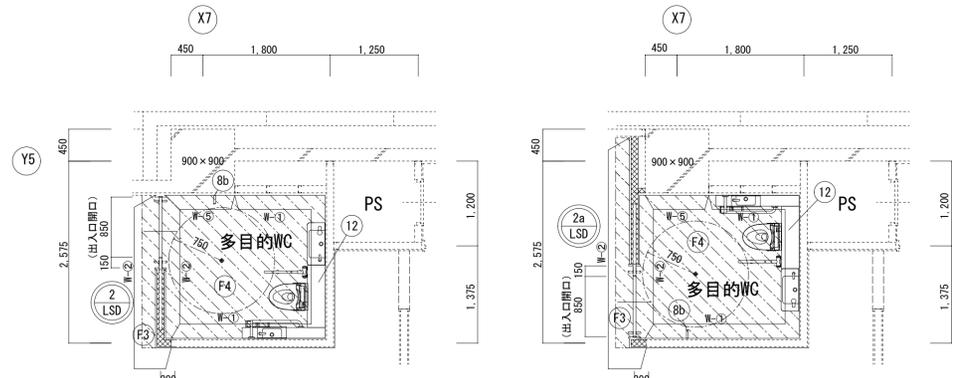
天井撤去凡例

	天井撤去範囲（仕上・下地共）
	天井点検口 450角 撤去

改修前 展開図 S=1/100 ※F-WC, M-WCは3階に同じ

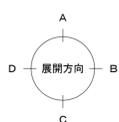


改修後（新設）平面詳細図 S=1/50 ※F-WC, M-WCは3階に同じ



博物館 4階 多目的便所 平面詳細図

博物館 5階 多目的便所 平面詳細図



新設・改修項目 ※<D-0+※>は部分詳細図番号を示す。

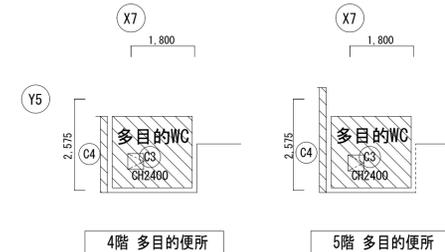
F1	床：仕上材【防汚染防汚性ビニル床シート】（下地モルタルt30・塗布防水 共）新設
F2	床：仕上材【防汚染防汚性ビニル床シート】（嵩上コン + アス防 共）新設
F3	床：仕上材【タイルカーペット】新設（下地補修）
F4	床：仕上材【防汚染防汚性ビニル床シート】新設
1	ライニング 新設（天板：ポストフォーム）
2	トイレブース 新設
3	隔板 新設
4	汚垂タイル 新設
5	手摺新設（設備工事）
6	照明付鏡 新設（設備工事）
7	洗面カウンター 新設
8	フック 新設（a：傘掛け、b：荷物掛け）
9	床点検口 新設（ステンレス製 450角、枠共） 枠廻り：モルタル詰
10	ペビージェア 新設（設備工事）
11	ペビージェット 新設（設備工事）
12	多目的便所のユニット（設備工事）
13	衛生陶器 新設（設備工事）
	和便器撤去跡穴埋め 260×630
O1	天井：仕上・下地共新設【GB-D t9.5】
O2	天井：EP-G再塗装
C3	天井：仕上・下地共新設【GB-Rt9.5+岩綿吸音板t9】 ※5階は仕上のみ新設
C4	天井：仕上・下地共新設【GB-Rt9.5+岩綿吸音板t12】

※巾木は特記なき限り、床材立上 H75とする。

改修後凡例 ※新設LGS下地壁は下記による。特記なきはスタッド天井まで65型 スラブまで100型

W-1	壁：LGS下地（既設のまま）GB-S t12.5 + 化粧ケイカル板 t6（新設）		
W-2	遮音壁：（新設（スラブ下まで）LGS下地 GWt50 24kg/m3 充填）（新設） WC側壁 GB-S t12.5（スラブまで）+ 化粧ケイカル板 t6（天井まで）（新設） ロビー側 GB-Rt9.5（下地）+ t12.5（上地）（スラブまで）+ ビニルクロス貼（新設） + SUS巾木H75（新設）		
W-3	壁：LGS下地（既設のまま） GB-Rt9.5+t12.5（スラブまで）+ ビニルクロス貼（天井まで）+ SUS巾木 H75（新設）		
W-4	壁：LGS（65型）下地（天井まで）（新設）GB-St12.5+化粧ケイカル板t6（天井まで）（新設）		
W-5	RC下地（既設のまま）GB-St12.5（GL工法）+化粧ケイカル板t6（天井まで）（新設）		
	新設LGS下地壁	既設部分を示す	新設建具符号
	床仕上 新設範囲		

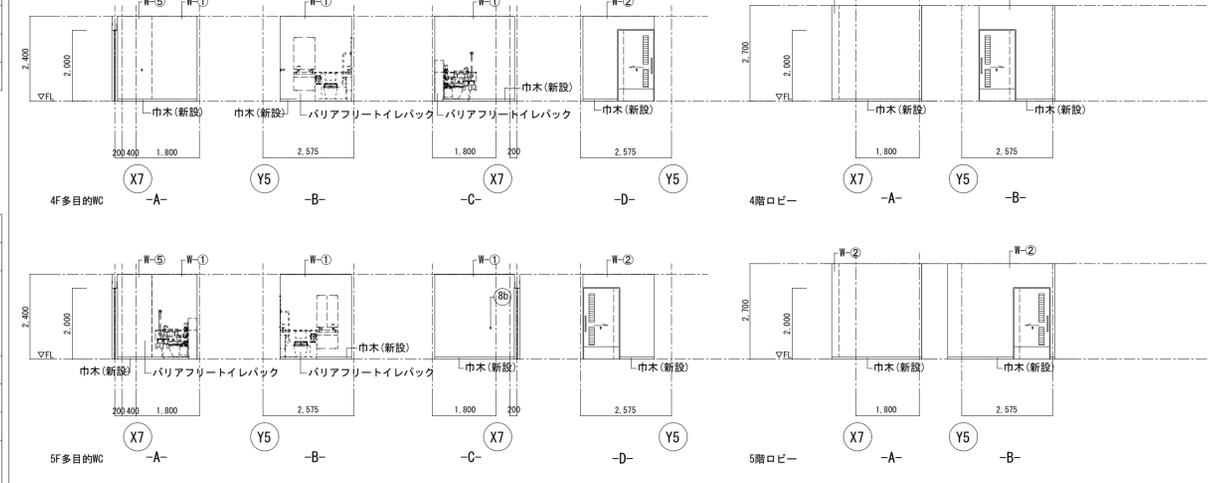
改修後（新設）天井伏図 S=1/100 ※F-WC, M-WCは3階に同じ



天井新設凡例

	天井新設範囲（仕上・下地共）
	天井点検口 450角 新設
	※ 吊ボルトインサートは既設利用とする。

改修後 展開図 S=1/100 ※F-WC, M-WCは3階に同じ



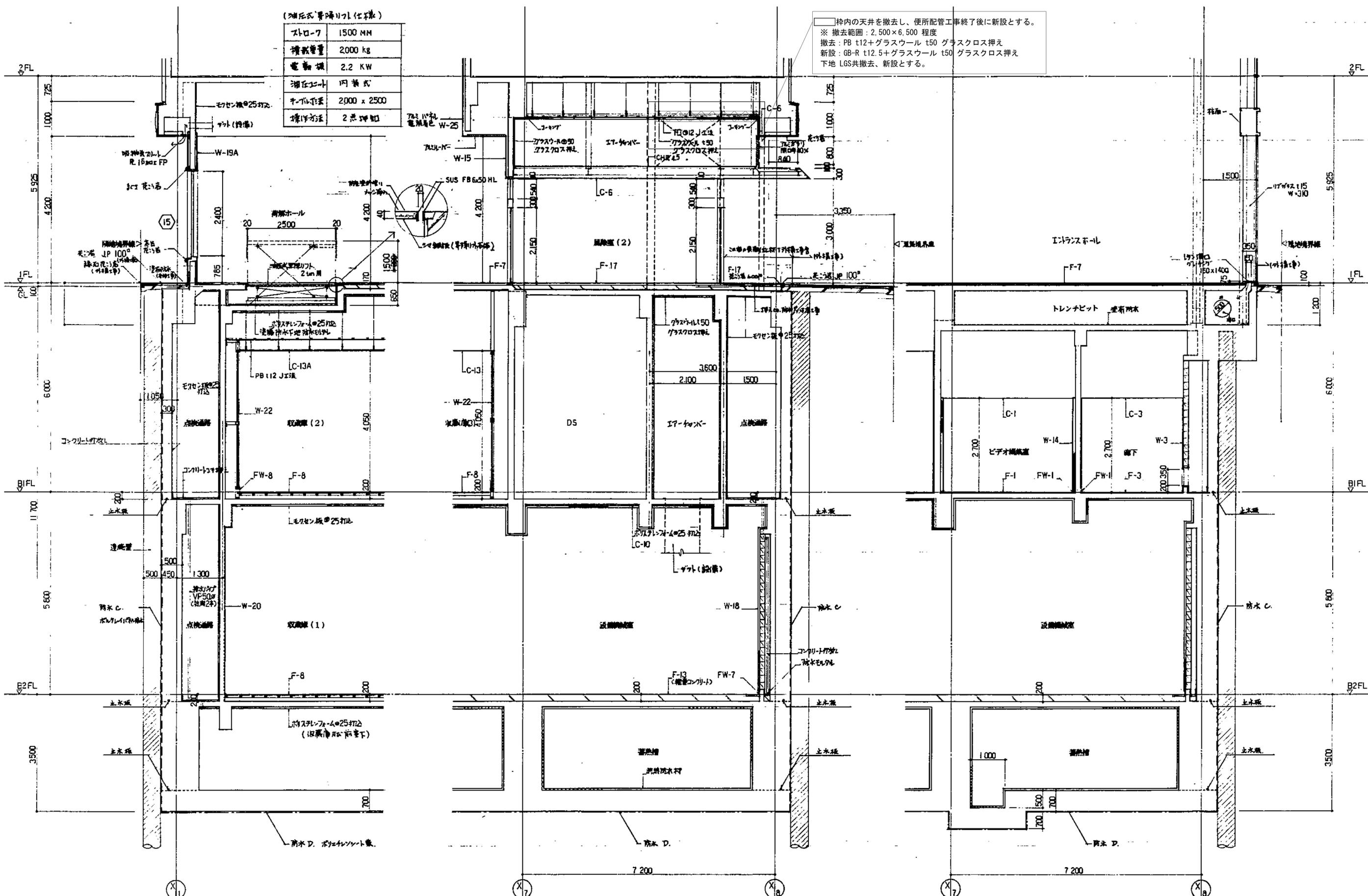
現況・撤去建具表																
符号	2 LSD	2a LSD	片引きフラッシュ戸	撤去	1 SUSW	三方枠	撤去									
場所	数量	見込	2-5F 車椅子用WC	4カ所	2-5F F-WC	4カ所	W155									
仕上	スチール 化粧鋼板 t=0.5				SUS304											
金物	引手・サムターン錠・ドアローザー (ストッパー付) SUS溶接・付属金物一式															
備考	※LSD-2aは左右対称とする															
姿図																
符号	1 TB	1a TB	トイレブース	既設のまま	2 TB	トイレブース	撤去	3 TB	トイレブース	撤去	4 TB	トイレブース	撤去			
場所	数量	見込	B1階 M-WC, F-WC	2カ所	40	1F 荷解ホール脇 F-WC	1カ所	40	1F 荷解ホール脇 M-WC	1カ所	40	1F F-WC	1カ所	40		
仕上	メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ			
金物	ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式			
備考	※TB-1aは左右対称とする															
姿図																
符号	5 TB	5a TB	トイレブース	撤去	6 TB	トイレブース	既設のまま	7 TB	トイレブース	撤去	8 TB	トイレブース	撤去			
場所	数量	見込	1F F-WC, M-WC	2カ所	40	2F-B1階 M-WC, 3F-B1階 F-WC	2カ所	40	2-5F F-WC	4カ所	40	2-5F F-WC	4カ所	40		
仕上	メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ			
金物	ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式			
備考	※TB-5aは左右対称とする															
姿図																
符号	9 TB	TB	トイレブース	撤去	11 TB	隔て板	撤去									
場所	数量	見込	2-5F M-WC	4カ所	40	1階 荷解ホ-ル脇 F-WC	1カ所	40								
仕上	メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ				メラミン化粧板フラッシュ							
金物	ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				ステンレス頭つなぎ ステンレス巾木 戸当り 丁番 付属金物一式				付属金物一式							
備考																
姿図																

新設・改修建具表												
符号	2 LSD	2a LSD	片引きフラッシュ戸	新設	1 SUSW	三方枠	新設					
場所	数量	見込	2-5F 車椅子用WC	4カ所	枠:170 扉:40	2-5F F-WC	4カ所	W155				
仕上	スチール 化粧鋼板 t=0.6 枠 浴槽垂鉛メッキ鋼板 t1.6焼付塗装				SUS304 t2.0 HL							
金物	SUS大型引手L=600程度・表示錠(大型サムターン、非常開錠付) 自動閉鎖装置(ストッパー付) SUS溶接・付属金物一式											
備考	※LSD-2aは左右対称とする											
姿図												
符号	2 TB	TB	トイレブース	新設	3 TB	トイレブース	新設	4 TB	トイレブース	新設		
場所	数量	見込	1F 荷解ホール脇 F-WC	1カ所	40	1F 荷解ホール脇 M-WC	1カ所	40	1F F-WC	1カ所	40	
仕上	高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)				高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)				高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)			
金物	戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) 付属金物一式				戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) 付属金物一式				戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) シリンダー錠(S&P) 付属金物一式			
備考												
姿図												
符号	5 TB	5a TB	トイレブース	新設	7 TB	トイレブース	新設	8 TB	トイレブース	新設		
場所	数量	見込	1F F-WC, M-WC	2カ所	40	2-5F F-WC	4カ所	40	2-5F F-WC	4カ所	40	
仕上	高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)				高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)				高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)			
金物	戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) 付属金物一式				戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) 付属金物一式				戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) 付属金物一式			
備考	※TB-5aは左右対称とする											
姿図												
符号	9 TB	TB	トイレブース	新設	11 TB	隔て板	新設					
場所	数量	見込	2-5F M-WC	4カ所	40	1階 荷解ホ-ル脇 F-WC	1カ所	40				
仕上	高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)				高圧メラミン化粧板フラッシュ、ステンレス巾木 エッジ(アルミ押出方材)				メラミン化粧板フラッシュ			
金物	戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) 付属金物一式				戸当帽子掛け 中心吊りグレティヒンジ 表示付ラッチ(非常開錠付) 付属金物一式				付属金物一式			
備考												
姿図												

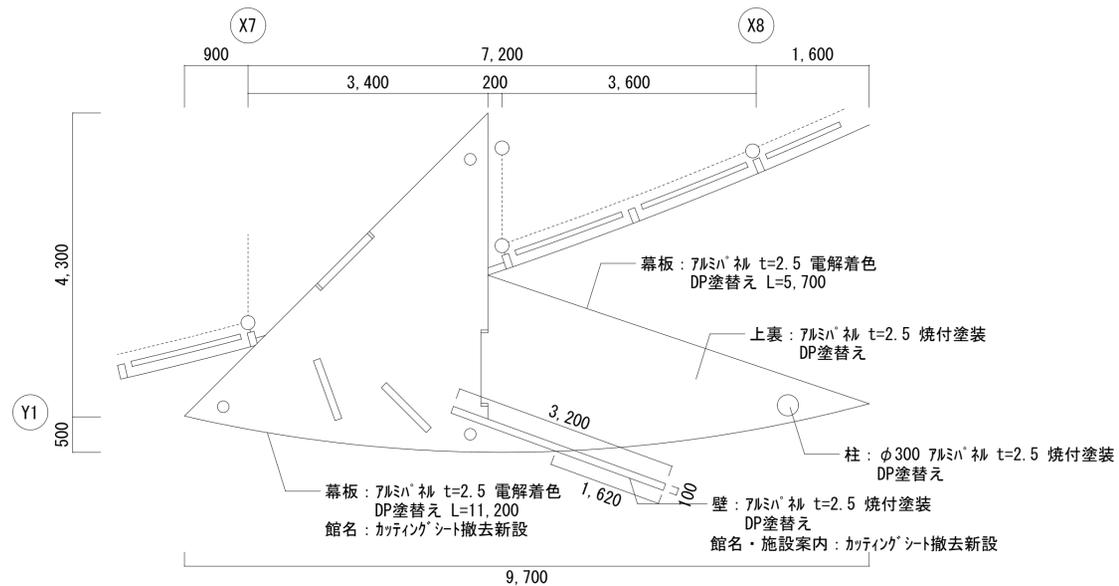
(油圧式昇降リフト仕様)

スローワ	1500 MM
積載重量	2000 kg
電動機	2.2 KW
油圧シリンダ	内装式
ケーブル径	2000 x 2500
操作方法	2点押釦

枠内の天井を撤去し、便所配管工事終了後に新設とする。
 ※ 撤去範囲：2,500×6,500 程度
 撤去：PB t12+ガラスウール t50 グラスクロス押え
 新設：GB-R t12.5+ガラスウール t50 グラスクロス押え
 下地 LGS共撤去、新設とする。

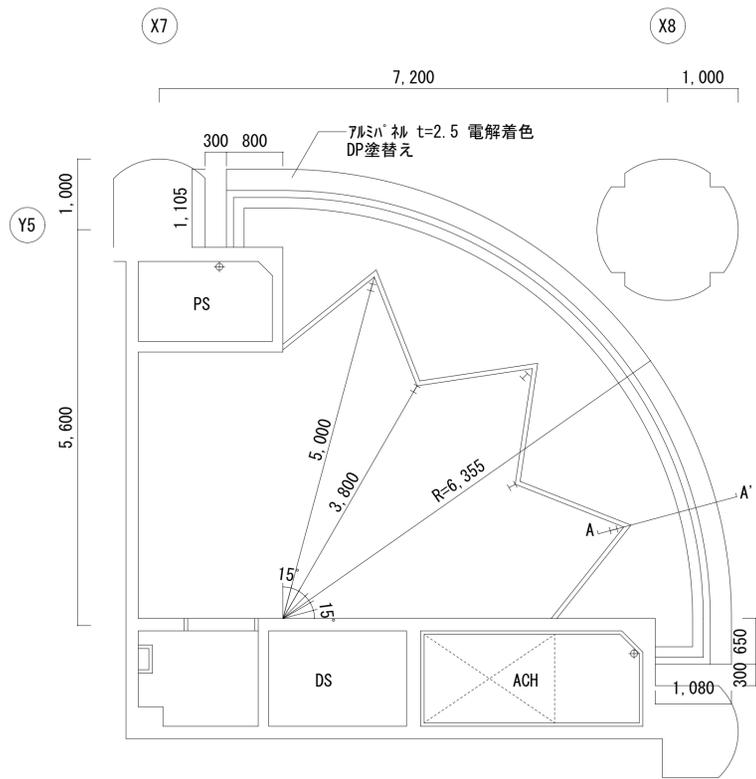


風除室（1）外部パネル面

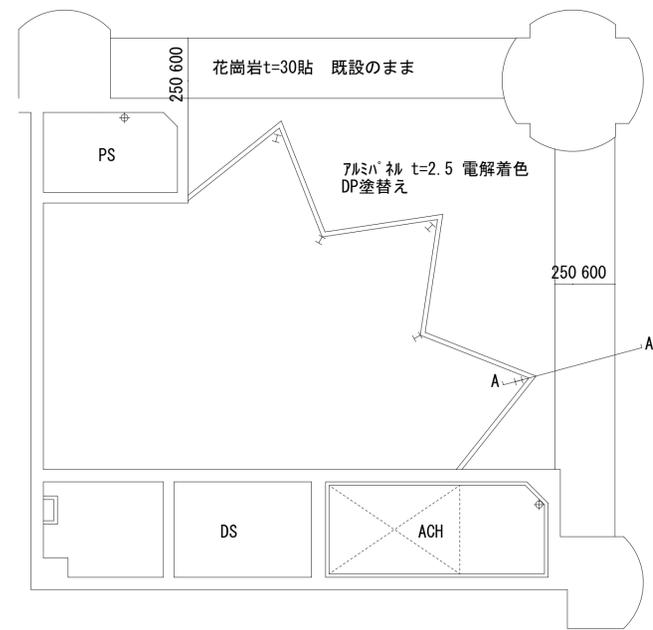


平面詳細図 1/50

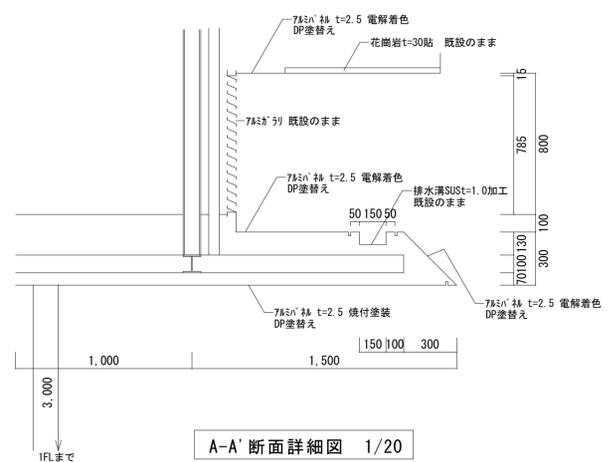
風除室（2）外部パネル面



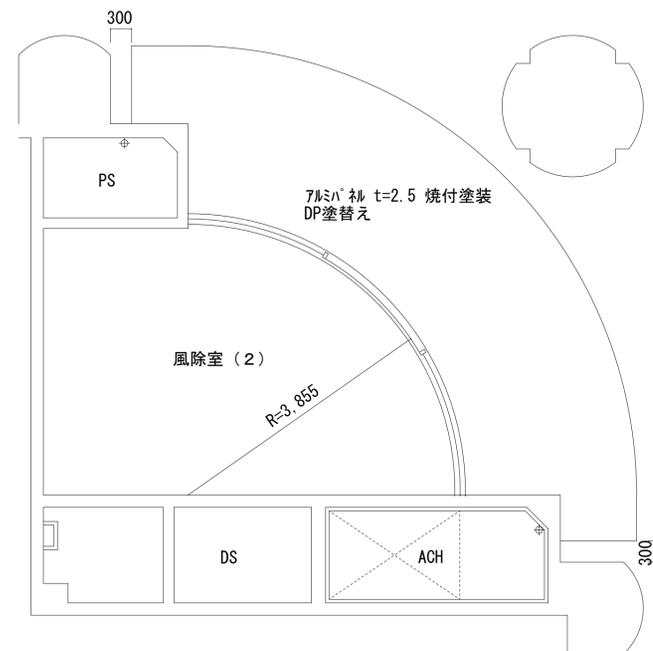
平面詳細図 1/50



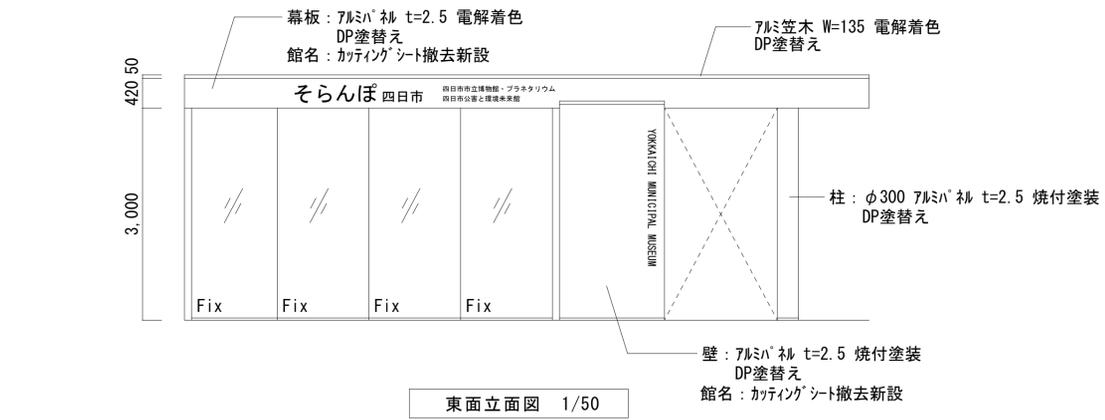
天井伏図 1/50



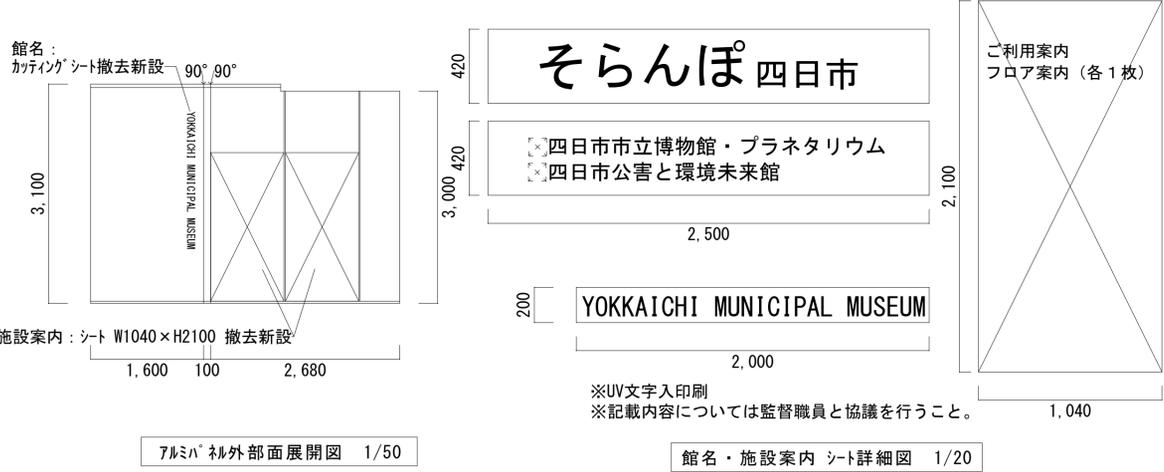
A-A' 断面詳細図 1/20



天井伏図 1/50



東面立面図 1/50



アルミハ 裨外部面展開図 1/50

館名・施設案内 シート詳細図 1/20

※UV文字入印刷
※記載内容については監督職員と協議を行うこと。

四日市市都市整備部営繕工務課		工事名 博物館特別展示室改修ほか工事	
一級建築士 登録 第 号	四日市市環訪町1番5号	日付 令和6年7月	図面番号 外部パネル改修図
		縮尺 A1 図示 A3 図示×2	図面番号 A-44 /